

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会

第6回総会



福井しあわせ元気国体 2018 福井しあわせ元気大会 2018

第73回 国民体育大会／第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ

平成27年8月17日(月)

福井商工会議所ビル コンベンションホール

資料目次

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会 第6回総会

○報告事項

【報告事項1】平成30年国体・大会の開催地および全体会期の決定	・・・ P 1
【報告事項2】委員等の変更および選任	・・・ P 3
【報告事項3】第8、9回常任委員会および第1回募金・協賛推進委員会 での決定事項	・・・ P 7

○審議事項

【第1号議案】「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会 会則の一部改正（案）	・・ P 5 1
--	----------

平成30年国体・大会の開催地および全体会期の決定

第73回国民体育大会 (福井しあわせ元気国体)	平成27年7月22日に開催された日本体育協会 第3回理事会において、開催地および全体会期が 決定。 ・開催地 福井県 ・全体会期 平成30年9月29日(土) ～10月9日(火)
第18回全国障害者スポーツ大会 (福井しあわせ元気大会)	第73回国体の開催地決定を受けて、第18回全国 障害者スポーツ大会の開催地が、福井県に決定。

委員等の変更および選任

平成26年8月5日から平成27年8月17日までの間における役員および委員等の変更については、下記のとおりである。

会則第8条第3項の規定により報告する。

委員会での役職名	所属機関・役職名		新任者	前任者
副会長	福井県議会	議長	仲倉 典克	田村 康夫
副会長	福井県教育委員会	教育長	森近 悅治	川畠 紀義
	公益財団法人福井県体育協会	副会長		林 雅則
副会長	しあわせ福井スポーツ協会	副会長	酒井 要	吉村 春男

委員会での役職名	所属機関・役職名		新任者	前任者
常任委員	福井県議会総務教育常任委員会	委員長	松田 泰典	小寺 惣吉
常任委員	福井県市町教育委員会連絡協議会	会長	大代 紀夫	瀧波 留美子
常任委員	福井県中学校体育連盟	会長	竹原 昭一	横山 弥四郎
常任委員	福井県スポーツ少年団	本部長	刀根 尚之	上杉 勇
常任委員	福井県小学校長会	会長	朝倉 乗恵	平馬 吉隆
常任委員	福井県中学校長会	会長	吉田 智	山下 正明
常任委員	福井県高等學校長協会	会長	片野 正人	船木 繁樹
常任委員	福井県特別支援學校長会	会長	原口 典子	村中 正明
常任委員	福井県商工会連合会	会長	佐飛 敏治	笠島 秀雄
常任委員	公益社団法人日本青年会議所福井ブロック協議会	会長	今村 善信	寺尾 忍
常任委員	公益財団法人ふくい女性財団	理事長	竹内 直人	松田 千鶴子
常任委員	福井県	総務部長	東村 健治	森近 悅治
常任委員	福井県	総合政策部長	山田 賢一	東村 健治
常任委員	福井県	産業労働部長	田岡 卓晃	山田 賢一
常任委員	福井県	土木部長	浦 真	幸道 隆治
常任委員	福井県	警察本部長	井上 一志	野村 譲

委員会での役職名	所属機関・役職名	新任者	前任者
委員	敦賀市	市長	渕上 隆信 河瀬 一治
委員	福井県市議会議長会	会長	堀江 廣海 今村 辰和
委員	福井県町村議会議長会	会長	横田 則孝 伊藤 博夫
委員	公益財団法人福井県体育協会	副会長	伊東 忠昭 江守 清隆
委員	一般社団法人福井市体育協会	会長	荻原 昭人 江守 清隆
委員	福井県セーリング連盟	会長	岡本 正治 一瀬 明宏
委員	福井県自転車競技連盟	会長	牧野 昭夫 関 捨男
委員	福井県馬術連盟	会長	仲倉 典克 山崎 正昭
委員	一般社団法人福井県銀行協会	会長	林 正博 伊東 忠昭
委員	日本赤十字社福井県支部	事務局長	小林 正明 小竹 正雄
委員	一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会	会長	酒井 要 吉村 春男
委員	福井県精神障害者福祉サービス事業所連絡協議会	会長	福田 洋一郎 橋口 敦子
委員	一般社団法人福井県交通安全協会	会長	久野 好輝 湧口 渉
委員	一般社団法人福井県文化協議会	会長	中嶋 茂男 川島 英治
委員	一般財団法人福井県老人クラブ連合会	会長	堀内 英治 坂野 良治
委員	福井県高等学校P T A連合会	会長	加藤 貞信 平澤 良典
委員	一般社団法人福井県子ども会育成連合会	会長	中西 美和子 上田 秀微
委員	ふくい女性ネット	会長	夏目 秀美 仲野 文恵
委員	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所	所長	森久保 司 青野 正志
委員	自衛隊福井地方協力本部	本部長	今井 敬 堀 博幸
委員	福井県ゲートボール協会	会長	松井 拓夫 —
委員	福井県グラウンド・ゴルフ協会	会長	飯田 誠一 —
委員	福井県パワーリフティング協会	会長	野嶋 祐記 —
委員	福井県綱引連盟	会長	光野 稔 —
委員	福井県少林寺拳法連盟	会長	増田 敏夫 —
委員	福井県エスキーテニス連盟	会長	黒川 仙太郎 —
委員	福井県スティックリング協会	会長	高屋 正一 —
委員	特定非営利活動法人福井県ウォーキング協会	理事長	吉田 清 —
委員	福井県ドッジボール協会	会長	光野 稔 —
委員	福井県スポーツチャンバラ協会	会長	木瀬 備基 —
委員	公益社団法人真向法協会認定若狭真向会	会長	高木 博玄 —
委員	福井県サイクリング協会	会長	大森 哲男 —
委員	福井県フライヤー連盟	理事長	松原 彪 —

委員会での役職名	所属機関・役職名	新任者	前任者
委員	福井県ラージポール卓球協会	会長	多田 治
委員	福井県インディア力協会	会長	田村 康夫
委員	一般社団法人日本スポーツ吹矢協会福井県支部	会長	田村 康夫
委員	公益社団法人日本3B体操協会福井県支部	支部長	山田 和実
委員	福井県オリエンテリング協会	会長	相馬 幸右衛門
委員	福井県シルバーソフトバレーボール連盟	会長	福田 正紀
委員	福井県武術太極拳連盟	会長	坂上 秀男
委員	福井県バウンドテニス協会	会長	吉田 真士
委員	福井県エアロビック連盟	会長	山本 芳男
委員	福井県バトン協会	会長	光野 稔
委員	福井県ディスクゴルフ協会	会長	水沢 利栄
委員	福井県フライングディスク協会	会長	水沢 利栄
委員	池田町体育協会	会長	飯田 拓見
委員	福井県ソフトバレーボール連盟	会長	田辺 義輝
委員	福井県マレットゴルフ協会	会長	斎木 健治
委員	福井県還暦軟式野球連盟	会長	濱本 隆一
委員	福井県ペタンク・ブル連盟	会長	木村 橘次郎
委員	高浜町トライアスロン協会	会長	栗野 明雄
委員	高浜ビーチスポーツクラブ	会長	寺本 光宏
委員	福井県ママさんバレーボール連盟	会長	松田 美喜枝
委員	福井県卓球バレー協会	会長	堀川 秀樹
委員	福井県車椅子テニス協会	会長	浦松 豊之

委員会での役職名	所属機関・役職名	新任者	前任者
監事	福井県	会計管理者	山崎 祐美子
監事	福井市	会計管理者	森川 亮一
監事	池田町	会計管理者	内藤 徳博

委員会での役職名	所属機関・役職名	新任者	前任者
参与	福井県議会議員	田村 康夫	(副会長)
参与	福井県議会議員	小寺 惣吉	(常任委員)
参与	福井県議会議員	宮本 俊	—
参与	福井県議会議員	小堀 友廣	—
参与	福井県議会議員	力野 豊	—

委員会での役職名	所属機関・役職名		新任者	前任者
参与	福井県議会議員		西本 恵一	—
参与	福井県議会議員		辻 一憲	—
参与	福井県議会議員		長田 光広	—
参与	福井県議会議員		井ノ部 航太	—
参与	福井県議会議員		清水 智信	—
参与	福井県教育委員会	委員	八田嘉一郎	—
参与	一般社団法人共同通信社福井支局	支局長	寒川 昭	甲斐 竜一朗
参与	株式会社産経新聞社福井支局	支局長	平岡 康彦	岡田 泰治
参与	福井放送株式会社	代表取締役社長	宮腰 義博	小藤 幸男
参与	株式会社日本経済新聞社福井支局	支局長	石黒 和宏	池辺 豊
参与	株式会社毎日新聞社福井支局	支局長	望月 靖祥	伊藤 雄一
参与	株式会社読売新聞社福井支局	支局長	河村 真司	但見 易史
参与	株式会社嶺南ケーブルネットワーク	代表取締役社長	中島 正人	小倉 和彦

報告事項3

福井しあわせ元気団体 デモンストレーションスポーツ 実施競技および会場地市町選定

平成27年2月9日 第8回常任委員会決定

競技名	市町名	開催予定施設
1 少林寺拳法	福井県立武道館	
2 エスキーテニス	福井市福井市南体育馆	
3 ステックリング (平成18年本県発祥)	福井県営体育馆	
4 ウォーキング	敦賀市金ヶ崎緑地および市内コース	
5 ドッジボール	敦賀市総合運動公園体育馆	
6 スポーツチャンバラ	小浜市民体育馆	
7 真向法 (昭和18年本県出身者が考案)	小浜市勤・婦人の家「咲楽館(さくらかん)」	
8 サイクリング	大野市大野市特設サイクリングコース	
9 ウォーキング	勝山市はたや記念館「ゆめおーれ勝山」	
10 バラグライダー	スキージャム勝山エリア	
11 一般体操	サンドーム福井	
12 ラージボール卓球	鯖江市鯖江市総合体育馆	
13 インディアカ	鯖江市スポーツ交流館	
14 スポーツ吹矢	ユーフルさばえ	
15 カヌーポロ	北潟湖カヌーポロ競技会場	
16 3B体操	あわら市トリムパークかなづ体育馆	
17 オリエンテーリング	トリムパークかなづ	
18 シルバーシフトハーボール	越前市武生中央公園体育馆	
19 武術太極拳	南越中学校体育馆	
20 ハンドテニス	三国体育馆	
21 エアロビック	春江中学校体育馆	
22 ハーパン	坂井市坂井中学校体育馆	
23 ディスクゴルフ	坂井市海浜自然公園ディスクゴルフコース	
24 ドッチビー	三国体育馆	

競技名	市町名	開催予定施設
25 ミニバスケットボール	永平寺町	永平寺の村ふれあいセントアーニー、松岡中学校体育馆
26 ウッドスポーツ	池田町	高齢者等活動促進広場「わいわいどーむ」
27 ソフトバレーボール (昭和15年本県発祥)		南条小学校体育馆、南条中学校体育馆、南条労働者体育センター
28 マレットゴルフ (昭和15年本県発祥)	南越前町	レインボーパーク南条
29 遅層軟式野球		桜橋総合運動公園野球場
30 6人制ホッケー	越前町	福井県立ホッケー場
31 ペタンク		織田中央公園グラウンド
32 ポートローベンゲルゴメーター	美浜町	美浜町総合体育馆
33 キッズライアスロン		若狭和田特設会場
34 ビーチラグビー	高浜町	若狭和田海水浴場
35 ママさんバー	おおい町	おおい町総合運動公園体育馆
36 ゲートボール	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみバーグ」
37 グラウンド・ゴルフ		若狭町多目的交流広場「若狭さとうみバーグ」、三方グラウンド

福井しあわせ元気国体 会場地変更

平成27年2月 9日
第8回常任委員会決定

○正式競技

競技名	市町名	開催予定施設 変更前	開催予定施設 変更後	変更理由
ラグビーフットボール	小浜市	小浜市総合運動公園陸上競技場 小浜市総合運動公園多目的グラウンド 福井県立大学小浜キャンパスグラウンド	小浜市総合運動公園陸上競技場 小浜市総合運動公園多目的グラウンド	成年男子種別におけるルール改正に伴い2会場での運営が可能となったため、左記のとおり変更する。 [改訂内容:15人制(1試合30分ハーフ)→7人制(1試合7分ハーフ、決勝は10分ハーフ)]
テニス	福井市	福井県営テニス場 西公園テニスコート	福井県営テニス場 福井市わかばテニスコート	福井県営テニス場の改修に伴い2会場での運営が可能となったため、左記のとおり変更する。 [福井県営テニス場:改修前12面→改修後16面]
バレーボール	あわら市	福井県立金津高校体育館 トリムパークかなづ体育館	あわら市農業者トレーニングセンター トリムパークかなづ体育館	中央競技団体からの指摘を受け、左記のとおり変更する。 [指摘内容:あわら市農業者トレーニングセンターには、コートを1面ではなくても2面設置することが可能]
ハンドボール	坂井市	三国体育馆 丸岡体育馆	三国体育馆 福井県営体育馆	中央競技団体からの指摘を受け、左記のとおり変更する。 [指摘内容:北陸電力福井体育馆全部で6面なくとも2面設置することが可能]
	福井市	北陸高等学校体育馆 福井県立羽衣高等学校体育馆	福井市体育馆	北陸電力福井体育馆フレア
	永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ	福井県営体育馆	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ
バスケットボール	福井市	福井県立高志高等学校体育馆 福井市体育馆	福井県体育馆	福井県営体育馆の建替に伴い、左記のとおり変更する。 [福井県営体育馆:建替前2面→建替後3面]
	永平寺町	松岡中学校体育馆 永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ	松岡中学校体育馆	選手の移動に余裕を持ったコース設定とするため、左記のとおり変更する。

○公開競技

競技名	市町名	開催予定施設 変更前	開催予定施設 変更後	変更理由
グラウンドゴルフ	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	三方グラウンド	

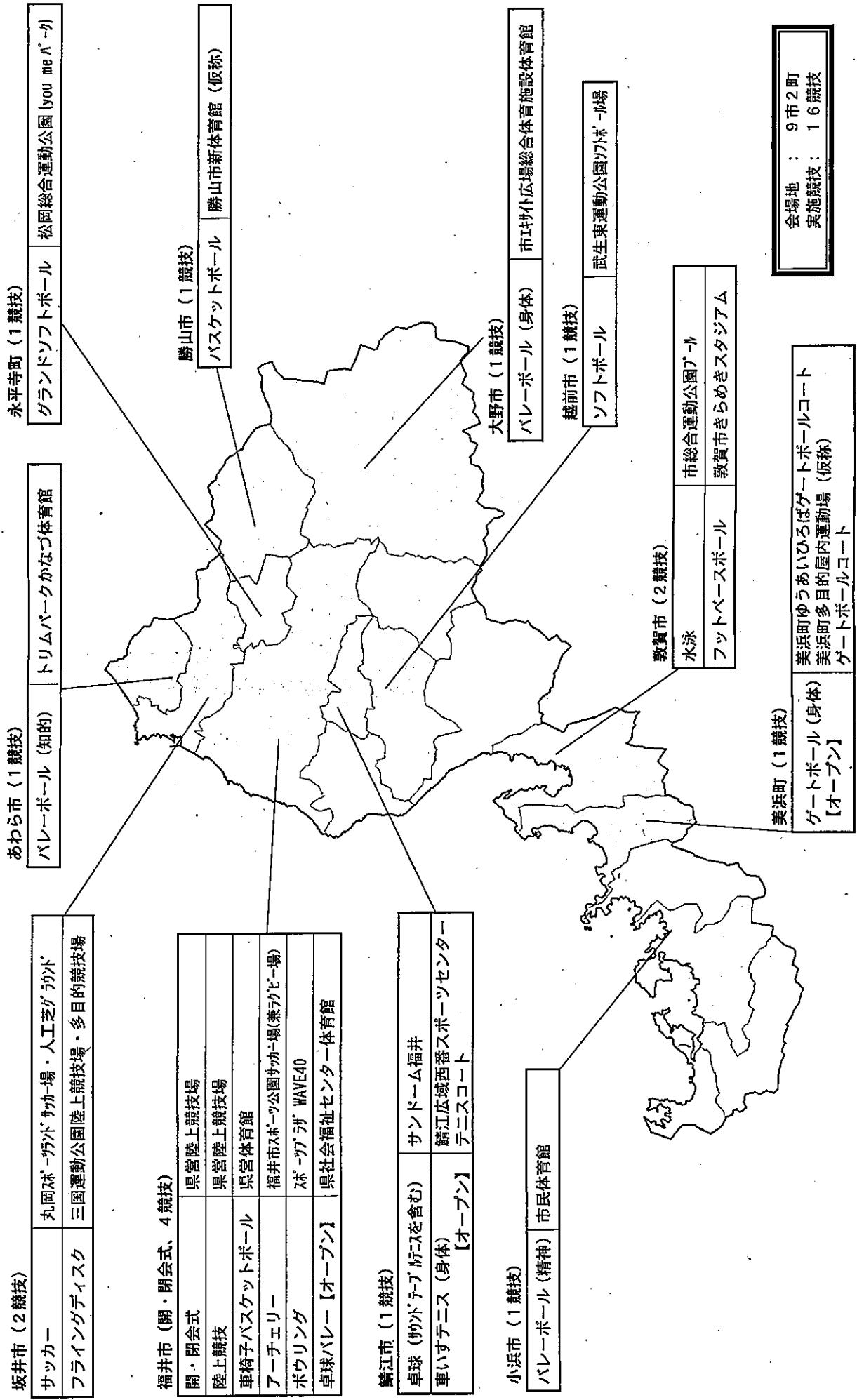
※網掛けが変更箇所

平成27年2月 9日
第8回常任委員会決定

福井しあわせ元気大会 オープン競技 実施競技および会場地選定

	競技名	障害の種類	市町名	開催予定施設	主催団体
1	卓球バレー	身体 知的 精神	福井市	福井県社会福祉センタービル	福井県卓球バレー協会
2	車いすテニス	身体	鯖江市	鯖江広域西番スポーツセンター テニスコート	福井県車椅子テニス協会
3	ゲートボール	身体	美浜町	美浜町ゆうあいひろば ゲートボールコート 美浜町多目的屋内運動場(仮称) ゲートボールコート	一般社団法人 福井県身体障害者福祉連合会

福井しあわせ元気大会（第18回全国障害者スポーツ大会）会場地市町配置図（正式競技、オープントーナメント競技）



平成27年2月 9日
第8回常任委員会決定

福井しあわせ元気国体・大会

県民運動アクションプログラム

[第1版]



福井しあわせ元気国体 2018

福井しあわせ元気大会 2018

第73回 国民体育大会／第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ

平成27年2月

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会

目次

■ 県民運動アクションプログラムについて…………… 1

■ 1 県民 1 参加

1 みんなで創り楽しむ国体・大会にしよう ……………… 2

- ① 県・市町産品のウェルカム・デコレーション
- ② 国体・大会盛上げ隊に参加
- ③ 国体・大会行事や各県応援団への参加
- ④ みんなにやさしいまちづくり
- ⑤ 交通マナーアップ運動に参加
- ⑥ 国体募金や企業協賛の募集

2 国体・大会のボランティアに参加しよう ……………… 4

- ① 国体・大会の運営を支えるボランティア
- ② 障害者をサポートするボランティア
- ③ ボランティア休暇の取得

■ 1 県民 1 スポーツ

3 気軽にスポーツを楽しもう ……………… 6

- ① 3世代スポーツに参加
- ② スポーツ体験に参加
- ③ 嶺北と嶺南の交流に参加
- ④ 国体・大会ダンスの普及
- ⑤ 障害者スポーツの体験
- ⑥ 食と運動による健康づくり

■ 1 県民 1 自慢

4 ふるさと福井の魅力を全国に発信しよう ……………… 8

- ① ふくいの情報発信
- ② ふるさとの再発見
- ③ 観光おもてなし運動
- ④ 県下一斉の美化運動
- ⑤ 花いっぱい運動
- ⑥ 「福井県民歌」の普及

県民運動アクションプログラムについて

運動の趣旨

平成30年（2018年）に開催する福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会（以下「両大会」という。）は、スポーツの感動を広め、子どもたちの明るい未来へつながる両大会の実現を目指すことを目的としています。

そのためには、県民一人ひとりがスポーツを「する」、「みる」、「支える」の様々な立場から参加できる機会を創り出し、県民の元気と創意を結集して県民運動を展開することが重要になります。

両大会後には、県民運動が日常生活の中で生かされることにより、スポーツが身近になり、生きがいや楽しみとなるだけでなく、健康長寿の推進、地域コミュニティ活動の活性化やそれを担う人づくりにもつながるスポーツ文化の定着を図っていきます。

アクションプログラムについて

県民運動アクションプログラムは、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会県民運動基本方針」で示した考え方に基づき、関係団体等の活動内容を示すことで、県民一人ひとりが自発的、積極的に参加できる機会を創出し、両大会の開催に向けて、運動の全県的な盛り上がりを推進するために策定するものです。

3つの基本目標

- (1) 1県民1参加
全ての県民が主体的に携わり、地域が一体となって両大会を盛り上げる。
- (2) 1県民1スポーツ
スポーツの喜びを知り、生涯を通じた幅広いスポーツ活動に結び付ける。
- (3) 1県民1自慢
全国からの来県者を温かくもてなし、福井の魅力を発信する。

1県民1参加

1 みんなで創り楽しむ国体・大会にしよう

◇趣旨

すべての県民が心を一つにして、アイデアと行動力により、県民や全国から訪れる来県者をしあわせ元気にする運動を展開します。

◇県・市町、国体・大会準備(実行)委員会が行うこと

① 県・市町産品のウェルカム・デコレーション

- 花や県・市町の産品（和紙、リボン等）を活用して競技会場とその周辺を装飾するウェルカム・デコレーションを実施

② 国体・大会盛上げ隊に参加

- 他県選手との交流事業、開・閉会式や各競技会の連携事業など、国体に参加して盛り上げる企画を募集し、実施
- にぎわいイベントや文化行事等で国体をテーマにした企画を実施
- 国体・大会広報キャラバン「はぴねす宣隊」のボランティアを募集
- ボランティアの交流や出会いを創出する交流会を開催

③ 国体・大会行事や各県応援団への参加

- 開・閉会式オープニングプログラムなどの国体行事に、郷土芸能やダンス等の演技で参加していただける方を幅広く募集
- 開・閉会式会場や各競技会場に手づくりの応援のぼりや看板を設置
- 都道府県ごとの応援団を編成し、開会式等で来県した選手を応援

④ みんなにやさしいまちづくり

- 障害者や高齢者をはじめすべての人が住みよいまちづくりを進める運動を普及

⑤ 交通マナーアップ運動に参加

- 毎月1日を「交通ルール遵守・マナーアップの日」とし、交通ルール遵守やマナー向上を啓発
- 大会期間中のマイカー利用の自粛や交通規制への協力を呼びかけ

⑥ 国体募金や企業協賛の募集

- 県民運動・広報活動を支えるための募金や企業協賛を募集

◇県民の皆さんができること

① 県・市町産品のウェルカム・デコレーション

- ・ ウェルカム・デコレーションづくりに参加し、会場や駅などを手づくりの装飾品で飾ろう

② 国体・大会盛上げ隊に参加

- ・ 他県選手との交流や郷土料理のふるまい等に参加しよう
- ・ 国体やスポーツに関連したイベントや文化行事に参加しよう
- ・ 国体の広報ボランティアに参加しよう

③ 国体・大会行事や各県応援団への参加

- ・ 郷土芸能やダンス等を練習し、国体行事で披露しよう
- ・ 競技会場に行って、手づくりのぼり等で国体選手を応援しよう

④ みんなにやさしいまちづくり

- ・ 点字ブロックやハートフル専用パーキング等を使いやすくしよう

⑤ 交通マナーアップ運動に参加

- ・ 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めよう
- ・ 大会期間中はマイカー利用を自粛しよう

⑥ 国体募金や企業協賛の募集

- ・ 募金や企業協賛で両大会に参加しよう

◇実施スケジュール

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
①県・市町産品のウェルカム・デコレーション				
②国体・大会盛上げ隊に参加				
③国体・大会行事や各県応援団への参加				
④みんなにやさしいまちづくり				
⑤交通マナーアップ運動に参加				
⑥国体募金や企業協賛の募集				

2 国体・大会のボランティアに参加しよう

趣旨

両大会の開・閉会式や競技会の運営、手話通訳等にボランティアとして多くの県民の方々に参加していただき、県民の力で支える国体・大会にすることを目指します。

◇県・市町、国体・大会準備(実行)委員会が行うこと

① 国体・大会の運営を支えるボランティア

- 募集要項を作成し、開・閉会式や競技会場の運営に携わっていただくボランティアを募集
- ボランティアの活動マニュアルやユニフォームなどを作成、配布し、講習会を開催
- ボランティアや競技補助員を対象に自動体外式除細動器（AED）使用の講習会を開催

② 障害者をサポートするボランティア

- 手話や要約筆記等を習得するための講座等を開催
- 障害者スポーツ大会の選手団をサポートする選手団サポートボランティアの養成を大学や専門学校等に依頼
- 障害への理解を深める講義・講座や障害者スポーツの体験会等を開催

③ ボランティア休暇の取得

- 企業等に対して、国体・大会を機にボランティア休暇の導入を推進

◇県民の皆さんができること

① 国体・大会の運営ボランティア

- 開閉会式や競技会の運営ボランティアに参加しよう
- AEDの講習会に参加し、使い方をマスターしよう

② 障害者をサポートするボランティア

- 手話や要約筆記等の習得や障害への理解を深める講義・講座に参加しよう
- 障害者スポーツ大会の選手団をサポートする選手団サポートボランティアに参加しよう

③ ボランティア休暇の取得

- ボランティア休暇を利用して、会期中のボランティアに参加しよう

◇実施スケジュール

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
①国体・大会の運営ボランティア				
②障害者をサポートするボランティア				
③ボランティア休暇の取得				

1県民1スポーツ

3 気軽にスポーツを楽しもう

趣旨

両大会の開催を契機に、県民一人ひとりがそれぞれの体力や目的に応じて、様々な形で生活の中にスポーツを取り入れ習慣化できるよう、体験の場を拡大し、スポーツを通じた健康づくりや交流を推進します。

◇県・市町、国体・大会準備(実行)委員会が行うこと

① 3世代スポーツに参加

- ・ 公開競技、デモスポーツ競技で親子や3世代で参加し交流する部門を開催

② スポーツ体験に参加

- ・ 県民スポーツ祭やスポーツフェスタなど、年間を通して様々なスポーツを体験できる場を提供
- ・ 小学校での放課後スポーツの体験会や中学校での国体競技体験会を実施
- ・ 国体で整備する器具・設備等を活用してスポーツ体験イベントを実施

③ 嶺北と嶺南の交流に参加

- ・ 嶺北と嶺南の市町が、互いの市町で開催するスポーツ祭でデモスポーツ競技等の体験会を開催
- ・ デモスポート大会で初級の部を開催

④ 国体・大会ダンスの普及

- ・ 年齢や体力に応じてダンスに取り組めるように、通常バージョンに加えて、簡易用、フォークダンス用、体操用の4種類のダンスを制作
- ・ 教員やスポーツ推進員等を対象としたダンス講習会を実施
- ・ ダンスプロモーションビデオや振付リーフレットを作成してダンスを普及し、ダンスコンテストを開催

⑤ 障害者スポーツの体験

- ・ オープン競技やパラリンピック競技種目等の障害者スポーツ体験会を実施

⑥ 食と運動による健康づくり

- ・ 「ふくい健幸美食」などヘルシーな食事やウォーキングやラジオ体操、サイクリングなど手軽な運動を普及

◇県民の皆さんができること

① 3世代スポーツに参加

- ・ 家族みんなでスポーツを楽しもう
- ・ デモンストレーションスポーツを楽しもう

② スポーツ体験に参加

- ・ 県民スポーツ祭やスポーツフェスタ等で様々なスポーツを体験し、自分に合ったスポーツを見つけよう

③ 嶺北と嶺南の交流に参加

- ・ 嶺北と嶺南で開催されるスポーツ大会に参加し、交流の輪を広げよう

④ 国体・大会ダンスの普及

- ・ 学校授業やダンスの出前講座等で国体・大会ダンスを習得し、ダンスコンテストに参加しよう
- ・ 国体・大会ダンスと併せて、真向法や様々なダンスをやってみよう

⑤ 障害者スポーツの体験

- ・ 障害の種類や程度に応じて開催されるスポーツ体験教室に参加しよう

⑥ 食と運動による健康づくり

- ・ 職場、地域、家庭で食と運動で健康づくりに参加しよう

◇実施スケジュール

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
①3世代スポーツに参加				
②スポーツ体験に参加				
③嶺北と嶺南の交流に参加				
④国体・大会ダンスの普及				
⑤障害者スポーツの体験				
⑥食と運動による健康づくり				

1県民1自慢

4 ふるさと福井の魅力を全国に発信しよう

趣旨

全国から訪れる多くの来県者を県民みんなで温かくお迎えするため、競技会場や道路、河川等をきれいにし、花いっぱいの景観づくりを推進するとともに、福井が全国に自慢できる食や身近にある地域の宝を再発見し紹介するなど、福井の魅力を全国に発信します。

◇県・市町・国体・大会準備(実行)委員会が行うこと

① ふくいの情報発信

- 地元がお薦めする会場周辺の観光スポットやグルメ情報等のパンフレットを、事前に選手・役員、大会スタッフ、ボランティアに配布
- 国体・大会関係者やボランティアを対象に、福井の郷土料理や会場周辺の観光スポット・グルメ情報等の研修を実施し、来県者に情報発信
- 弁当や選手宿泊ホテルの食事用に、ポストこしひかりなど県産食材を使ったメニューを開発

② ふるさとの再発見

- 自慢できる地元の自然や景観、町の歴史遺産、食などを「しあわせ元気スポット」としてとりまとめ
- 本県と他の46都道府県との歴史的、文化的つながりをまとめて情報発信

③ 観光おもてなし運動

- 県や市町、観光事業者、企業等が連携し、子どもから大人までが参加する全県的なおもてなし運動を展開
- 駅や開会式会場、各競技会場などに、観光コースや隠れた観光地等を紹介できる観光コンシェルジュを配置

④ 県下一斉の美化運動

- 競技会場や公共施設、来県者が立ち寄る観光地等の周辺をきれいにするおもてなし運動を推進
- 国体PRイベントに合わせてスポーツごみ拾い大会を開催
- 開催年やプレ大会前に、開会式会場や競技会場およびその周辺を、県下一斉のクリーンアップ運動として実施

⑤ 花いっぱい運動

- ・ 会場へのプランターの設置、会場周辺の花木等の植栽、道路樹への花の植栽など会場とアクセス道路の花づくりを推進
- ・ 通学路沿線でのフラワーロードづくりを推進
- ・ 花いっぱい運動の花の苗を学校で育成する花のスクールステイを実施

⑥ 「福井県民歌」の普及

- ・ 親しみやすく、歌いやすい曲調の新しい県民歌を作成し、普及

◇県民の皆さんができること

① ふくいの情報発信

- ・ 福井の観光スポットや食文化、郷土料理等を来県者にアピールしよう

② ふるさとの再発見

- ・ 地元にあるきれいな景観や自然、町の歴史遺産、おすすめの観光コースなどを知って、来県者に紹介しよう

③ 観光おもてなし運動

- ・ 全国から集まる選手・役員等に進んで声かけし、道やお店を案内するなど、来県者を温かくおもてなししよう

④ 県下一斎の美化運動

- ・ クリーンアップ運動やスポーツごみ拾いに参加し会場や周辺をきれいにしよう

⑤ 花いっぱい運動

- ・ 開会式や競技会場、会場へのアクセス道路などを花いっぱいにする運動に参加しよう
- ・ 小学校周辺や通学路沿線で、地域の見守り活動をしながら植栽やプランターで花を育てよう

⑥ 「福井県民歌」の普及

- ・ 福井県民歌を覚えて、いろいろな機会にみんなで歌おう

◇実施スケジュール

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
①ふくいの情報発信				
②ふるさとの再発見				
③観光おもてなし運動				
④県下一斉の美化運動				
⑤花いっぱい運動				
⑥「福井県民歌」の普及				

福井しあわせ元気団体 正式競技（種目・種別）の追加および会場地市町選定

【競技別】

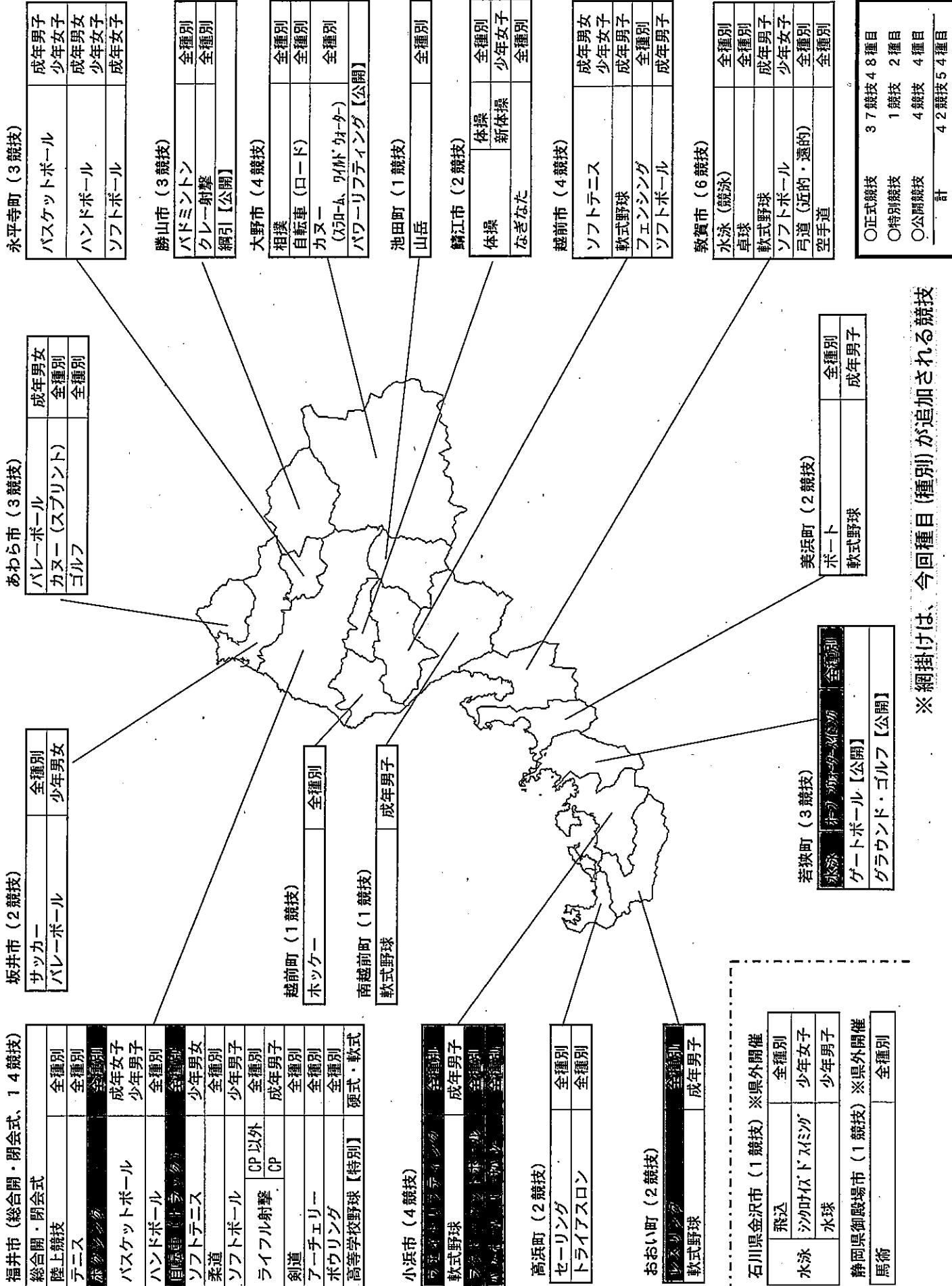
	競技名・種目名		種別	市町名	開催予定施設
種目追加	水泳	オープンウォータースイミング	男子 女子	若狭町	食見海岸特設会場
	バレー ボール	ビーチバレー	男子 女子	小浜市	若狭鯉川シーサイドパーク特設会場
種別追加（女子）	ボクシング	フライ級	成年女子	福井市	福井県産業会館
	レスリング	フリースタイル53kg級	女子	おおい町	おおい町総合運動公園体育館
	ウエイトリフティング	スナッチ、クリーン＆ジャーク -53kg級、58kg級、63kg級	女子	小浜市	小浜市民体育館
	自転車	【トラック】ケイリン、スクラッチ、チームスプリント	女子	福井市	福井競輪場
	ラグビーフットボール	7人制	女子	小浜市	小浜市総合運動場陸上競技場 小浜市総合運動場多目的グラウンド

【市町別】

市町名	競技名・種目名		種別	開催予定施設
福井市	ボクシング	フライ級	成年女子	福井県産業会館
	自転車	【トラック】ケイリン、スクラッチ、チームスプリント	女子	福井競輪場
小浜市	バレー ボール	ビーチバレー	男子 女子	若狭鯉川シーサイドパーク特設会場
	ウエイトリフティング	スナッチ、クリーン＆ジャーク -53kg級、58kg級、63kg級	女子	小浜市民体育館
	ラグビーフットボール	7人制	女子	小浜市総合運動場陸上競技場 小浜市総合運動場多目的グラウンド
おおい町	レスリング	フリースタイル53kg級	女子	おおい町総合運動公園体育館
若狭町	水泳	オープンウォータースイミング	男子 女子	食見海岸特設会場

福井しらわせ元気国体（第73回国民体育大会）

会場地市町配置図（正式・特別競技、公開競技）

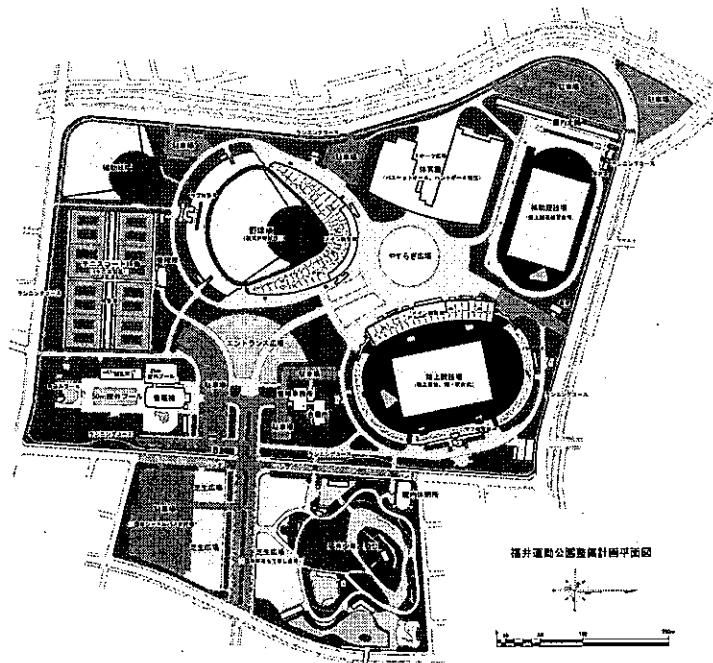
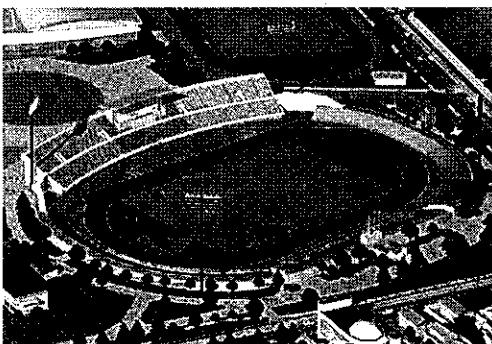


※網掛けは、今回種目(種別)が追加される競技

福井しあわせ元気国体 開・閉会式会場等の整備

1 開・閉会式会場：福井運動公園

福井運動公園陸上競技場



2 開・閉会式会場等施設整備スケジュール

平成27年度(3年前)	平成28年度(2年前)	平成29年度(1年前)	平成30年度(開催年)
<p>← 基本設計 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全体配置・平面計画 ■仮設建築物、工作物検討、図面作成 ■概算工事費の算定 	<p>← 関係業務等調整 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福井運動公園整備との調整 	<p>← 実施設計 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ■仮設建築物、工作物詳細設計 ■詳細図面の作成 ■工事工程詳細計画 ■工事費の算定 	<p>← 設営・監理・撤去 →</p> <p>総合リハーサル</p> <p>元福井しあわせ大会</p> <p>設営 管理 撤去</p>

3 開・閉会式会場ゾーニング・動線の考え方

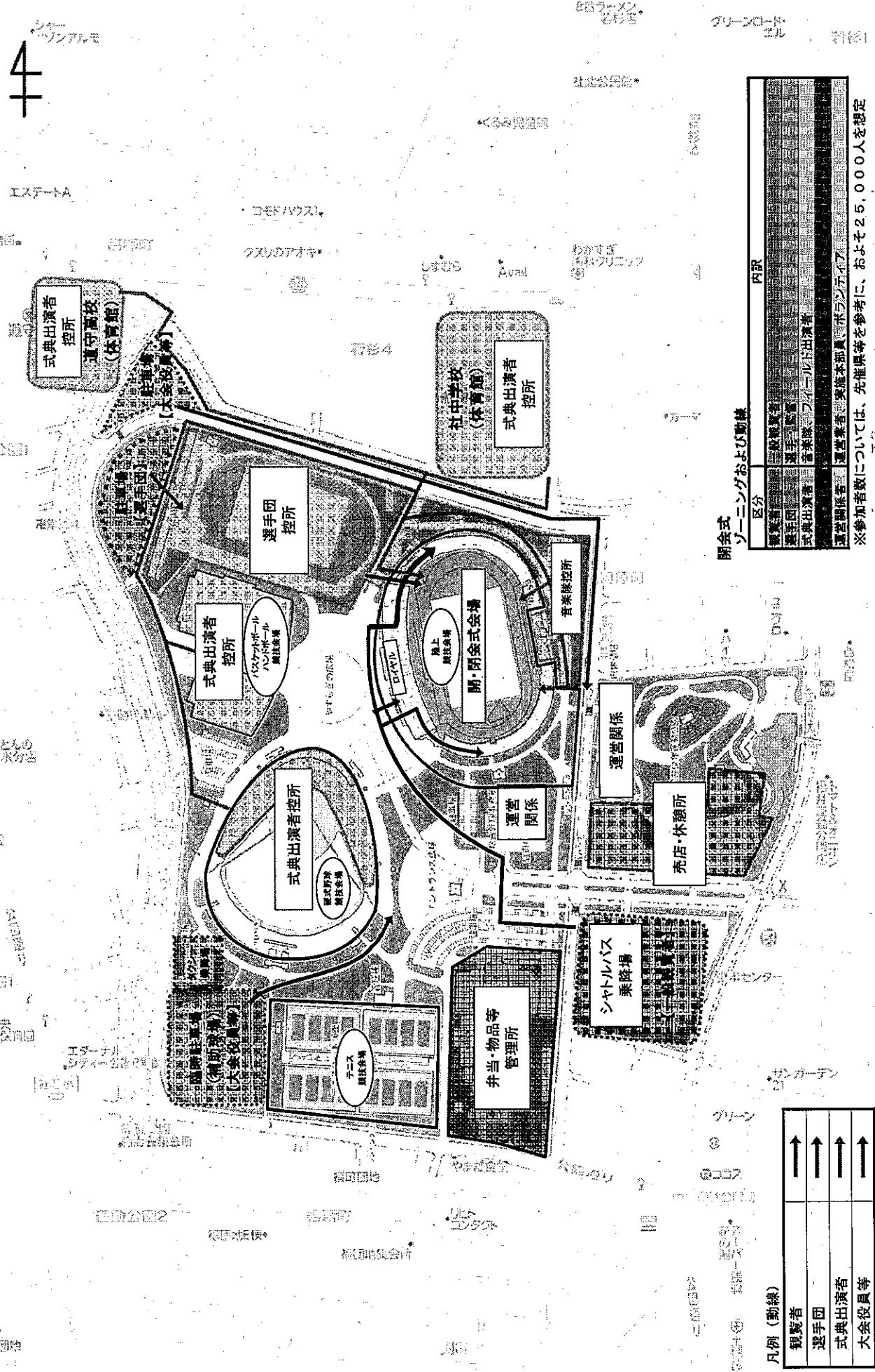
(1)ゾーニングおよび動線

主なゾーン区分	開・閉会式会場、選手団控所、式典出演者控所、売店・休憩所、駐車場
主な動線区分	一般観覧者、選手・監督、式典出演者
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の混雑・混乱を避け、安全を確保するため、ゾーンを明確に区分 ・一般観覧者、選手・監督、出演者等の動線ができる限り交差しないよう計画 ・周辺既存施設を有効活用

(2)ゾーニング・動線計画(案)

開・閉会式会場のゾーニングおよび動線（案）

別紙 1



開・閉会式会場および周辺駐車場配置 (案)

別紙 2

公共交通機関

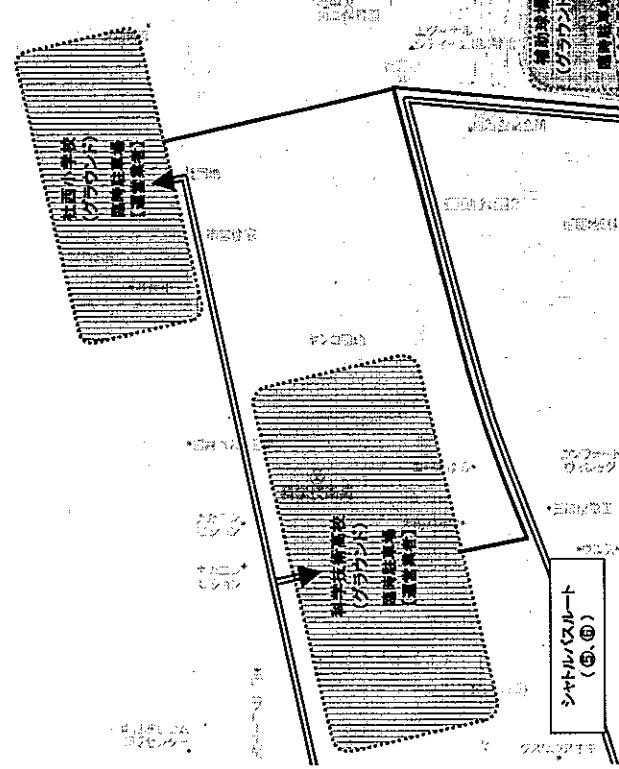
シャトルバスルート
(①、③)



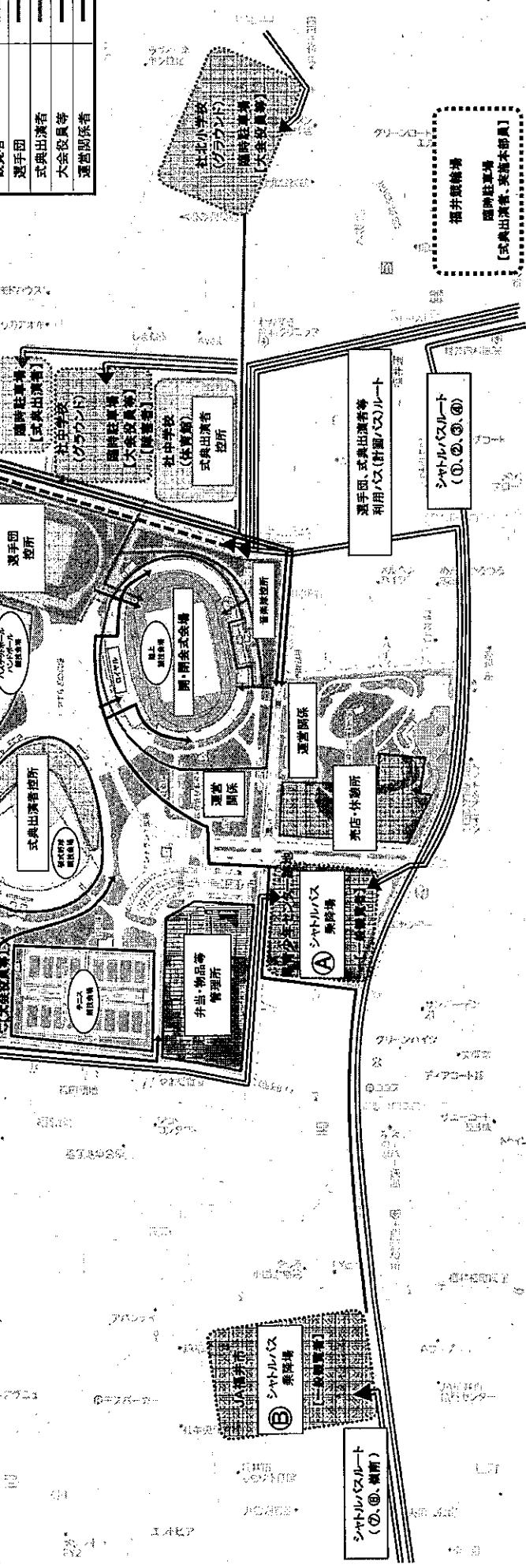
開会式
参加者および輸送方法

開会式 参加者および輸送方法	
区分	輸送方法
運営係員	運手団、式典出席者、式典出演者
音楽隊	音楽隊、フィールド出入口
式典出席者	式典出席者
運営係員	運営係員、実施本部員、ドラムティア、東用車、計画バス

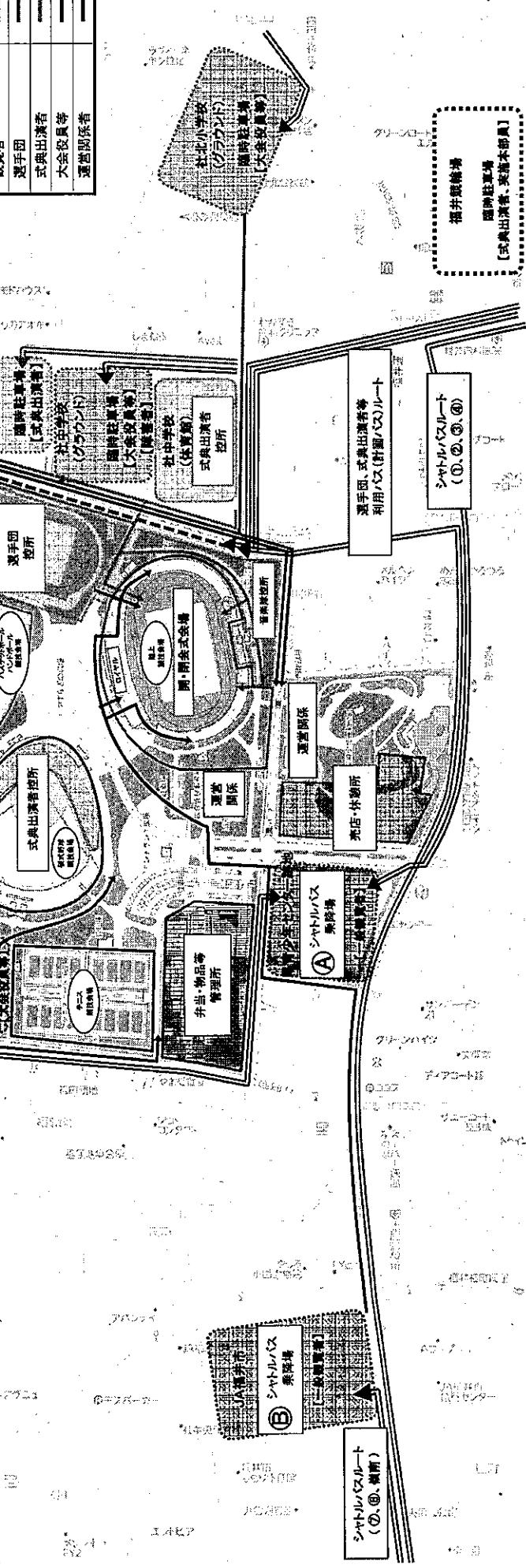
※参考参加者数については、先推算等を参考に、およそ25,000人を想定



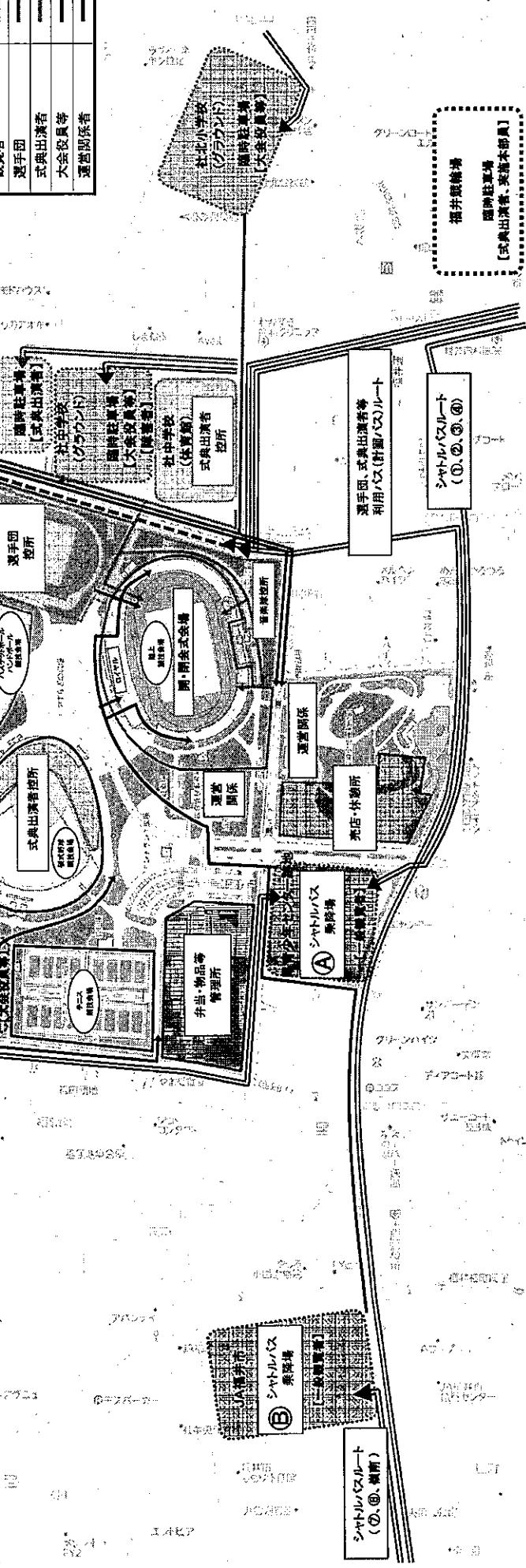
シャトルバスルート
(④、⑤)



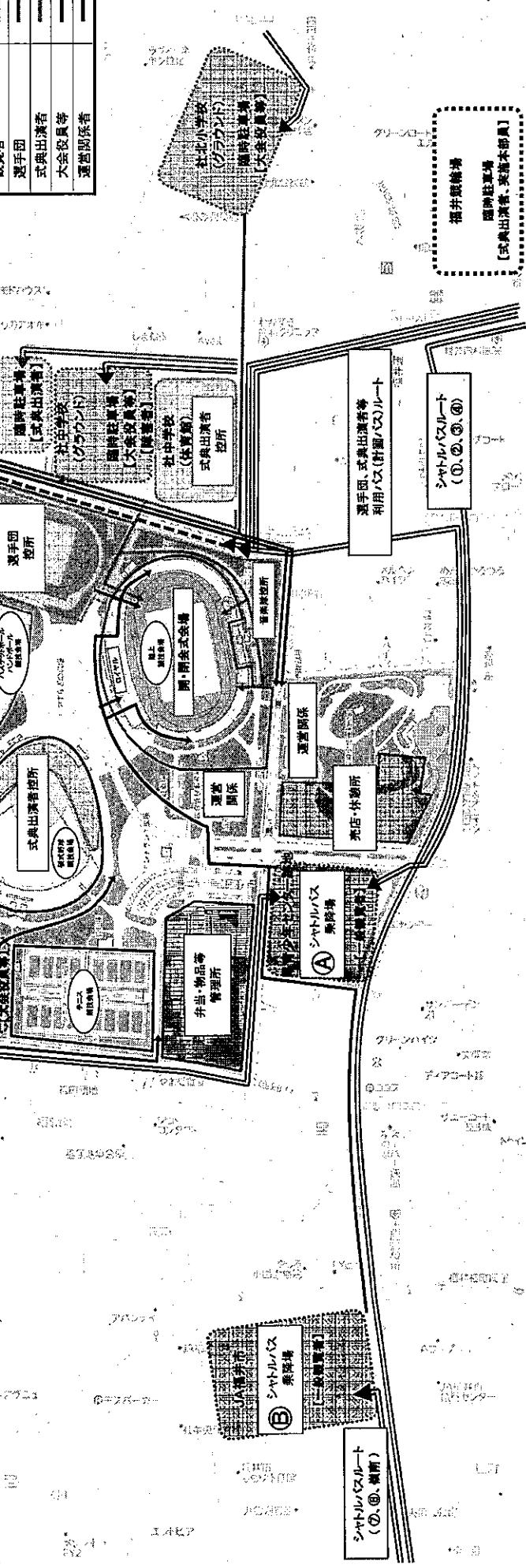
シャトルバスルート
(⑥、⑦、横断)



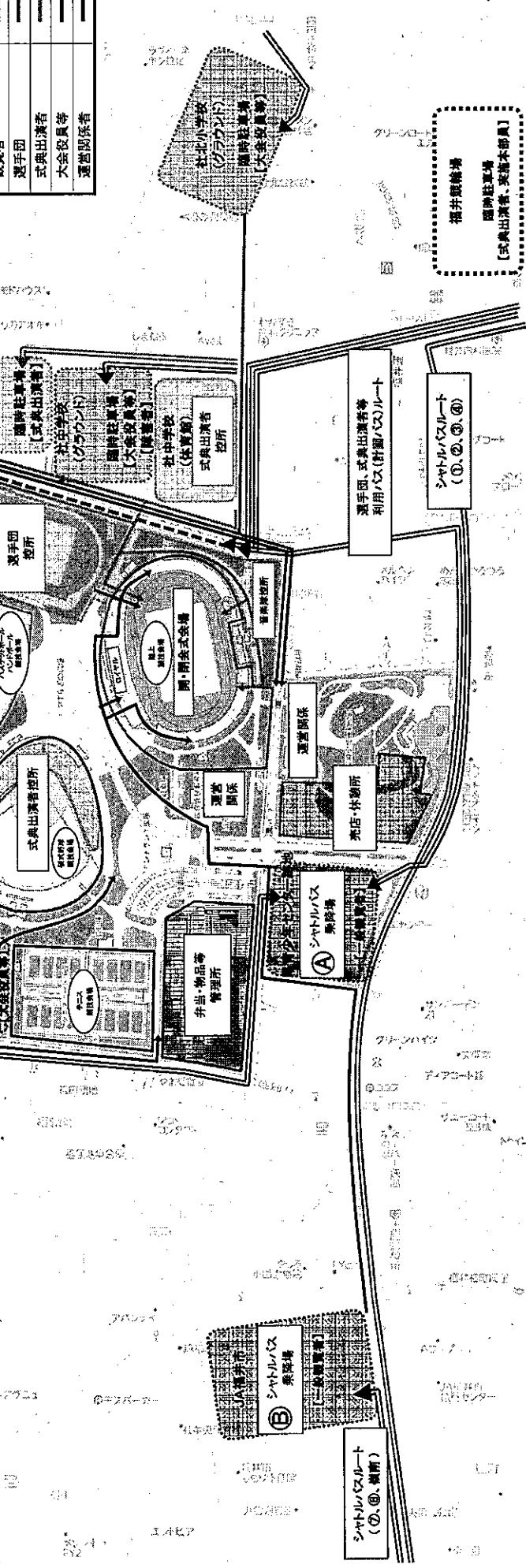
シャトルバスルート
(⑧、⑨、横断)



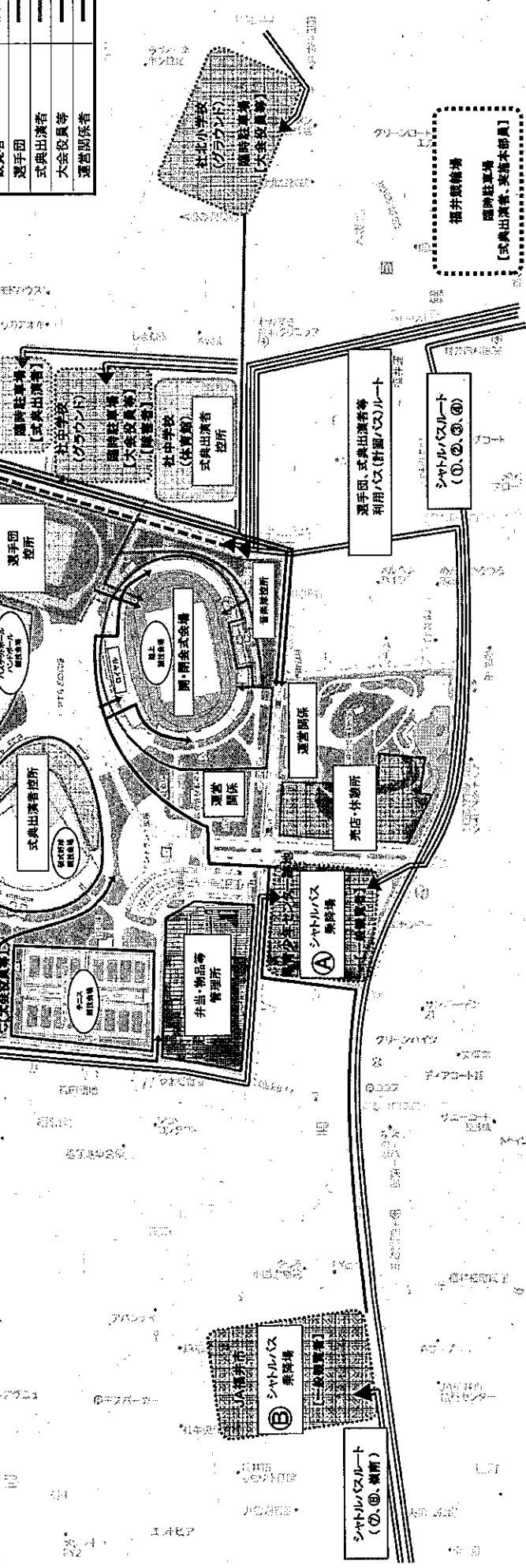
シャトルバスルート
(⑩、⑪、横断)



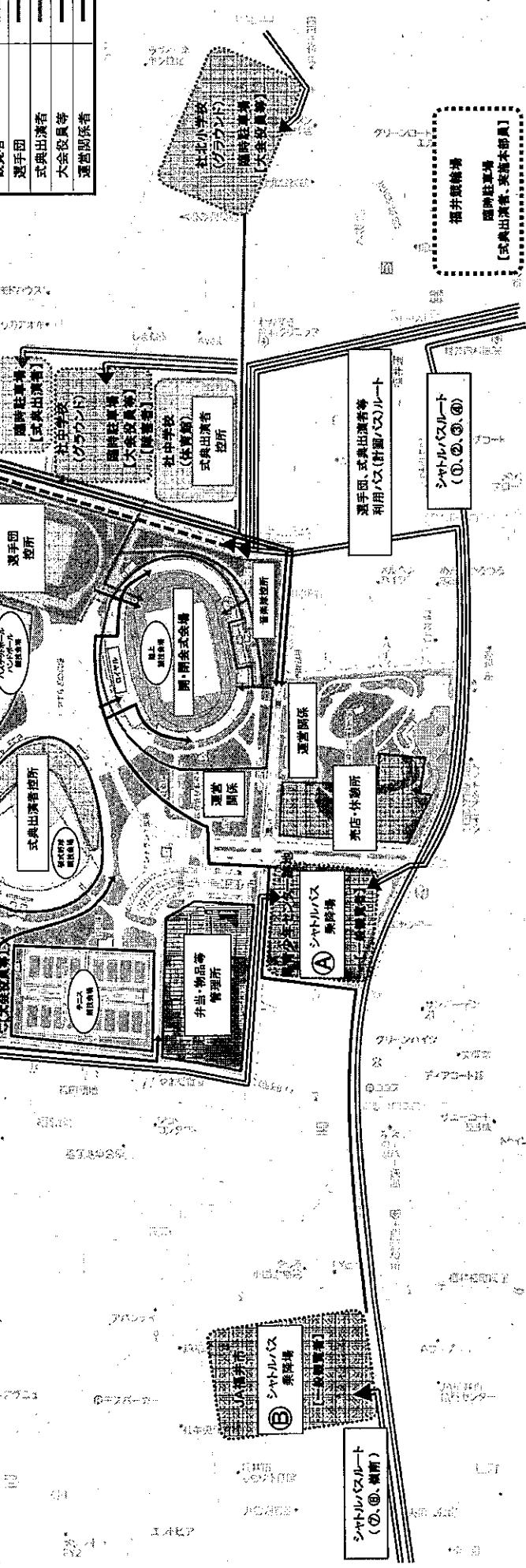
シャトルバスルート
(⑫、⑬、横断)



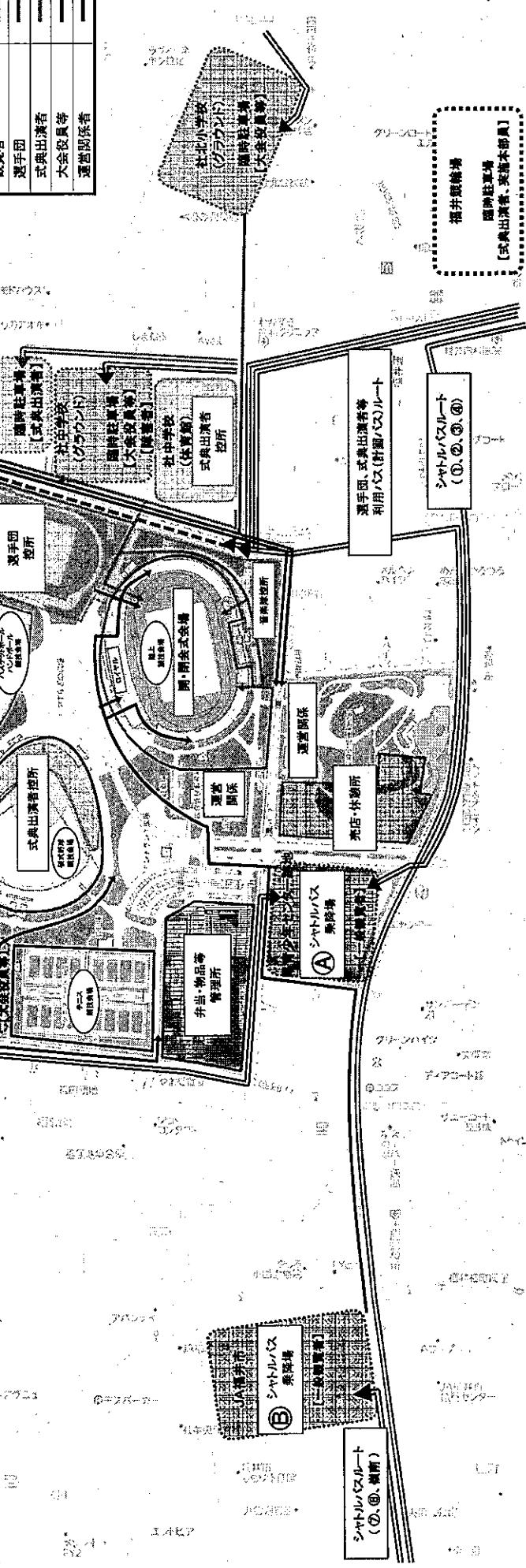
シャトルバスルート
(⑭、⑮、横断)



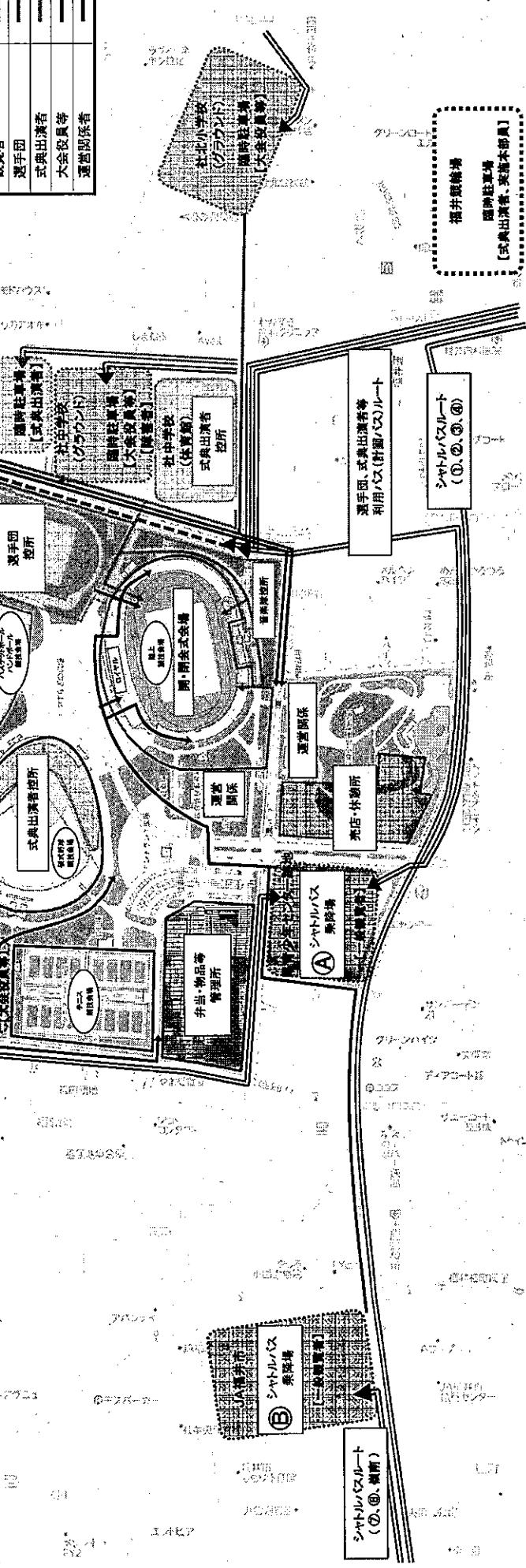
シャトルバスルート
(⑯、⑰、横断)



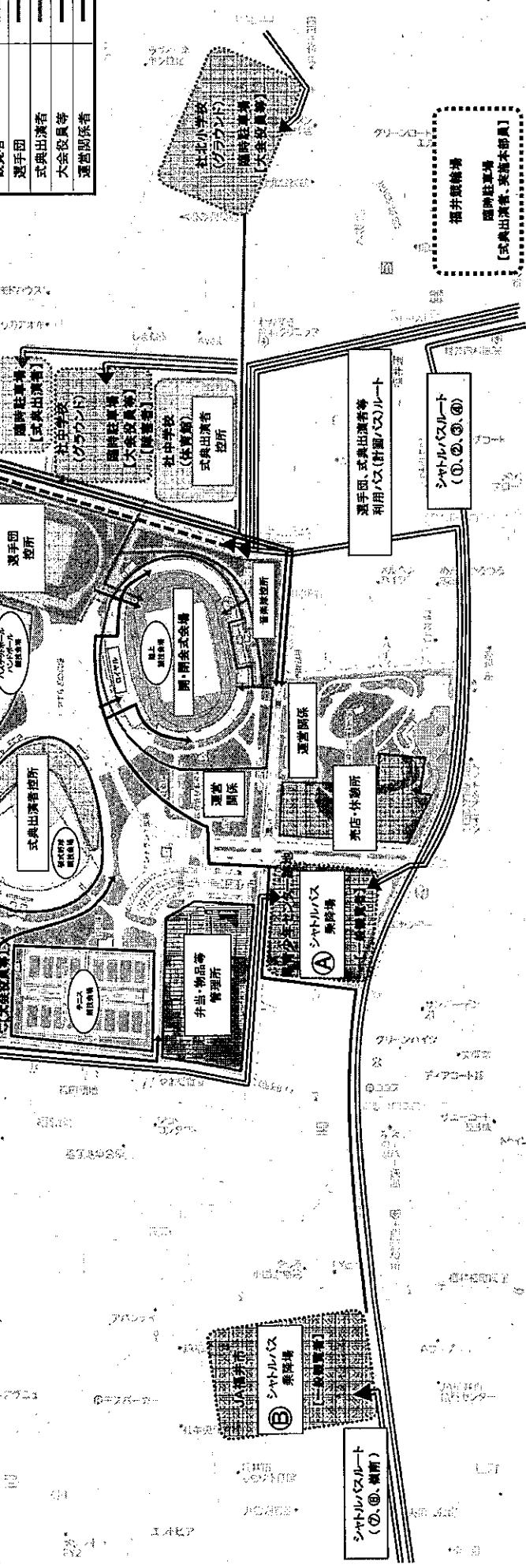
シャトルバスルート
(⑱、⑲、横断)



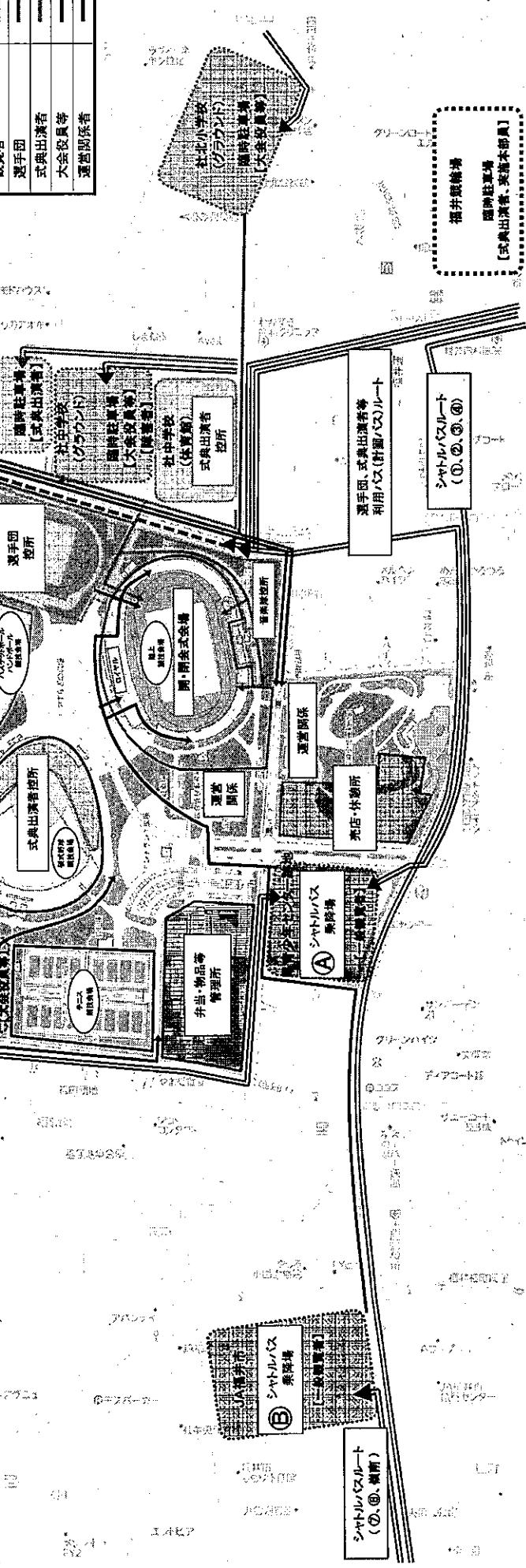
シャトルバスルート
(⑳、㉑、横断)



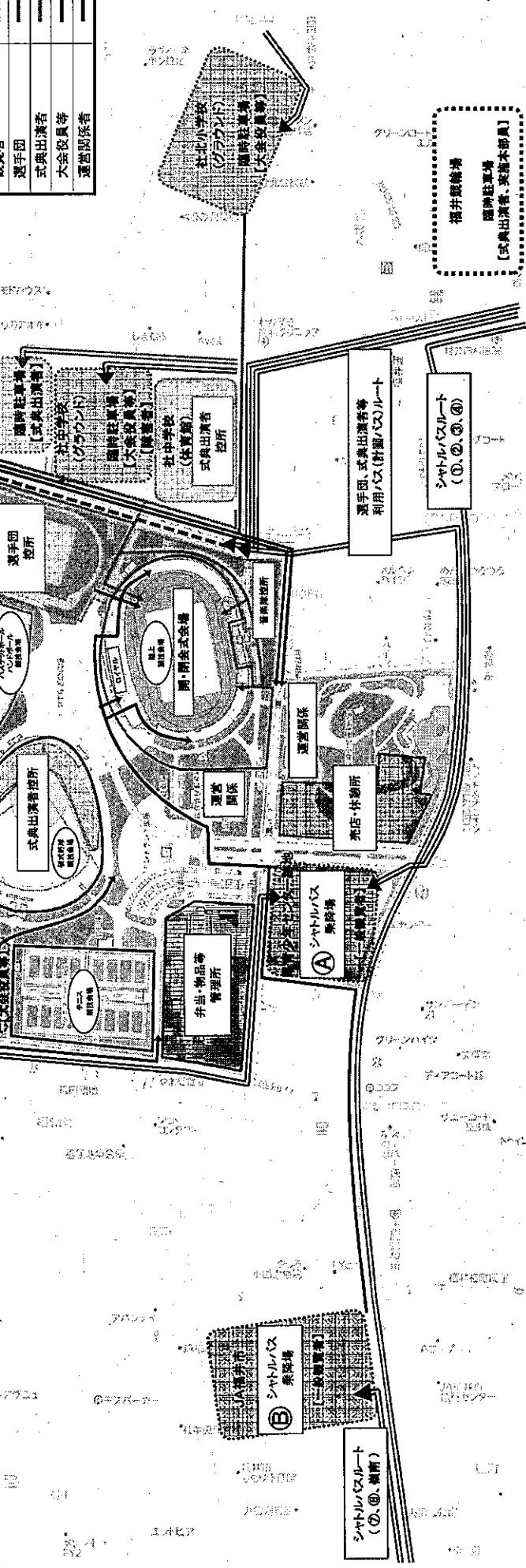
シャトルバスルート
(㉒、㉓、横断)



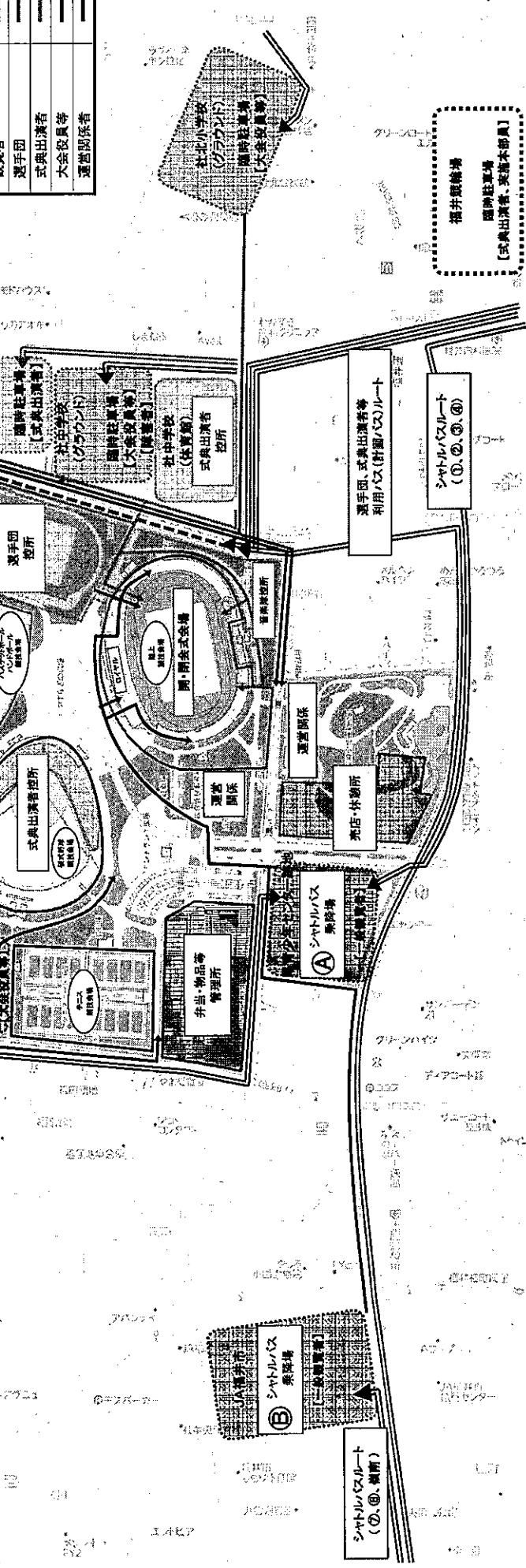
シャトルバスルート
(㉔、㉕、横断)



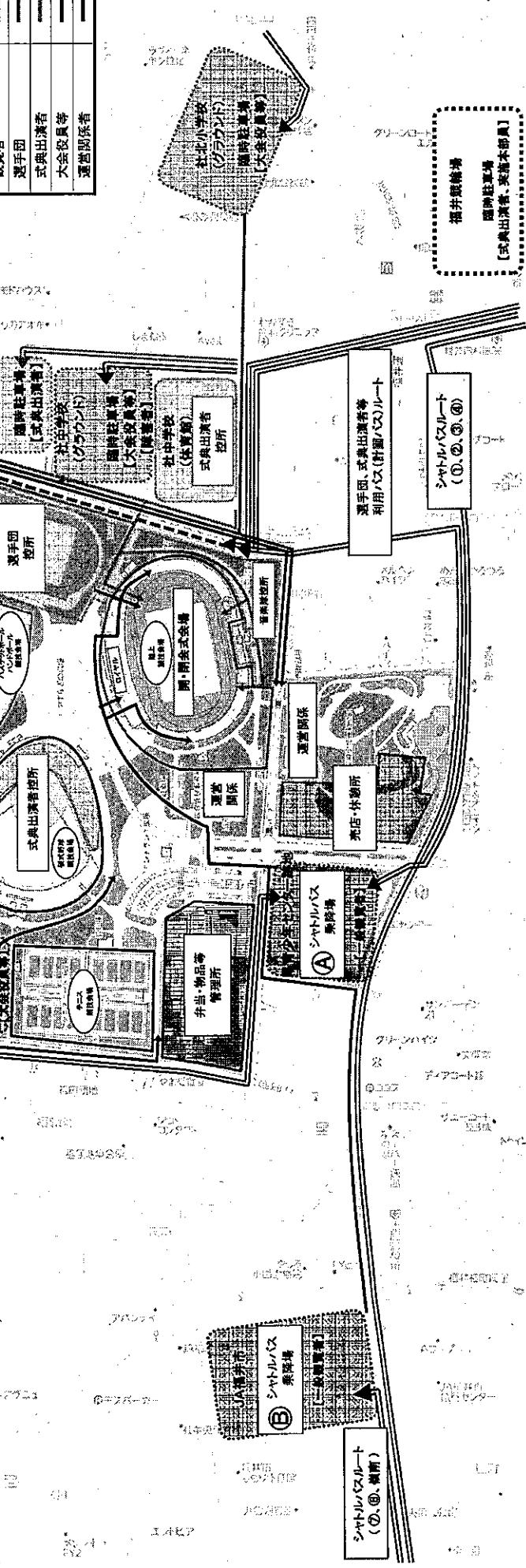
シャトルバスルート
(㉖、㉗、横断)



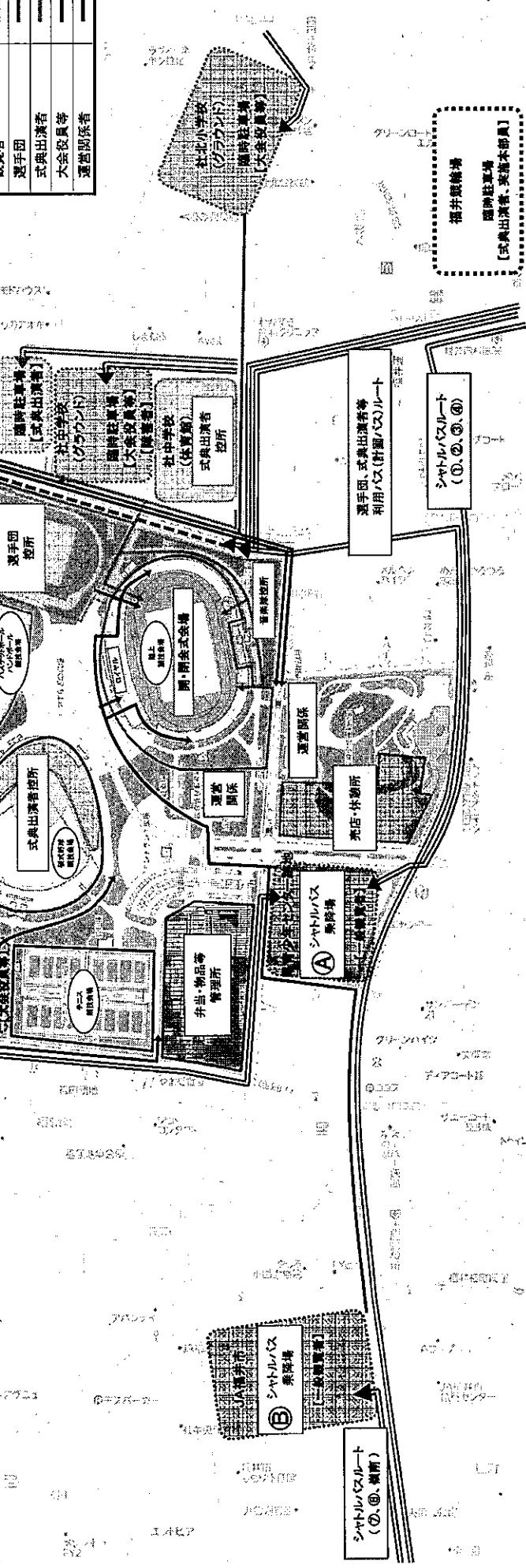
シャトルバスルート
(㉘、㉙、横断)



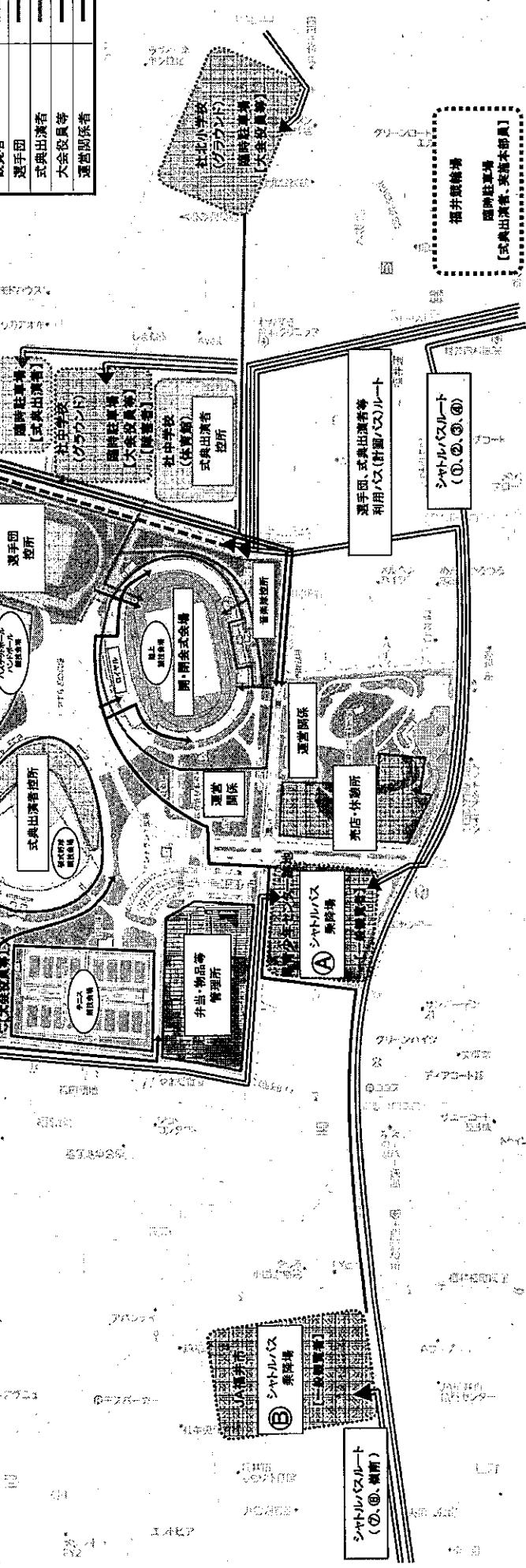
シャトルバスルート
(㉚、㉛、横断)



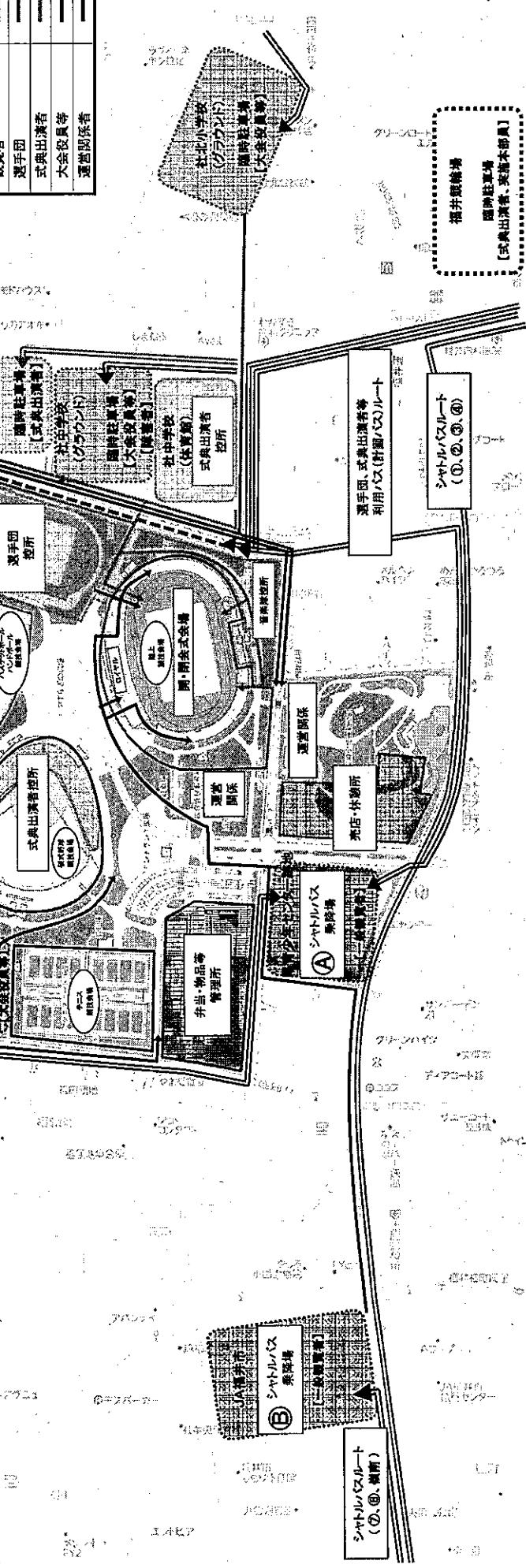
シャトルバスルート
(㉜、㉝、横断)



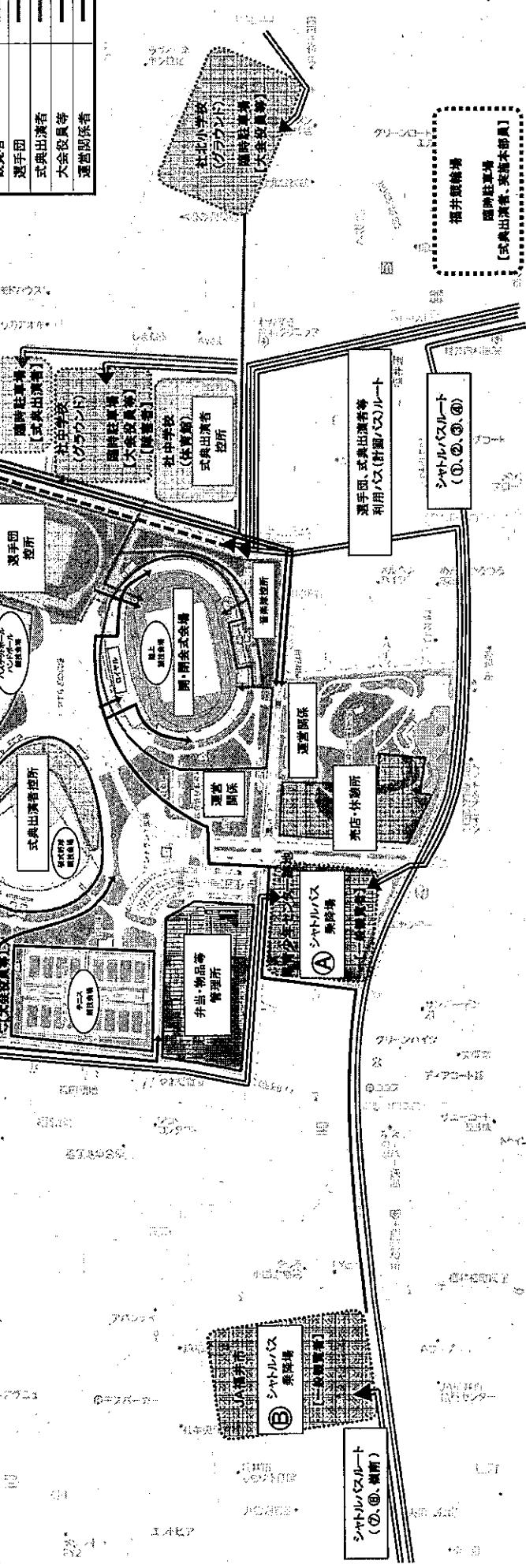
シャトルバスルート
(㉞、㉟、横断)



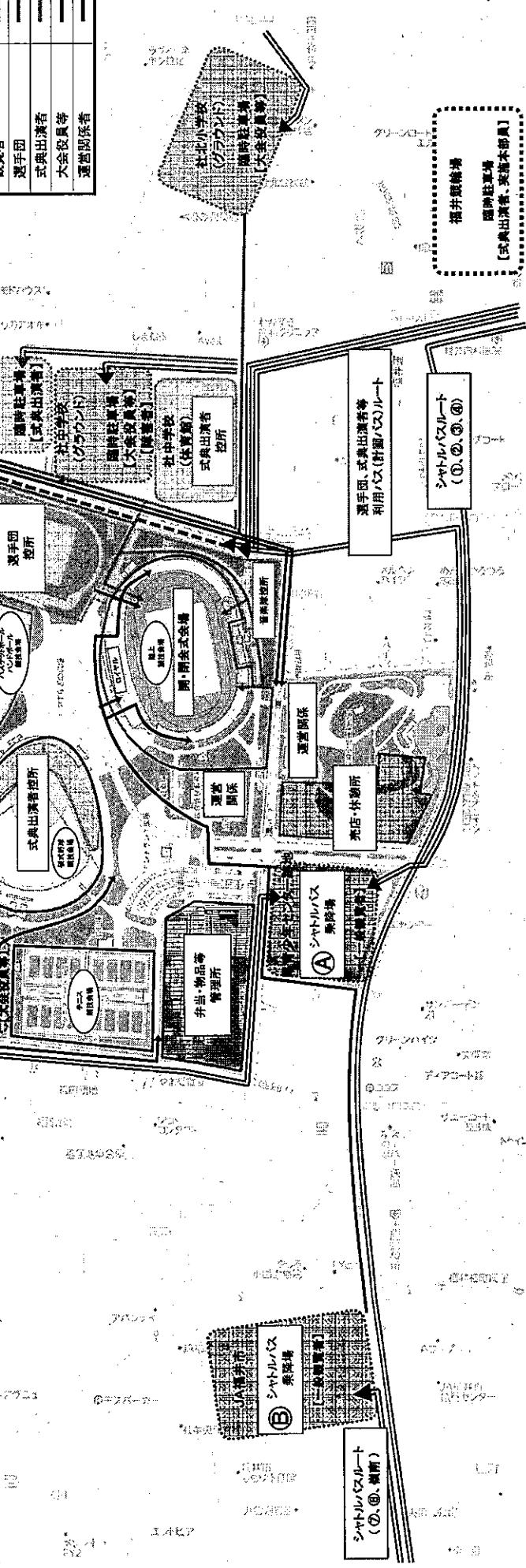
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



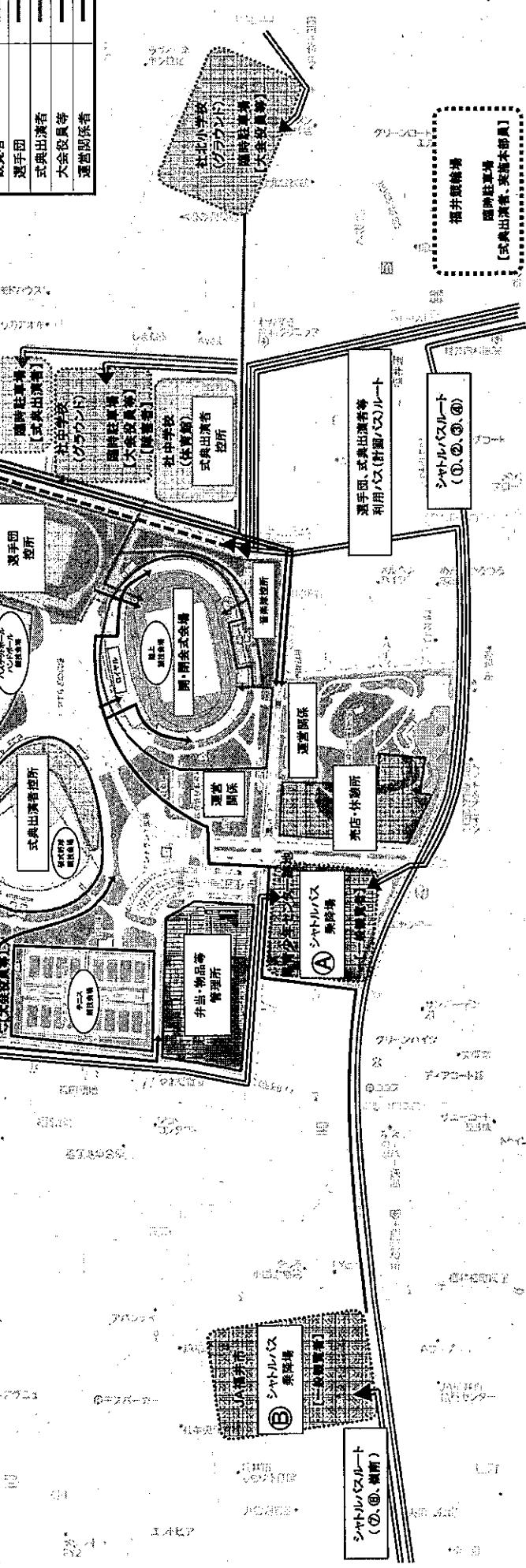
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



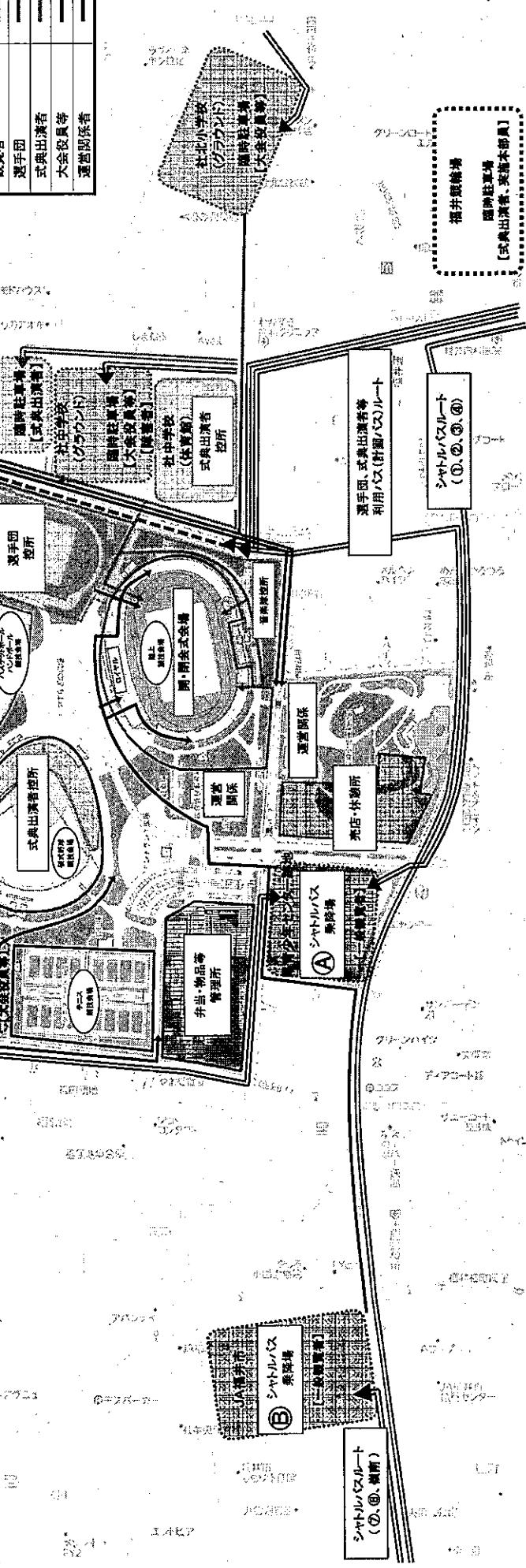
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



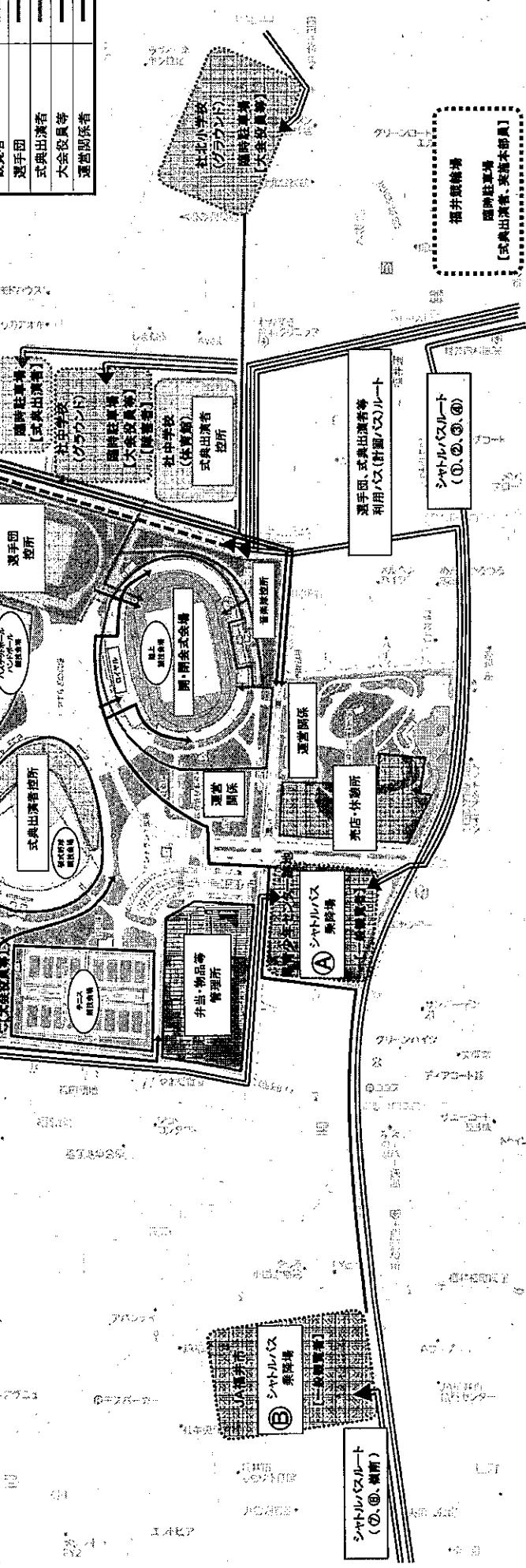
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



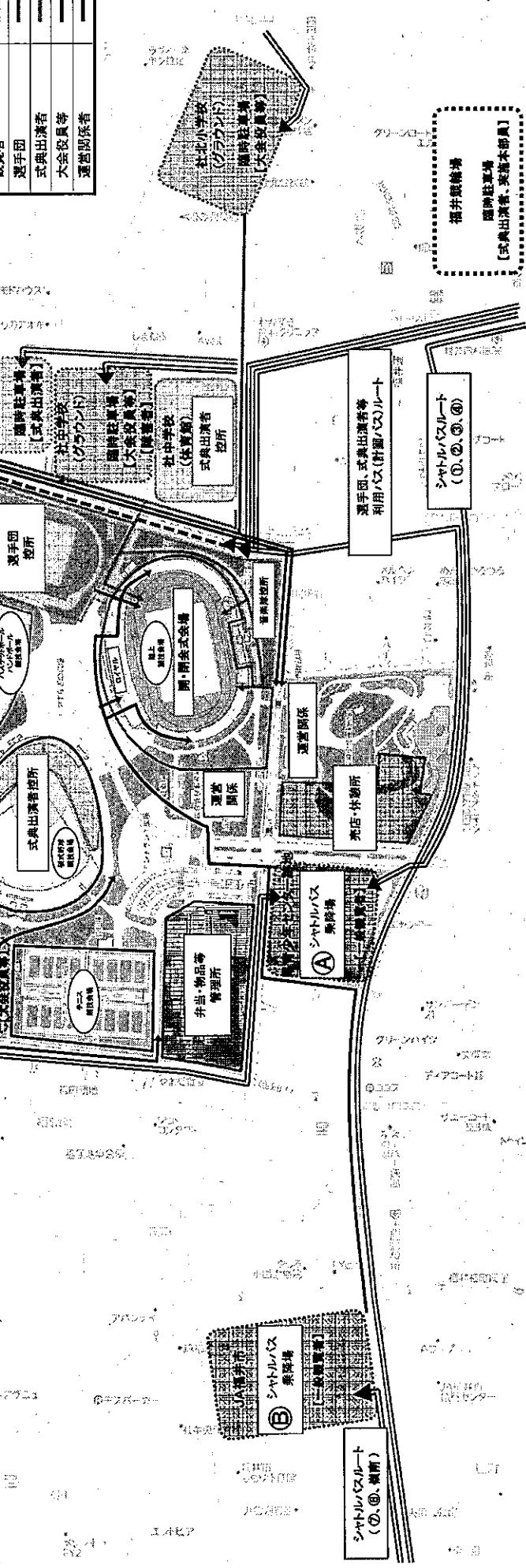
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



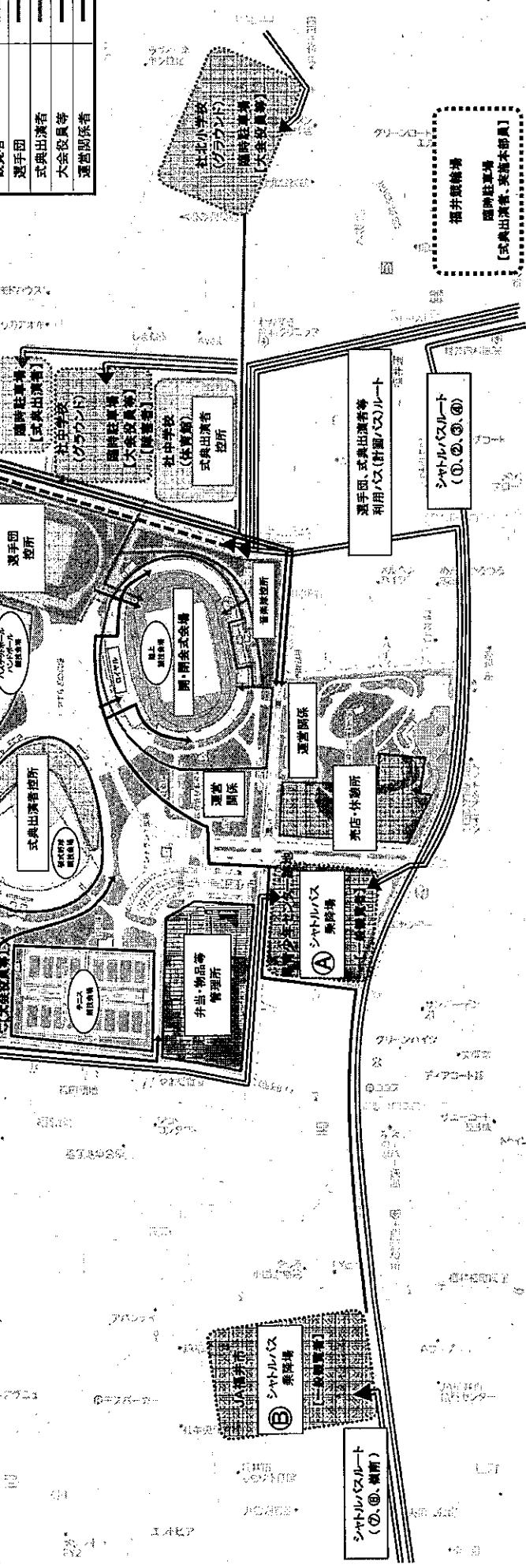
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



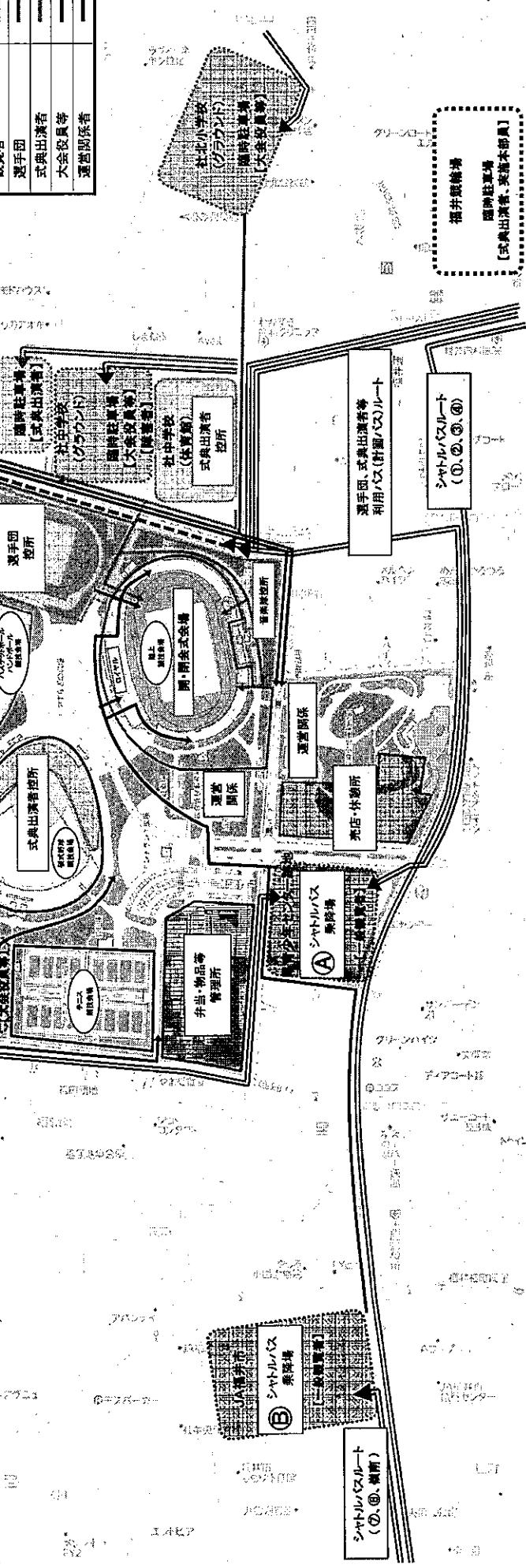
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



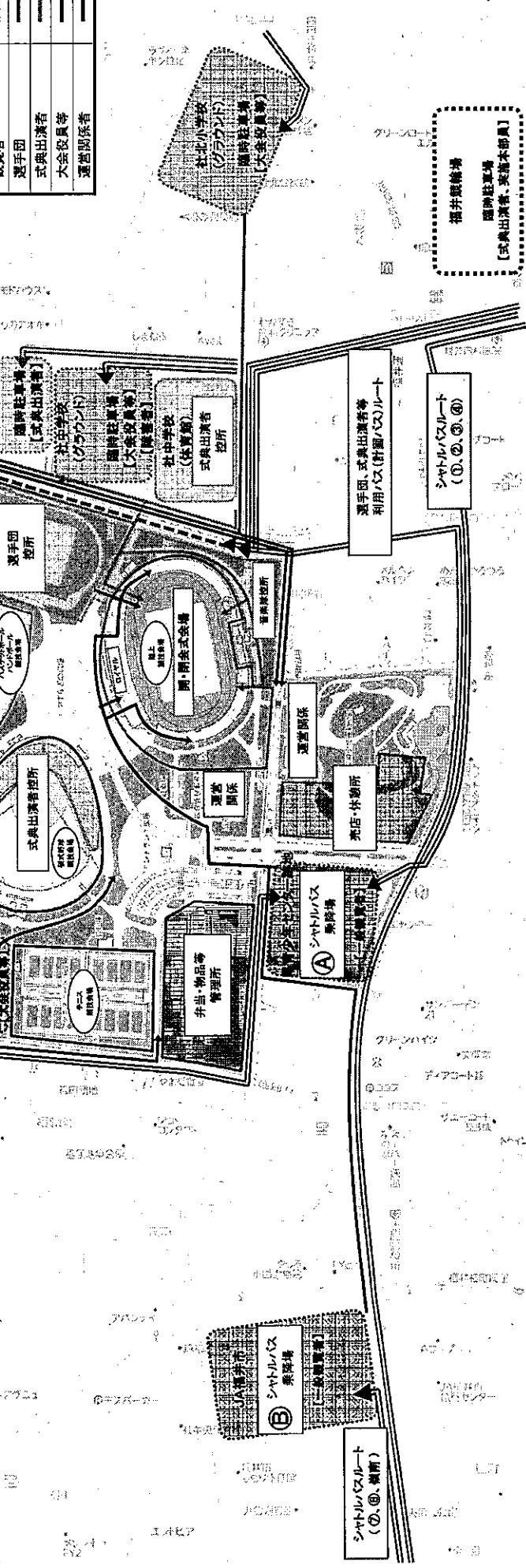
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



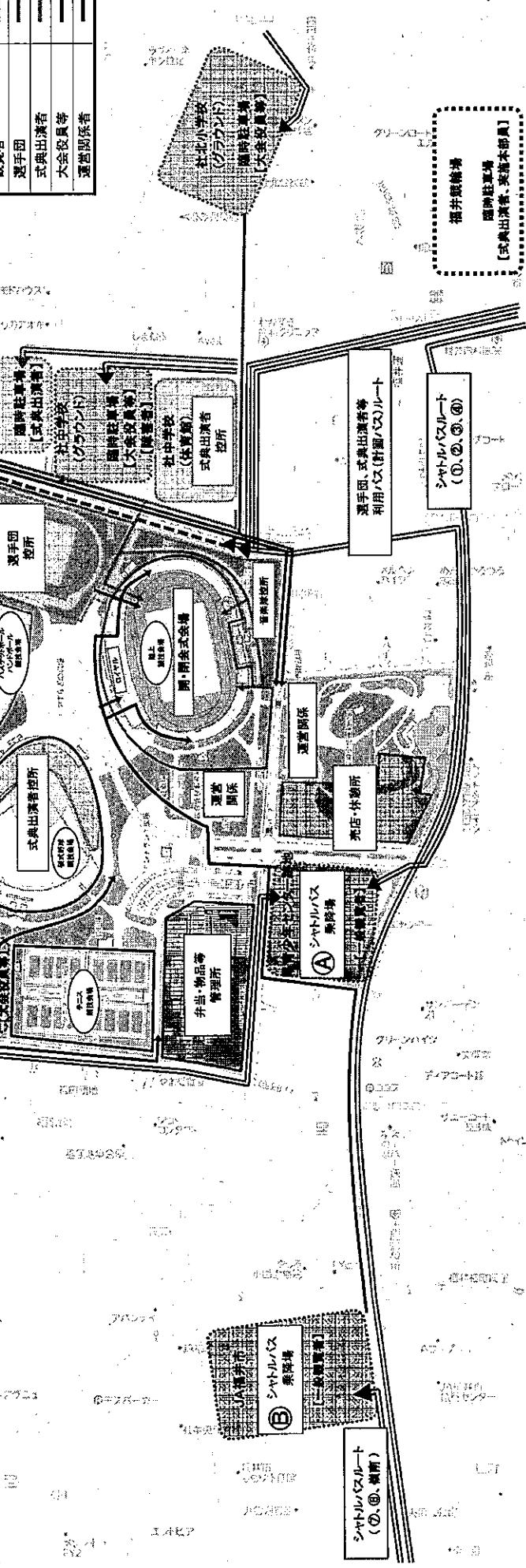
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



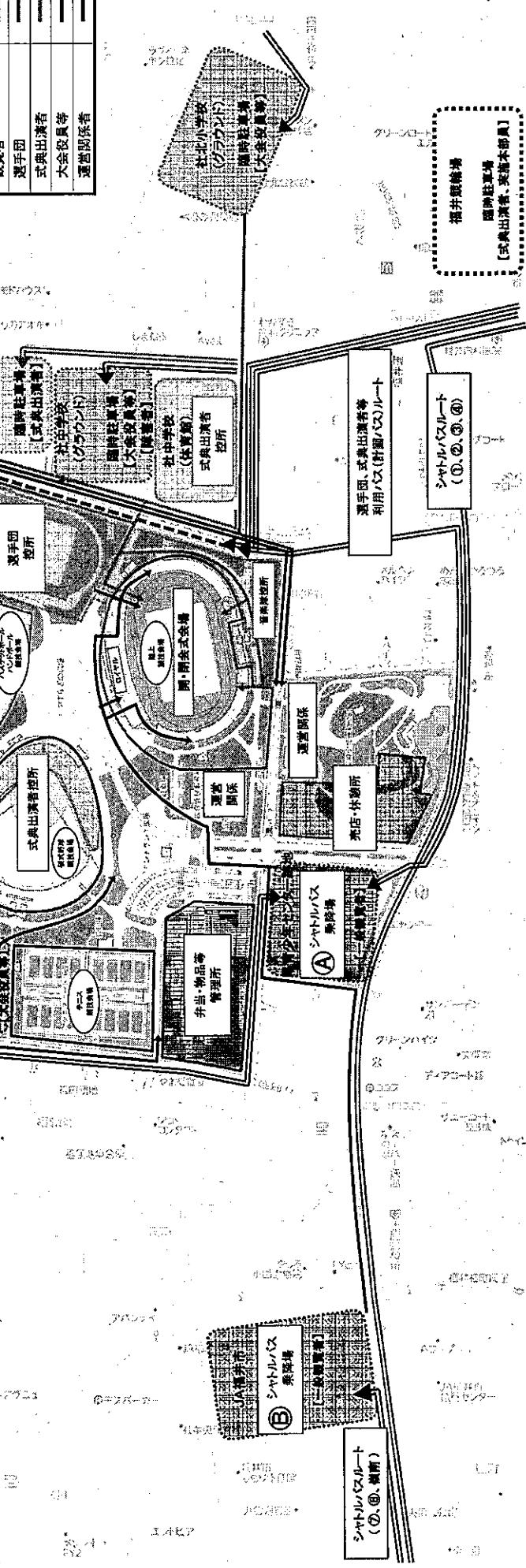
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



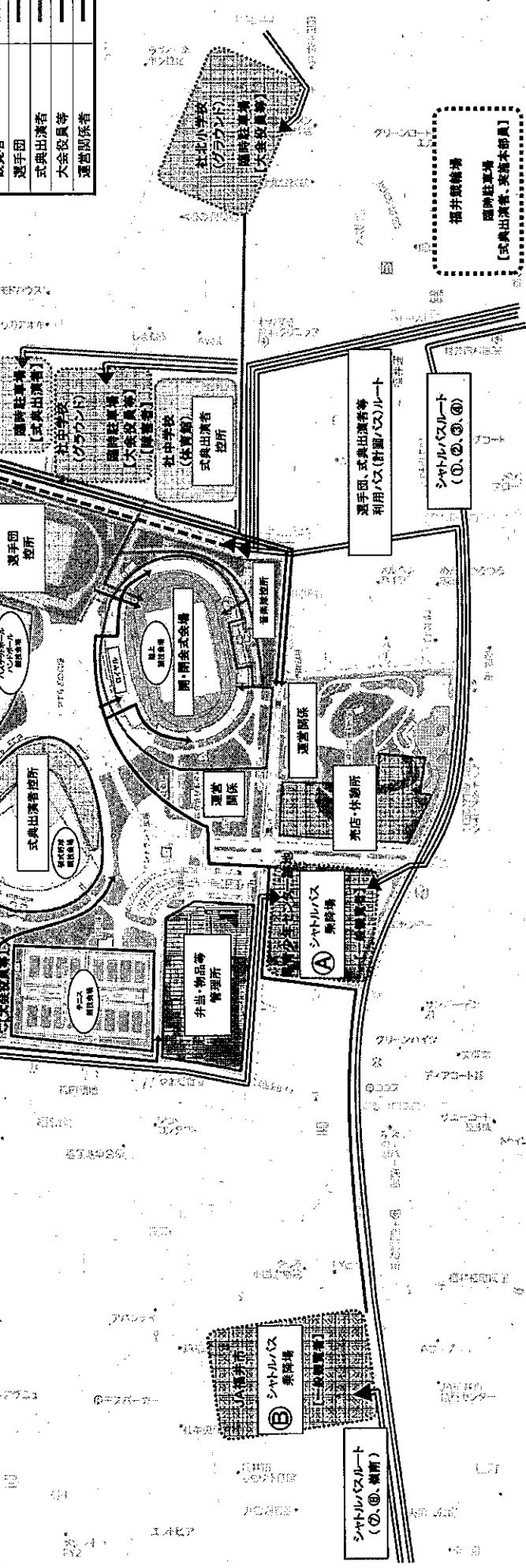
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



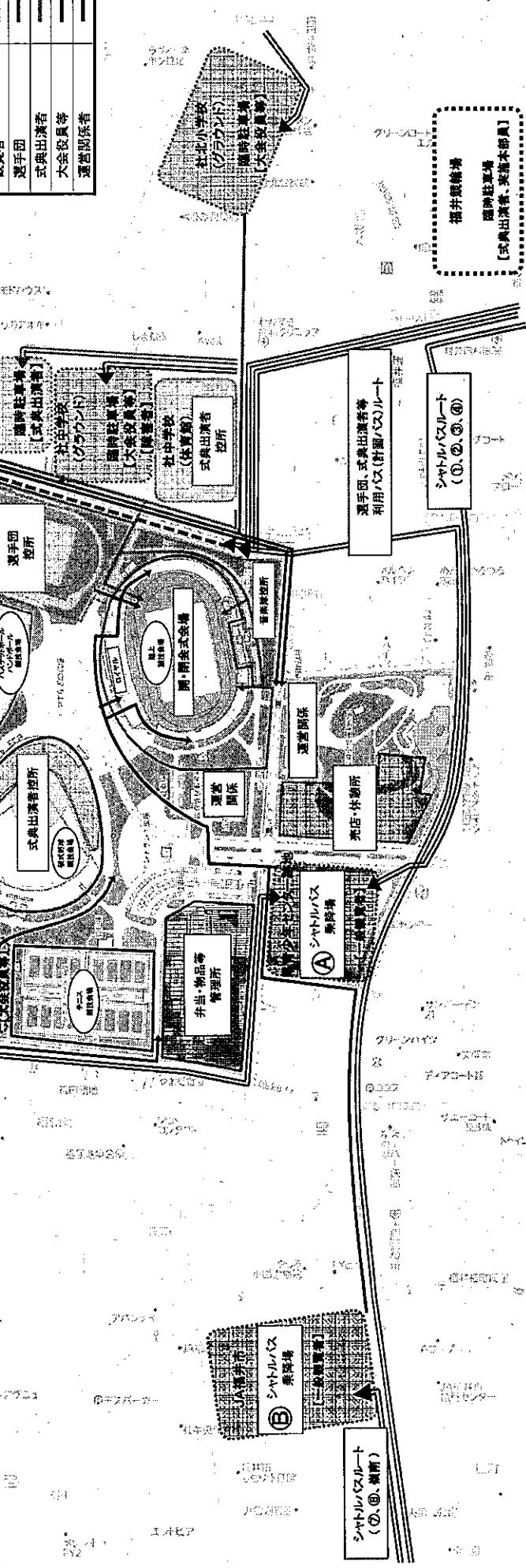
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



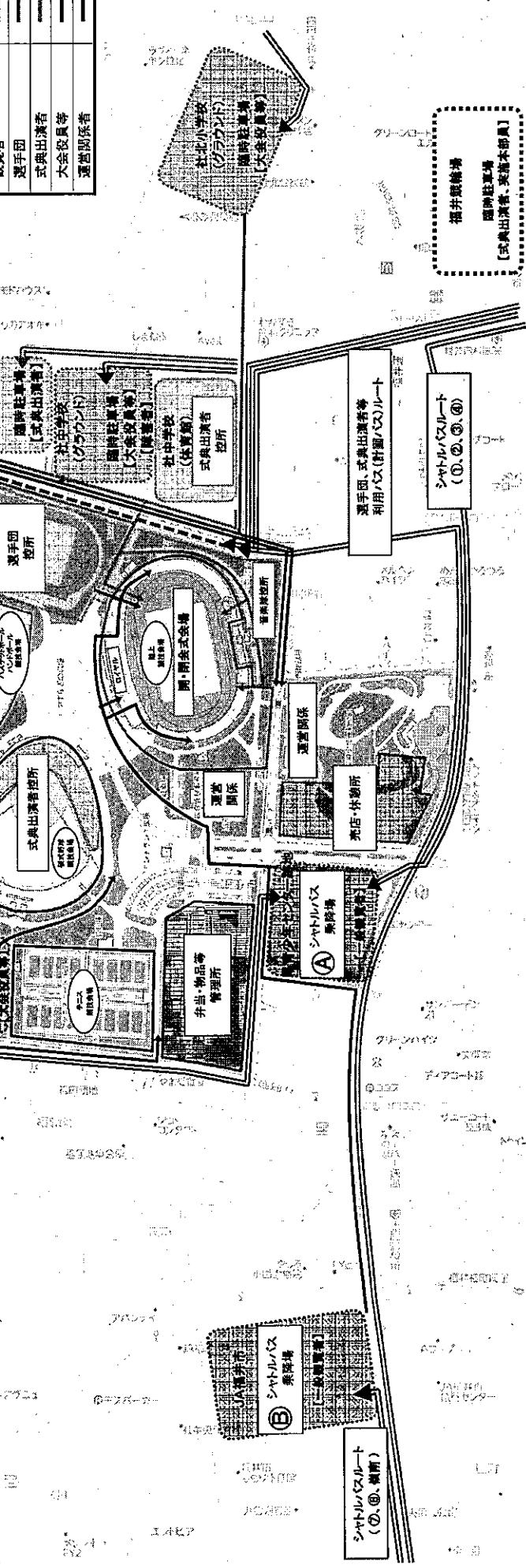
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



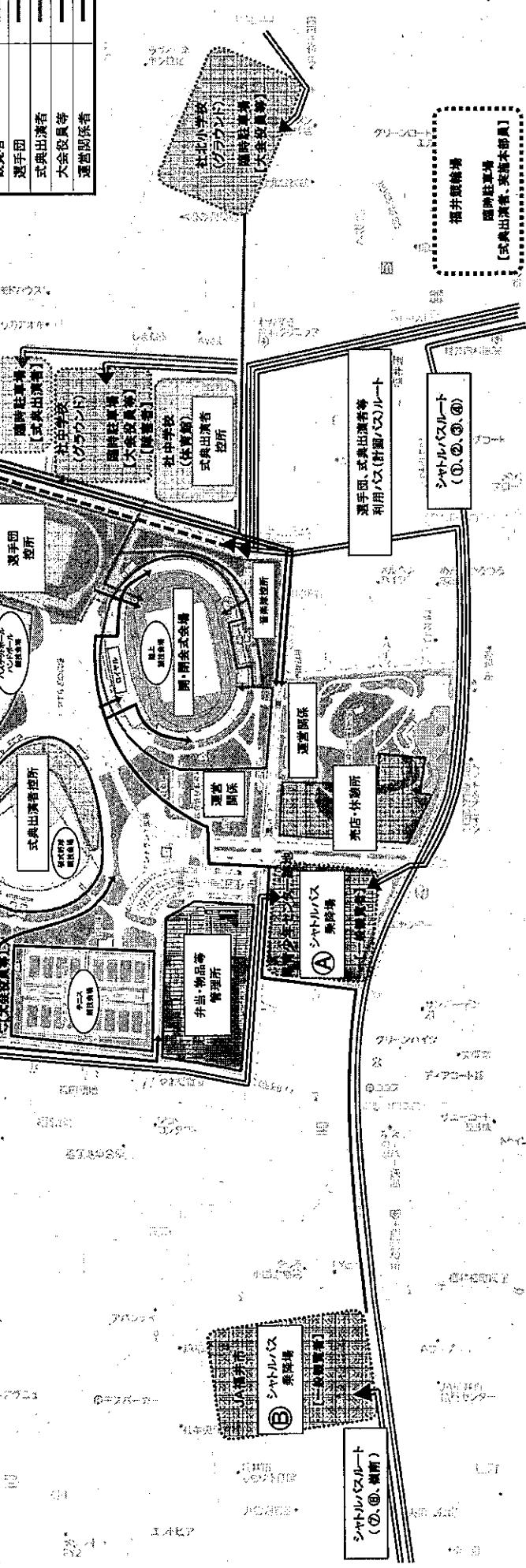
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



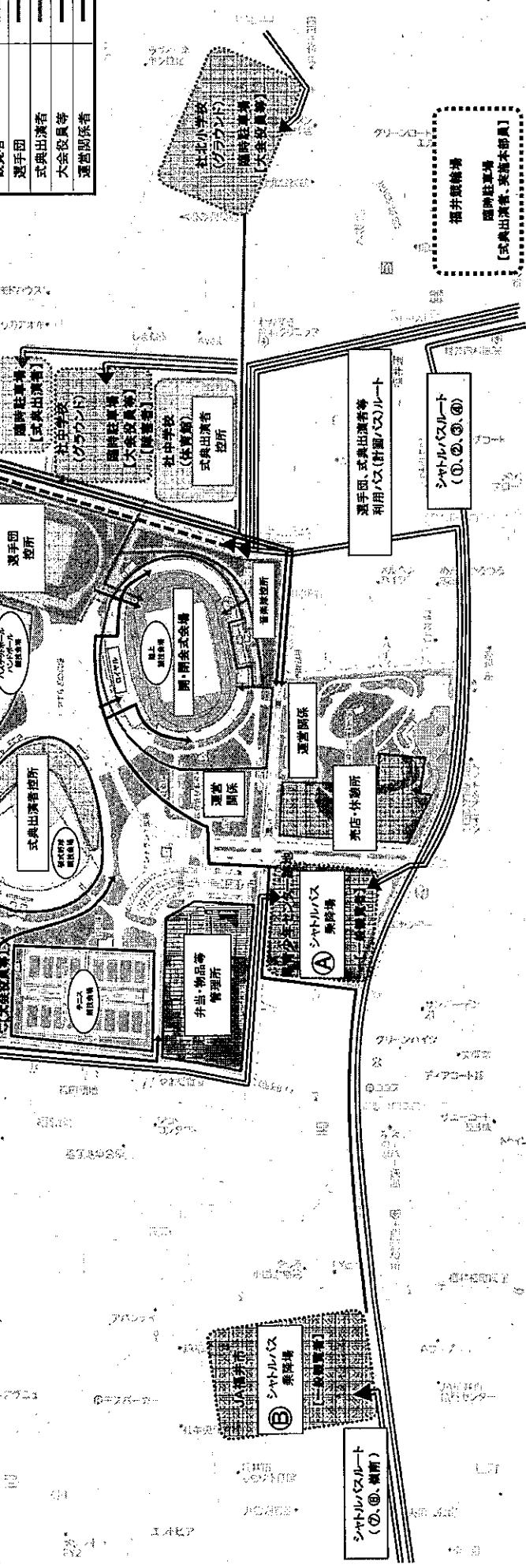
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



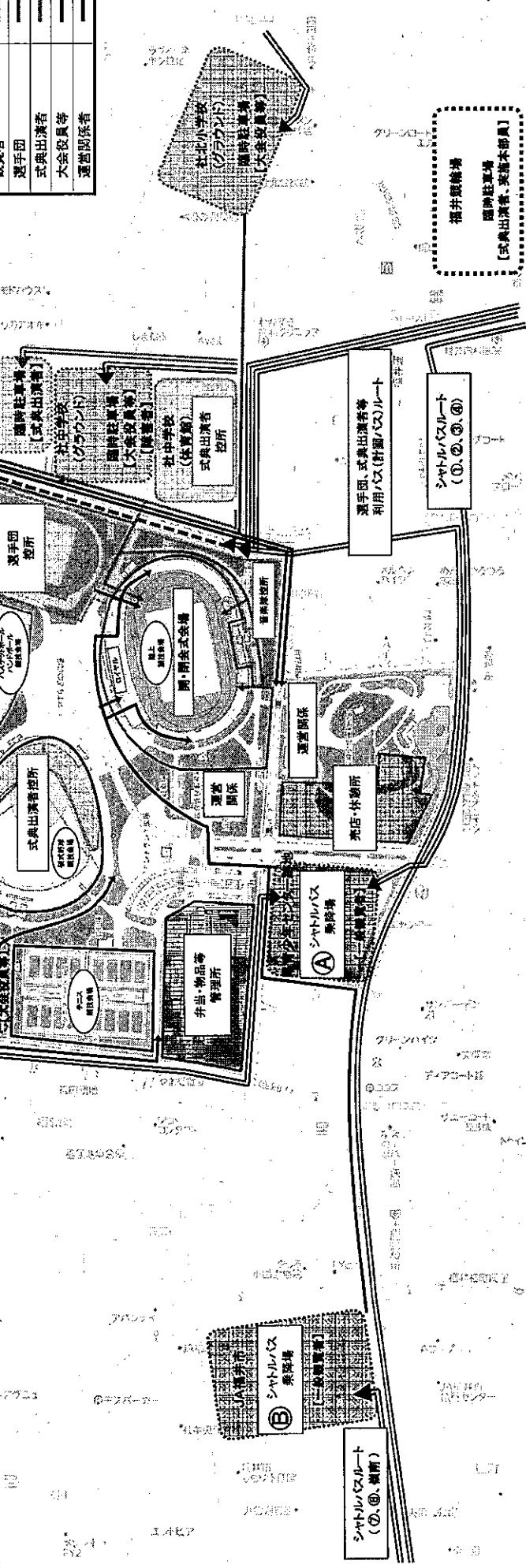
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



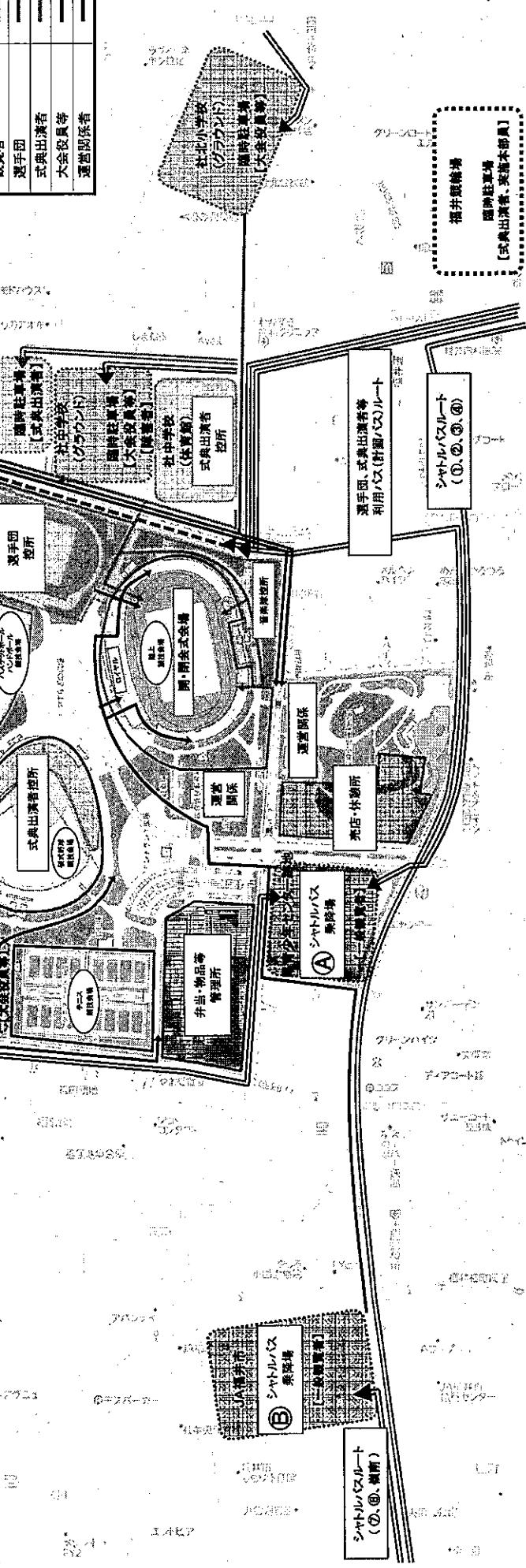
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



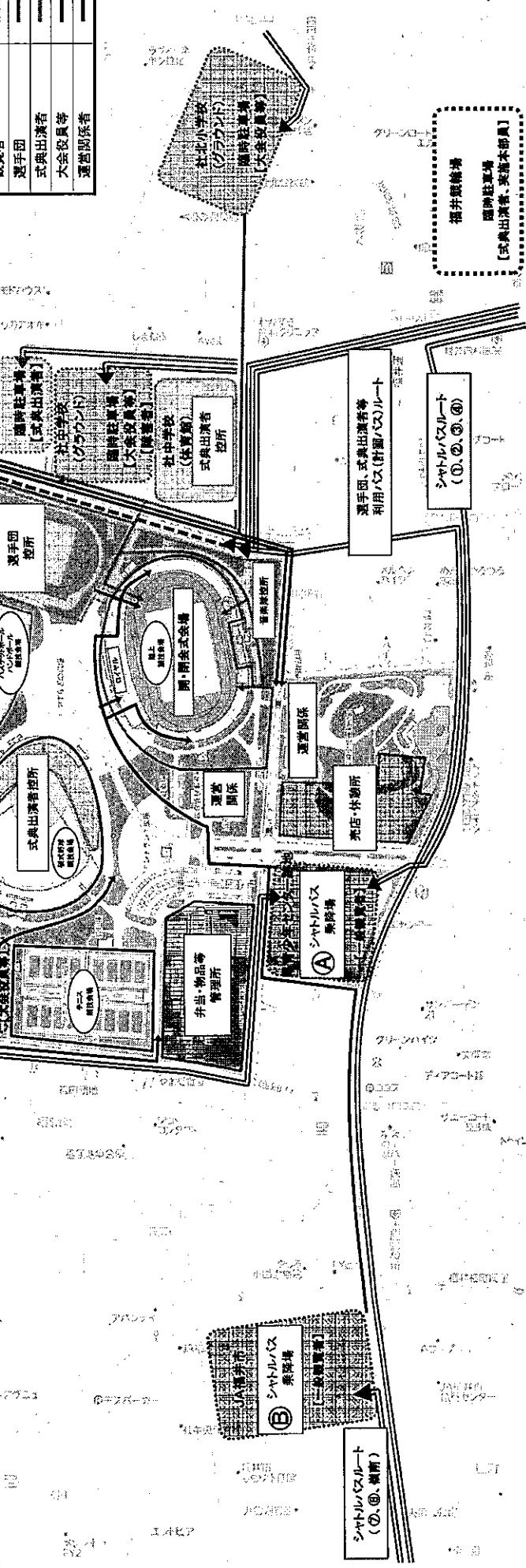
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



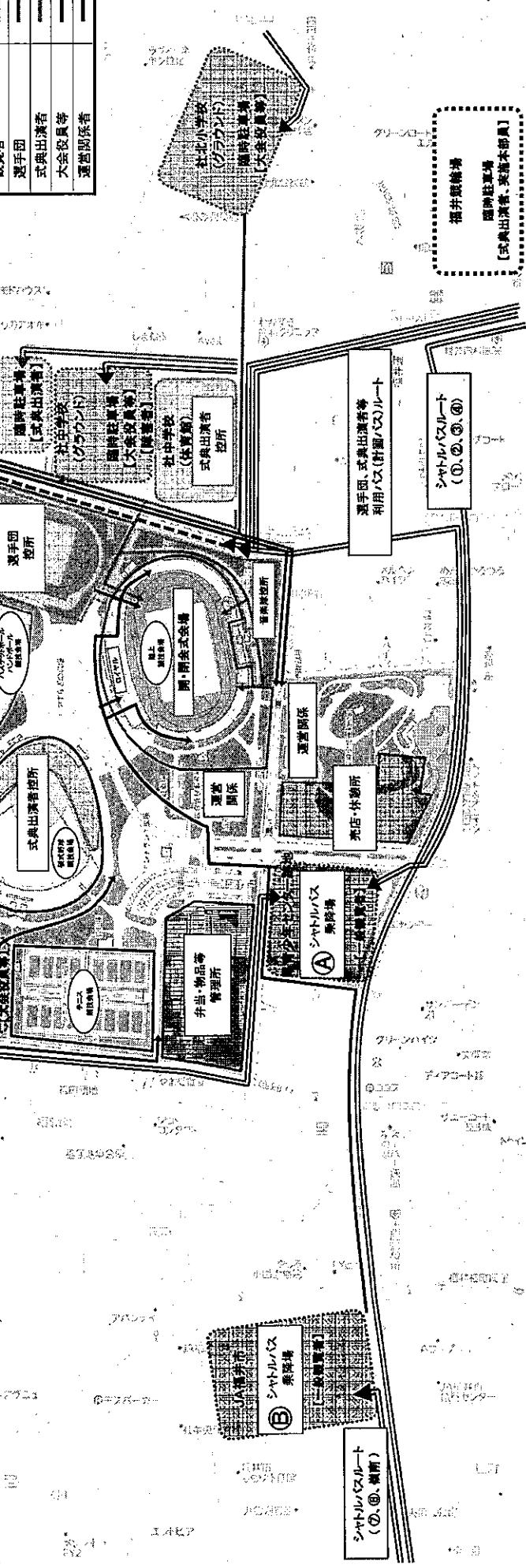
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



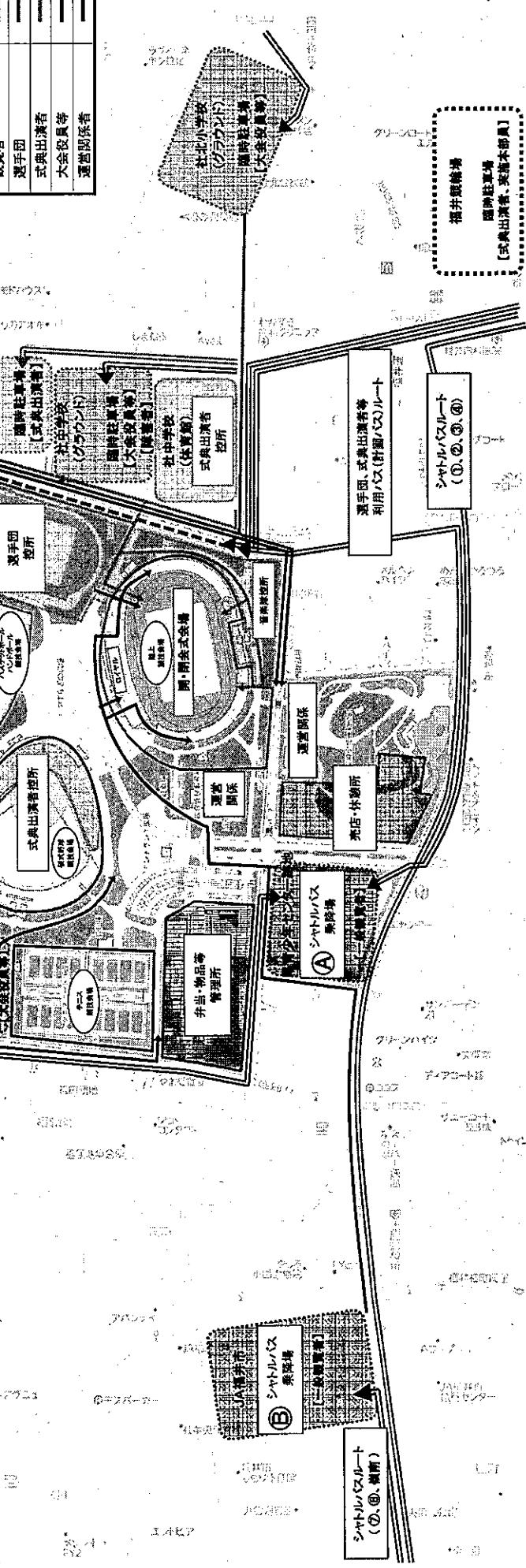
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



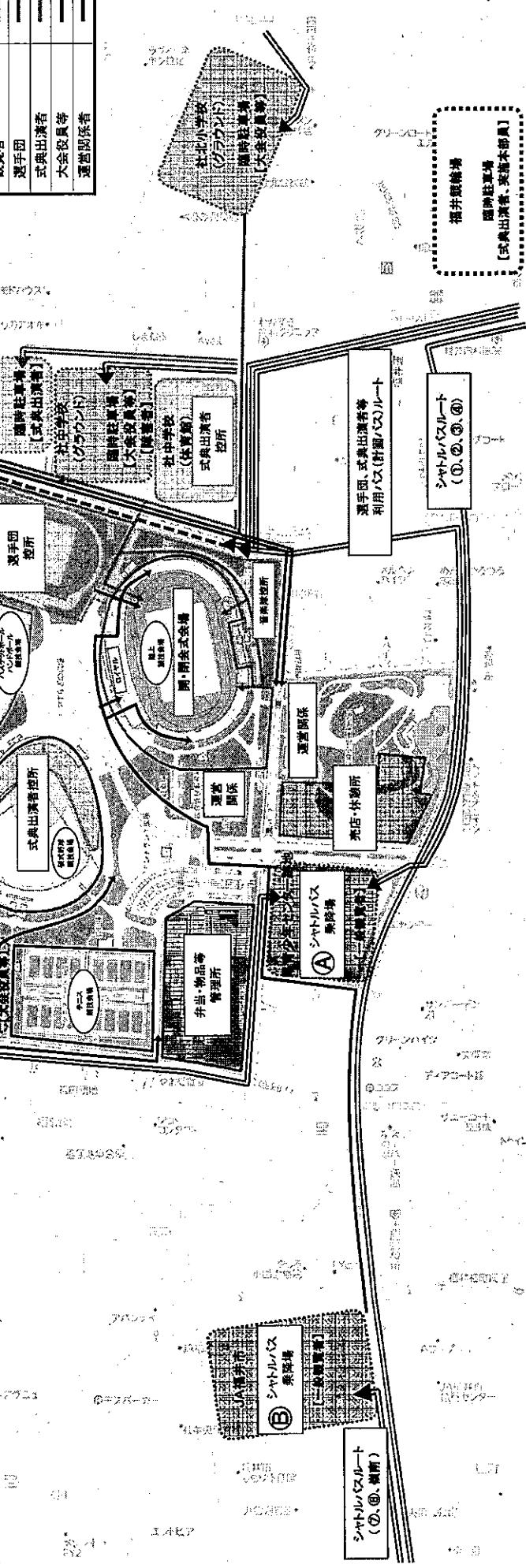
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



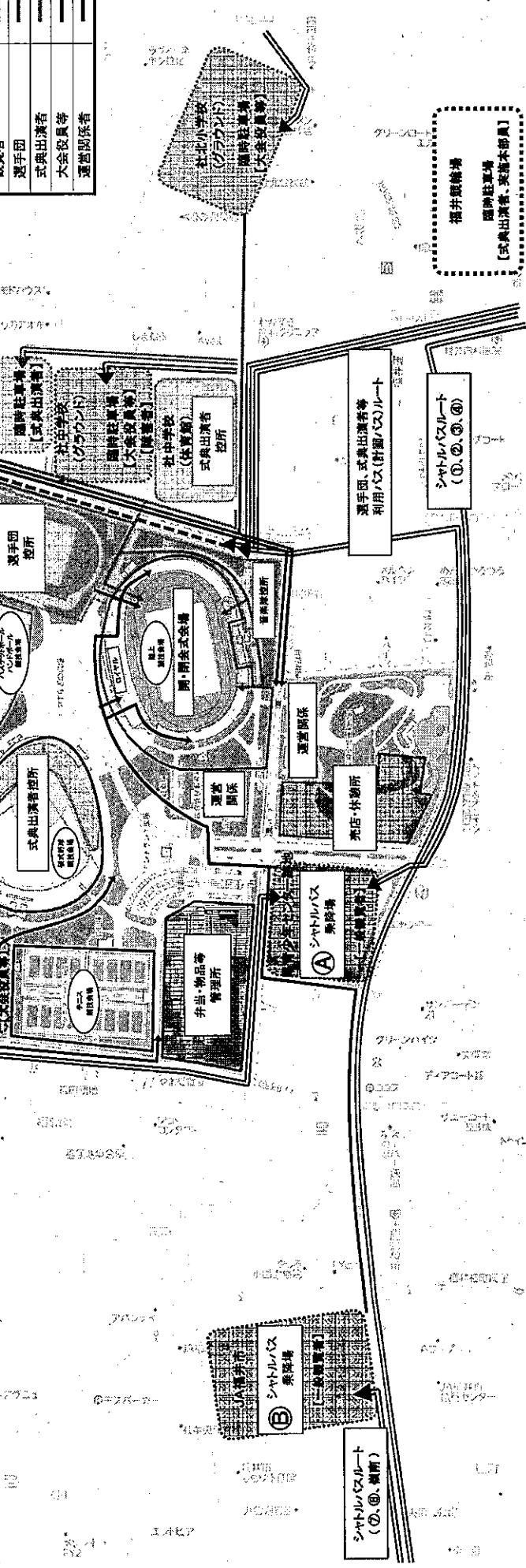
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



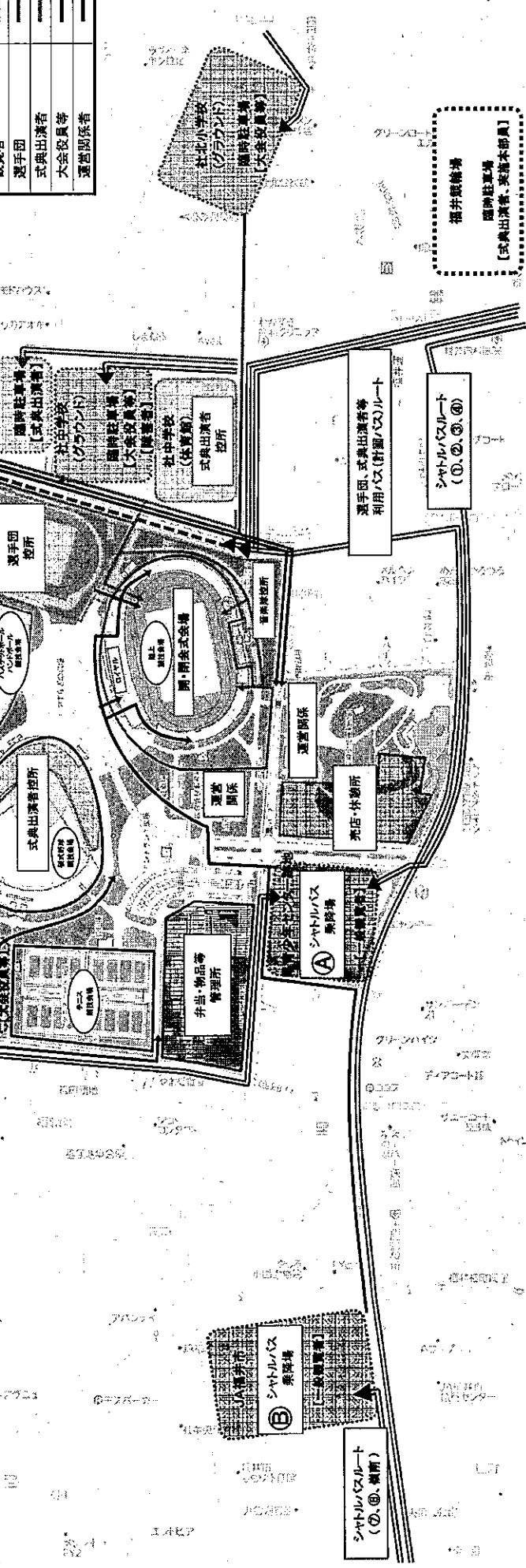
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



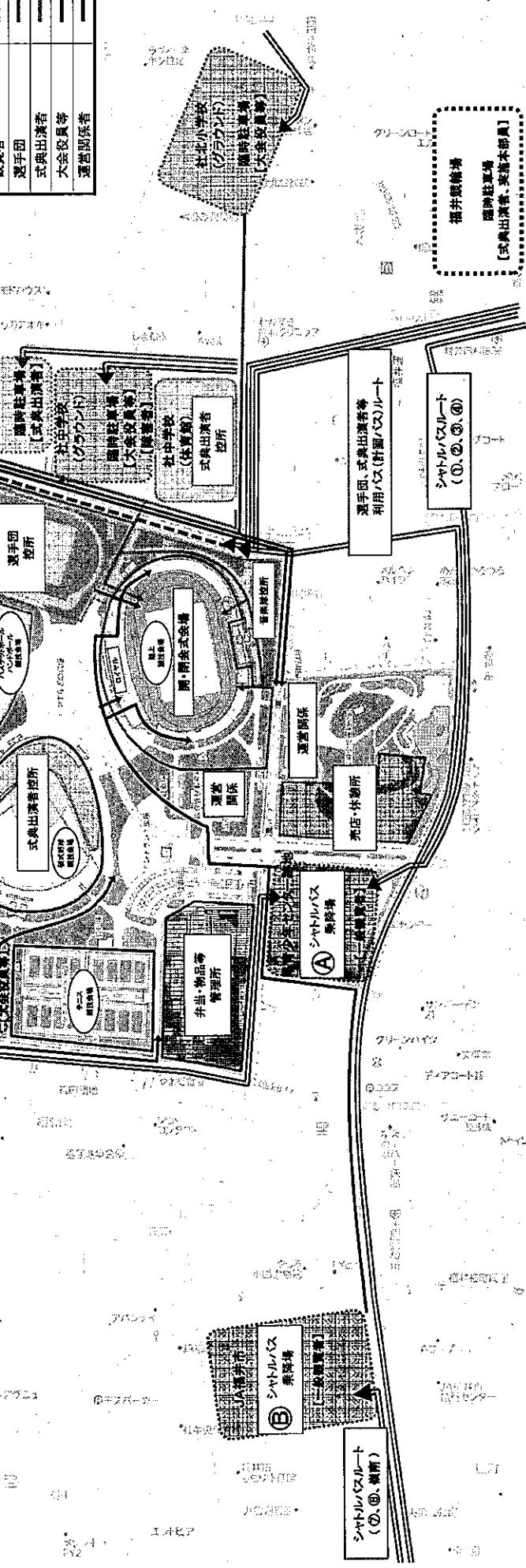
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



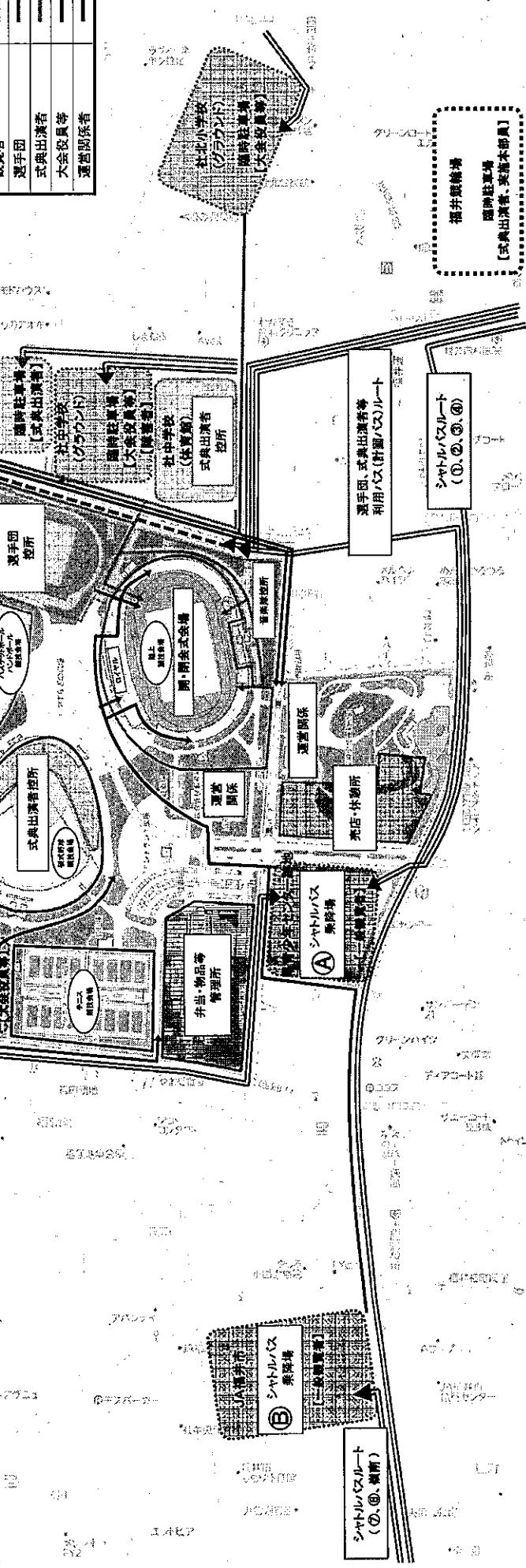
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



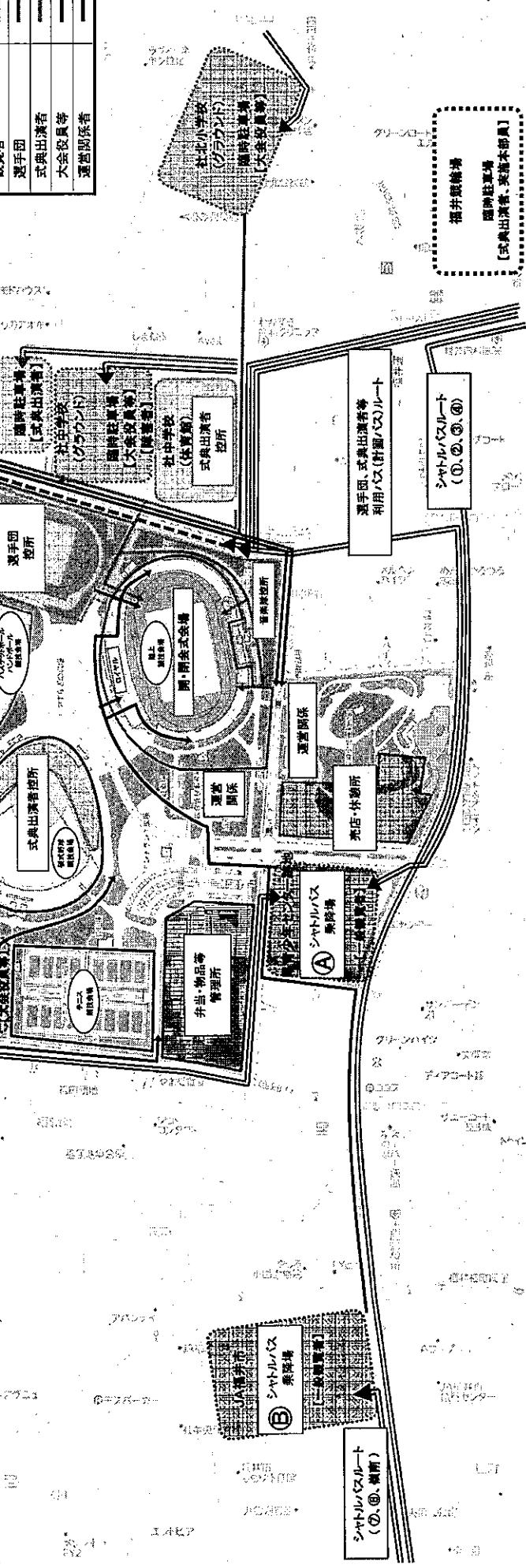
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



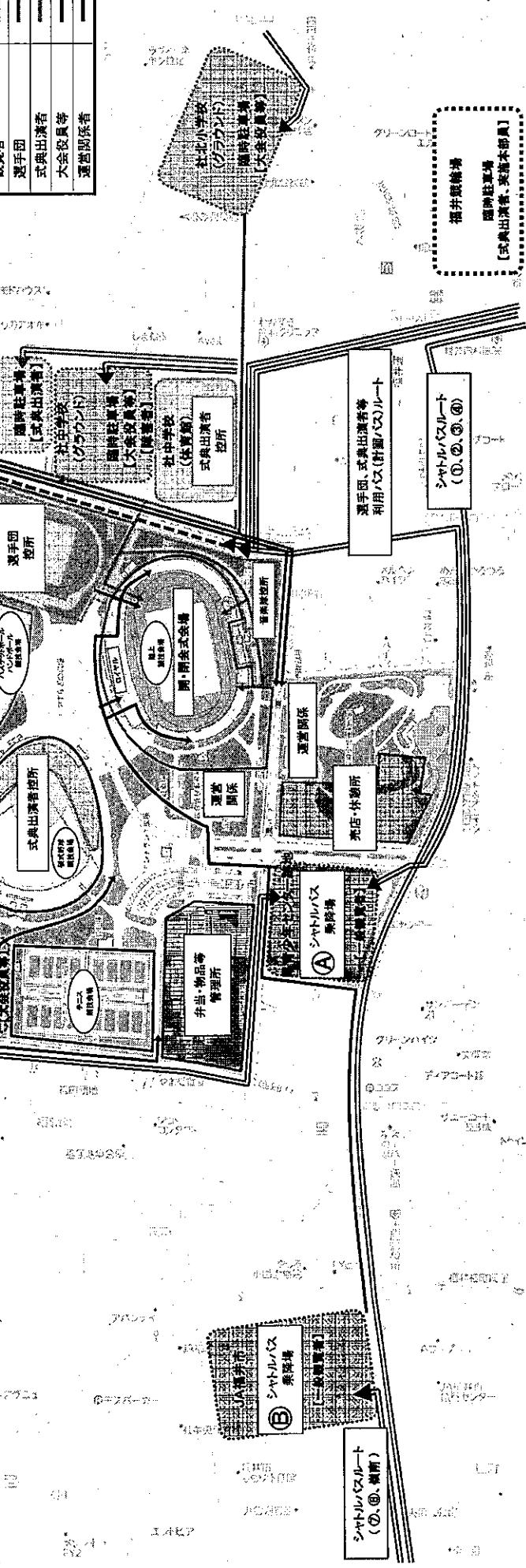
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



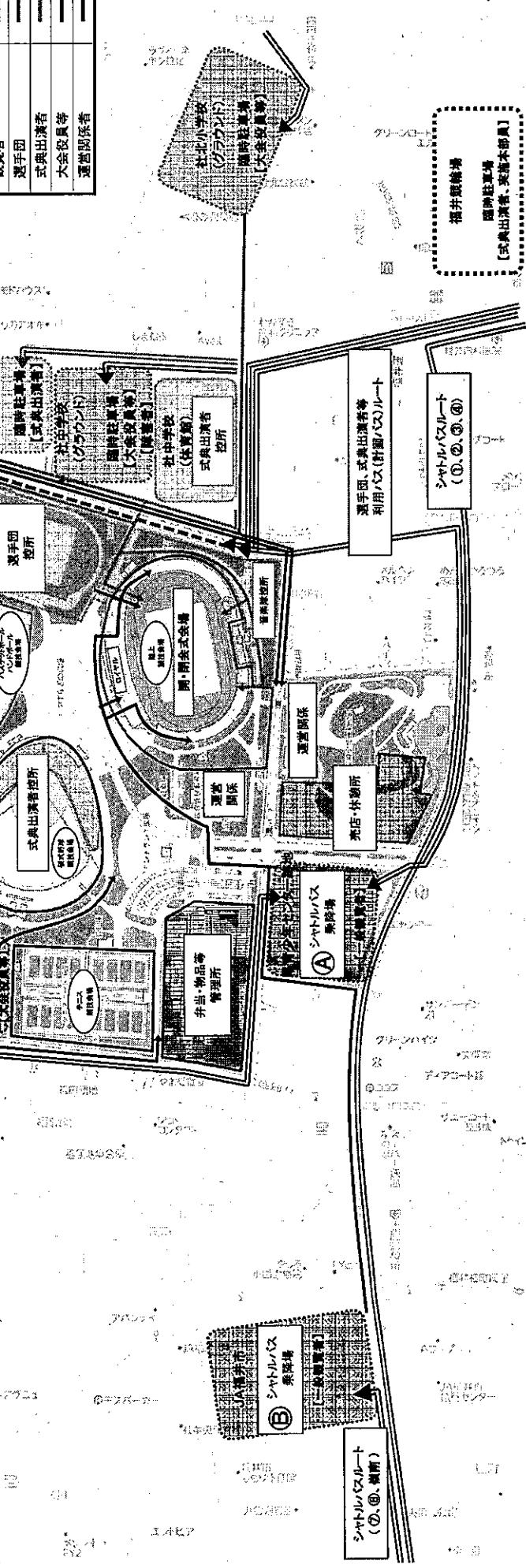
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



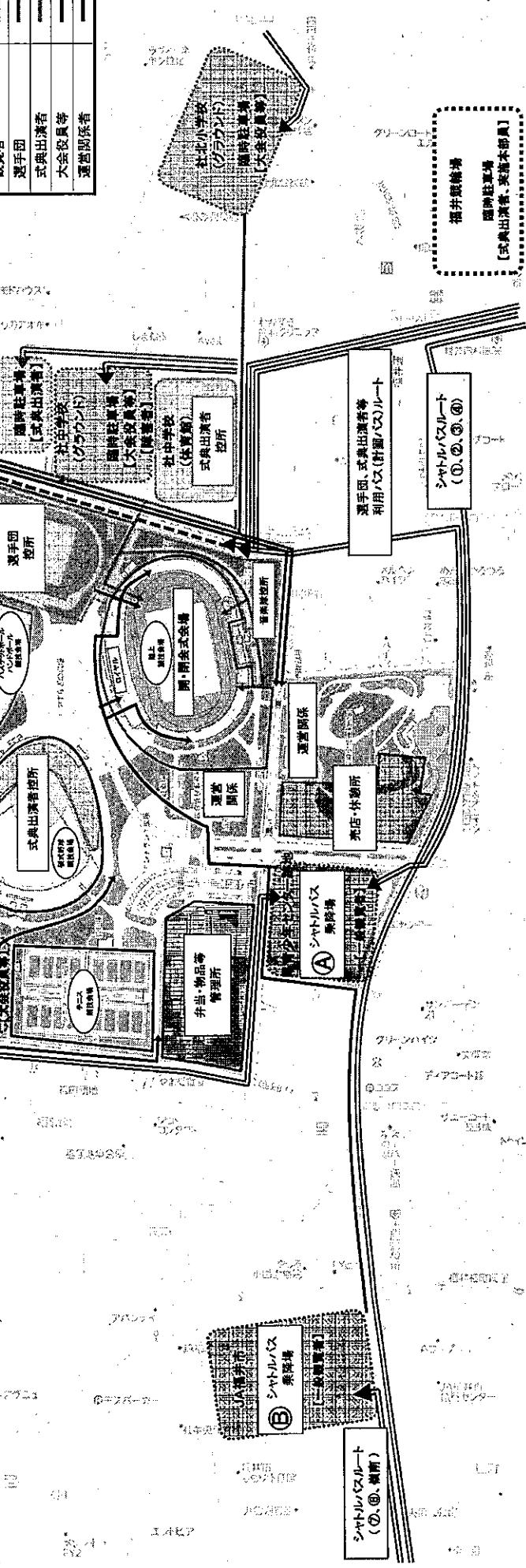
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



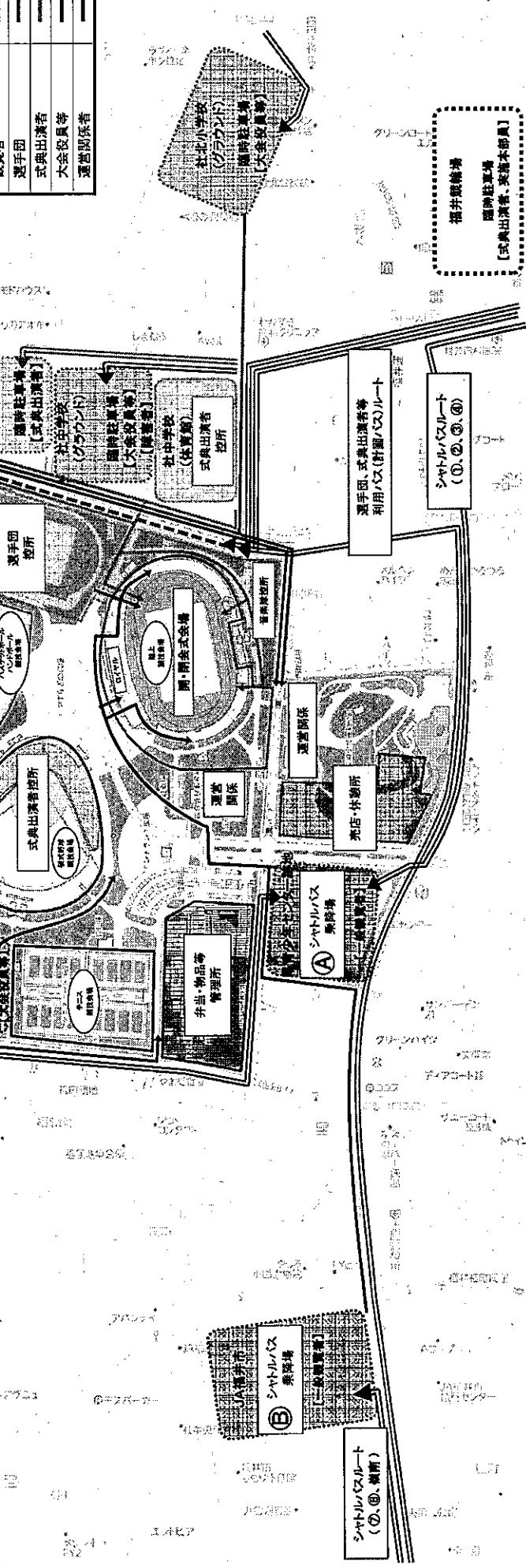
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



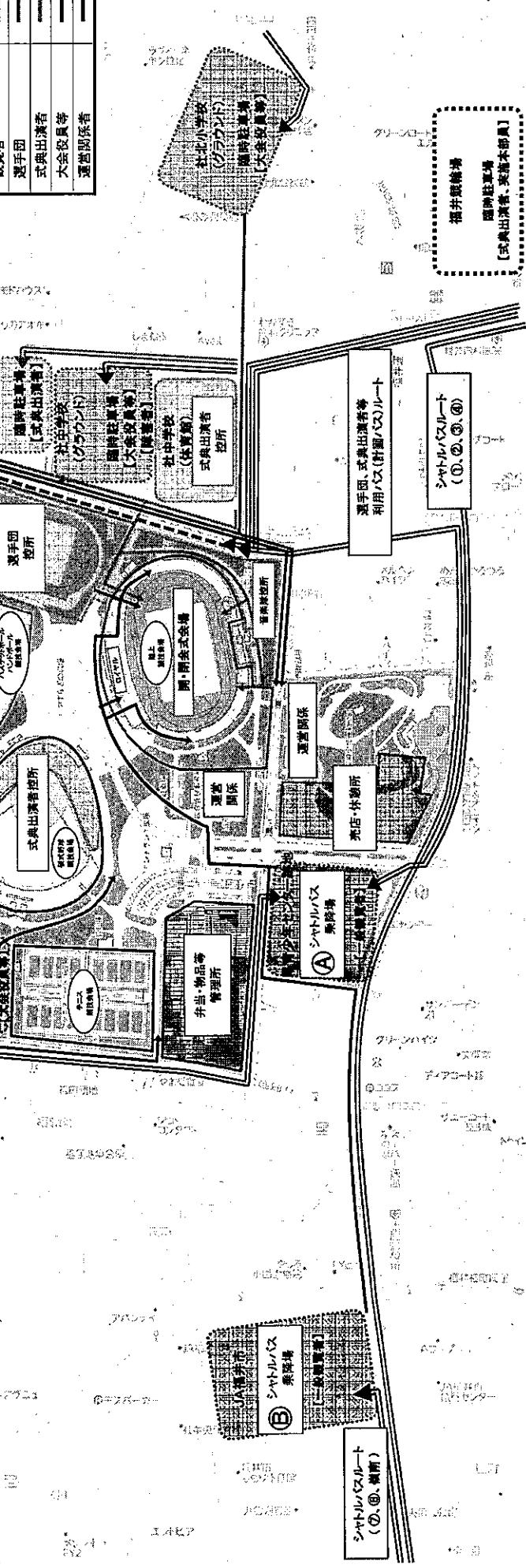
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



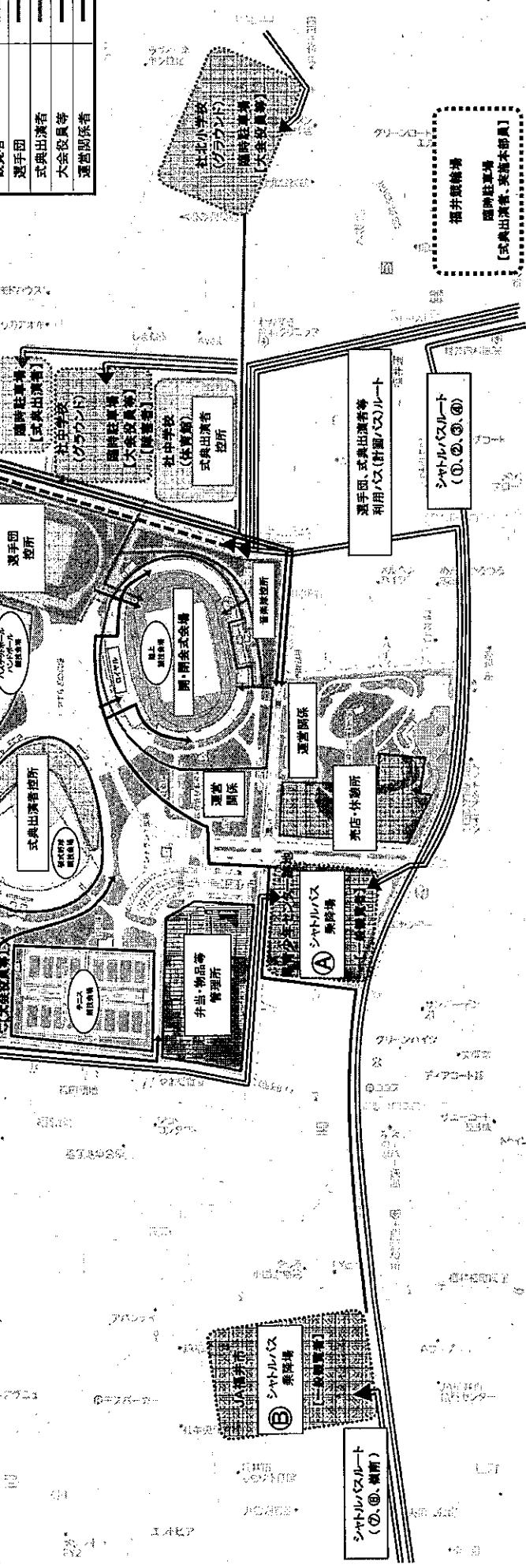
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



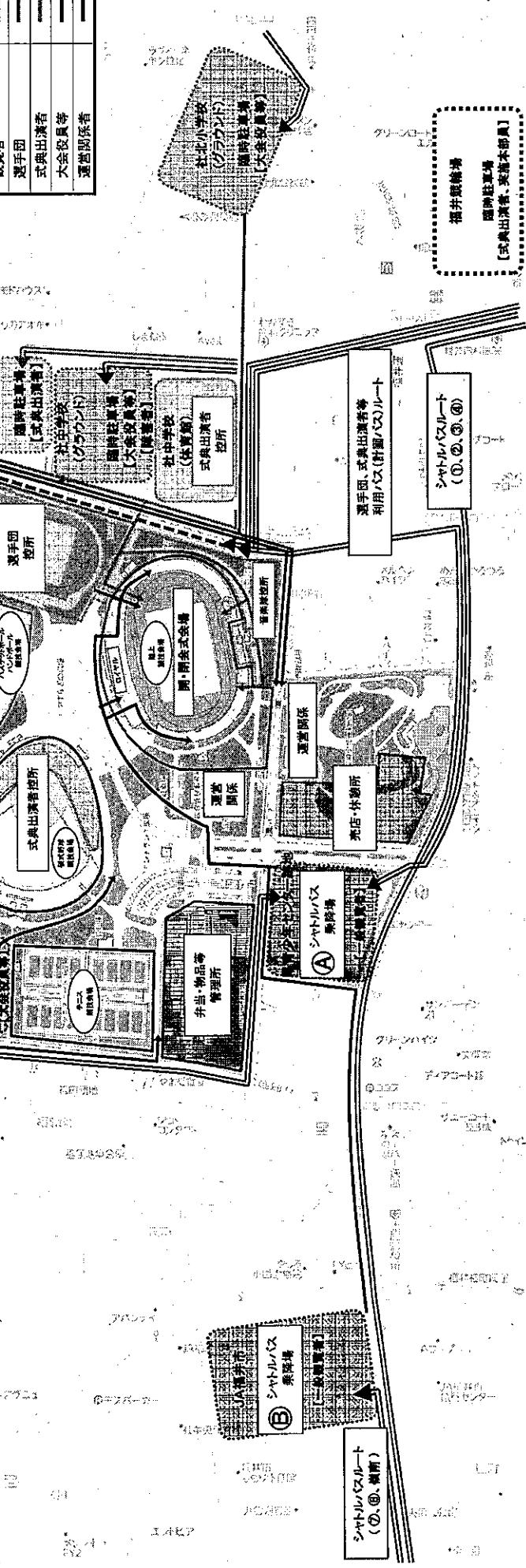
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



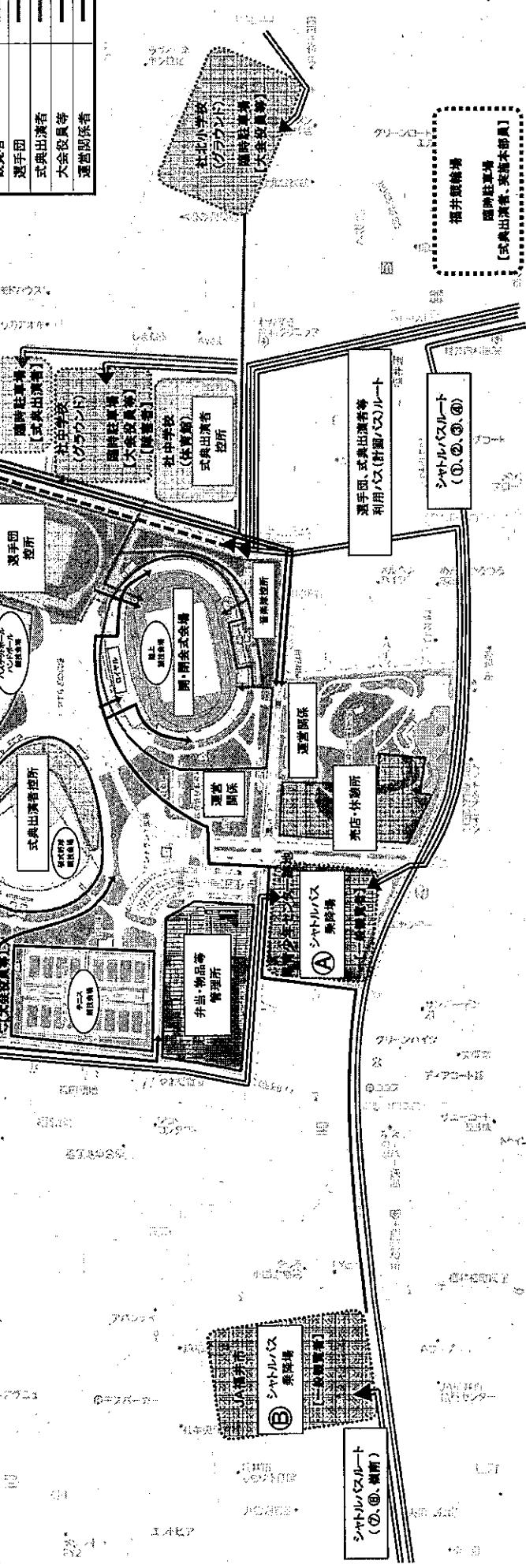
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



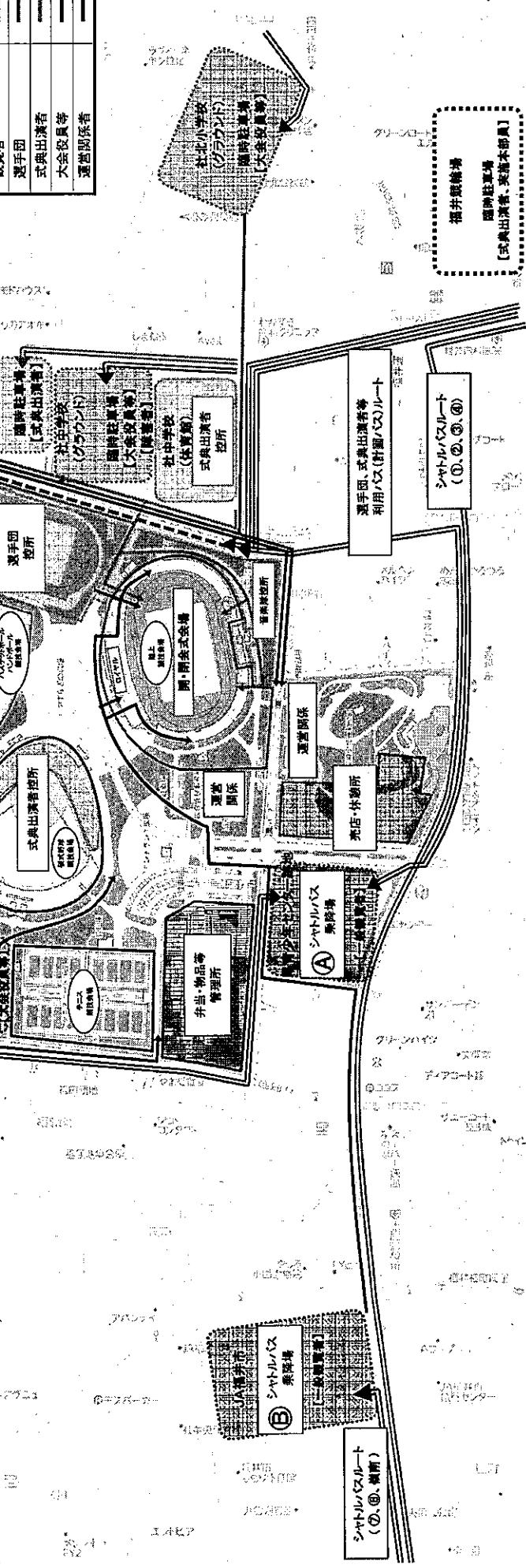
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



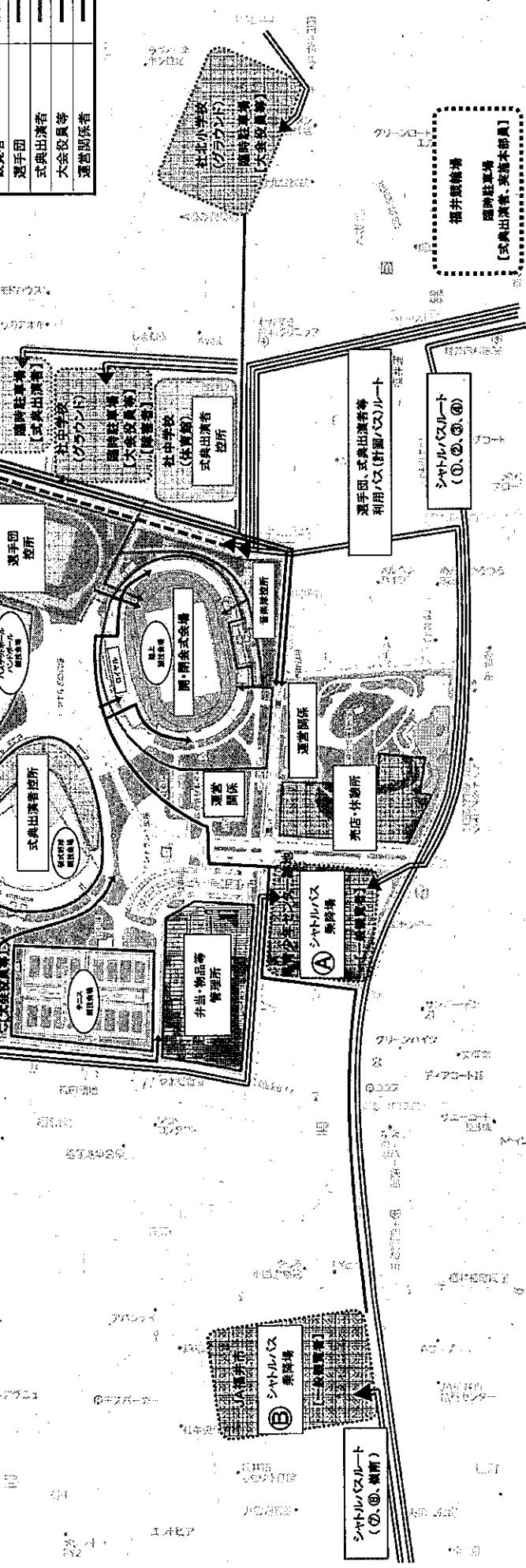
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



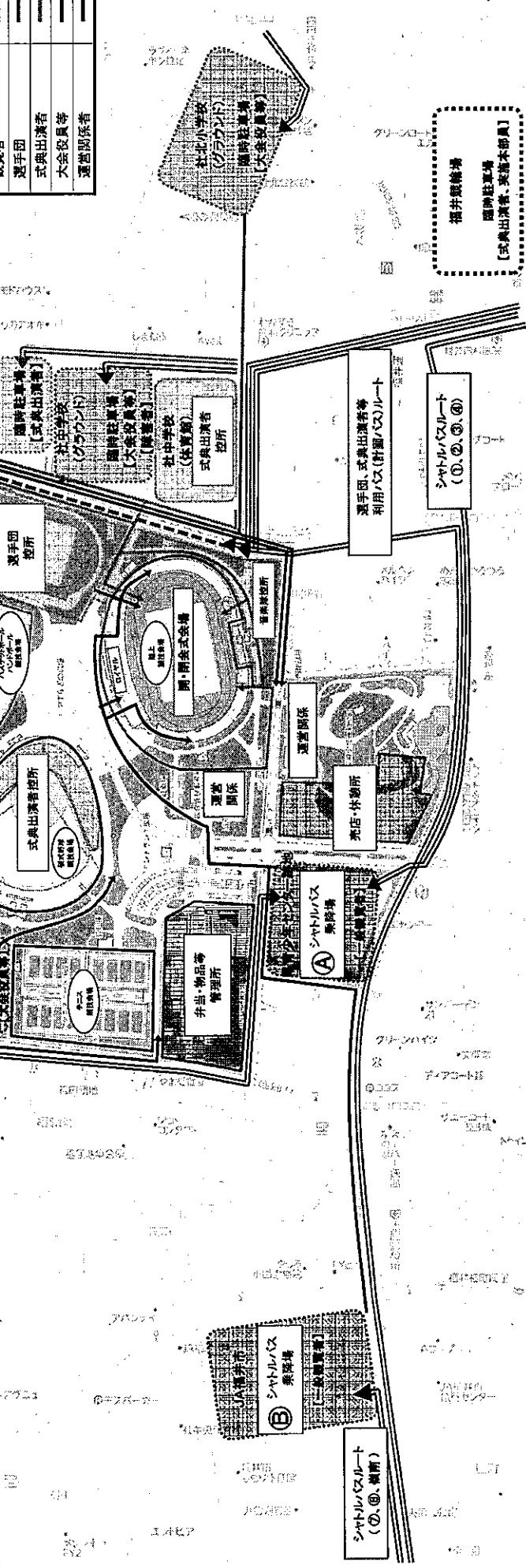
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



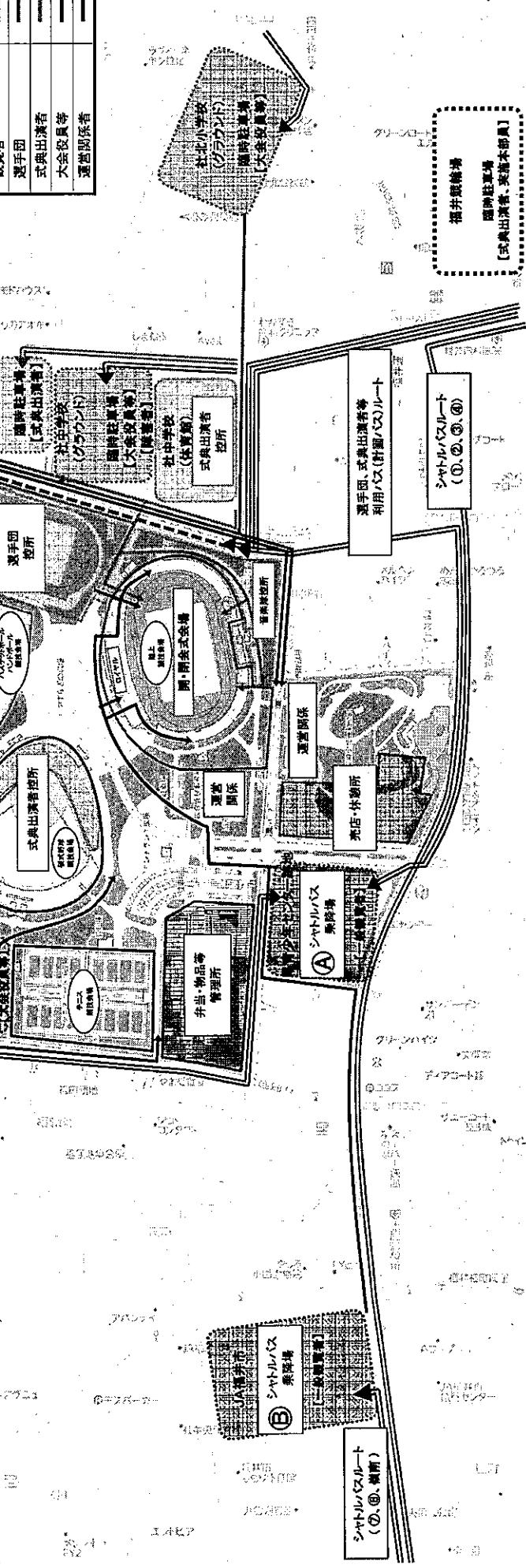
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



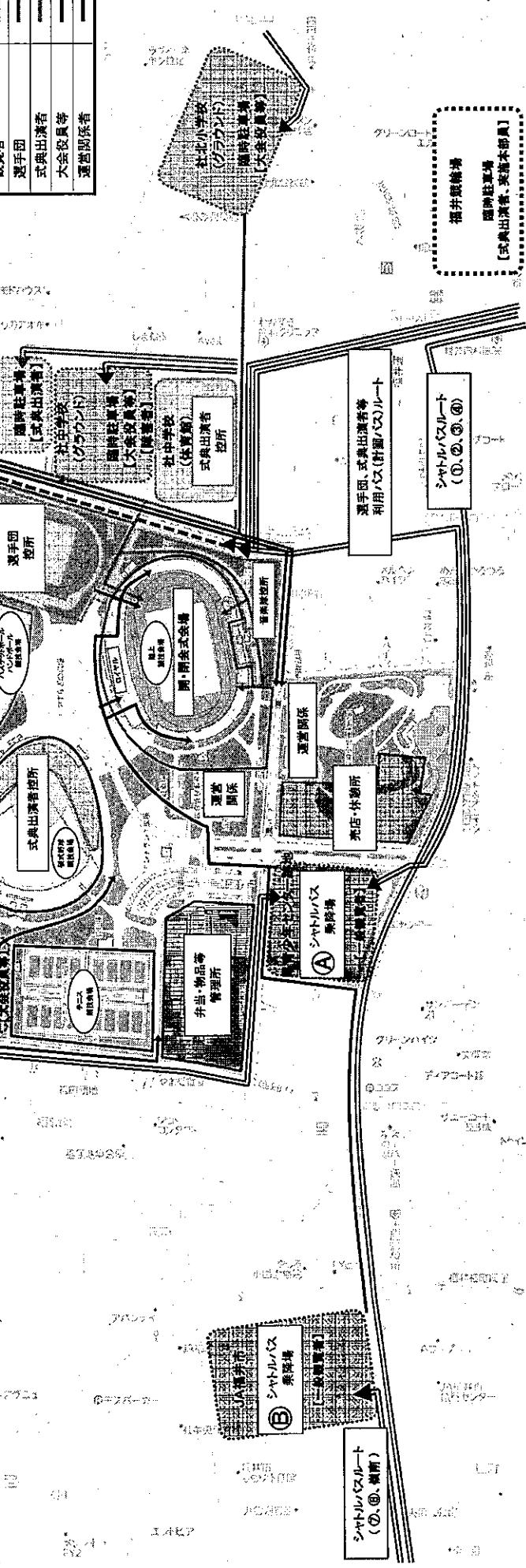
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



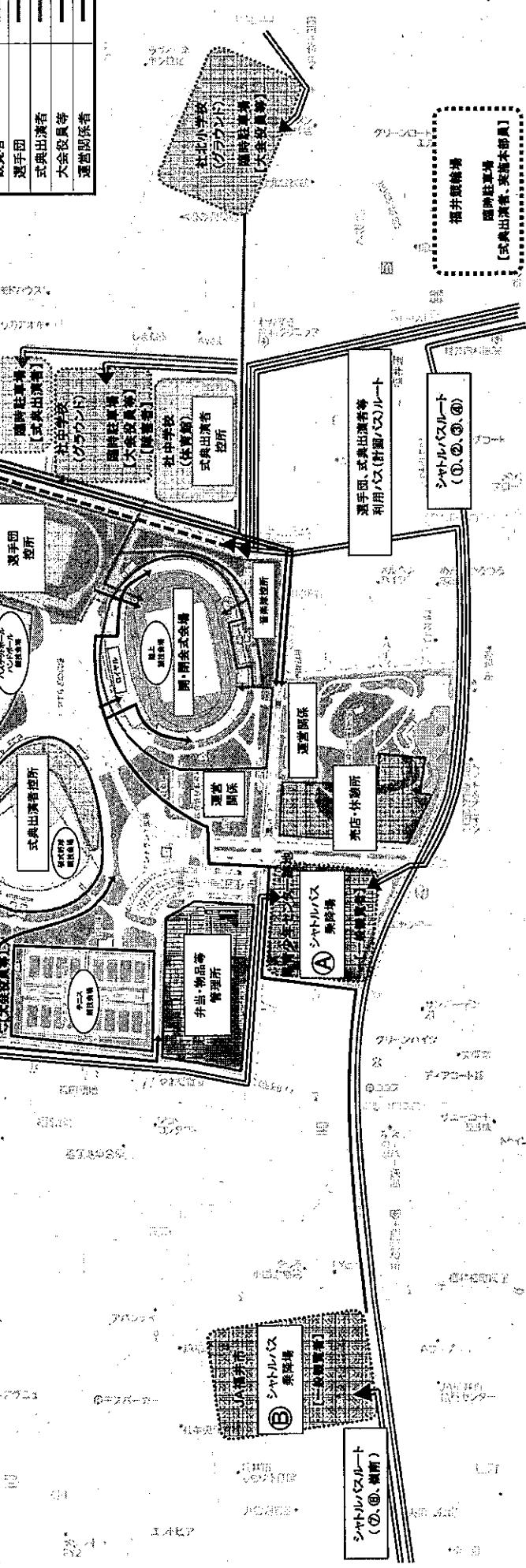
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



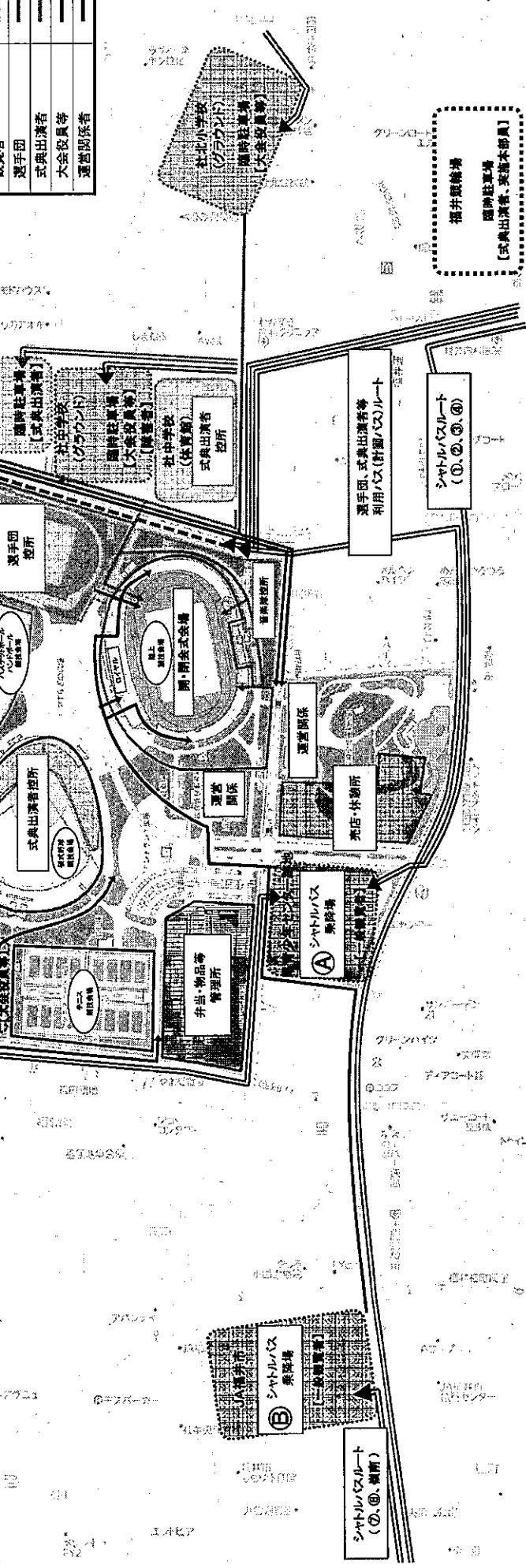
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



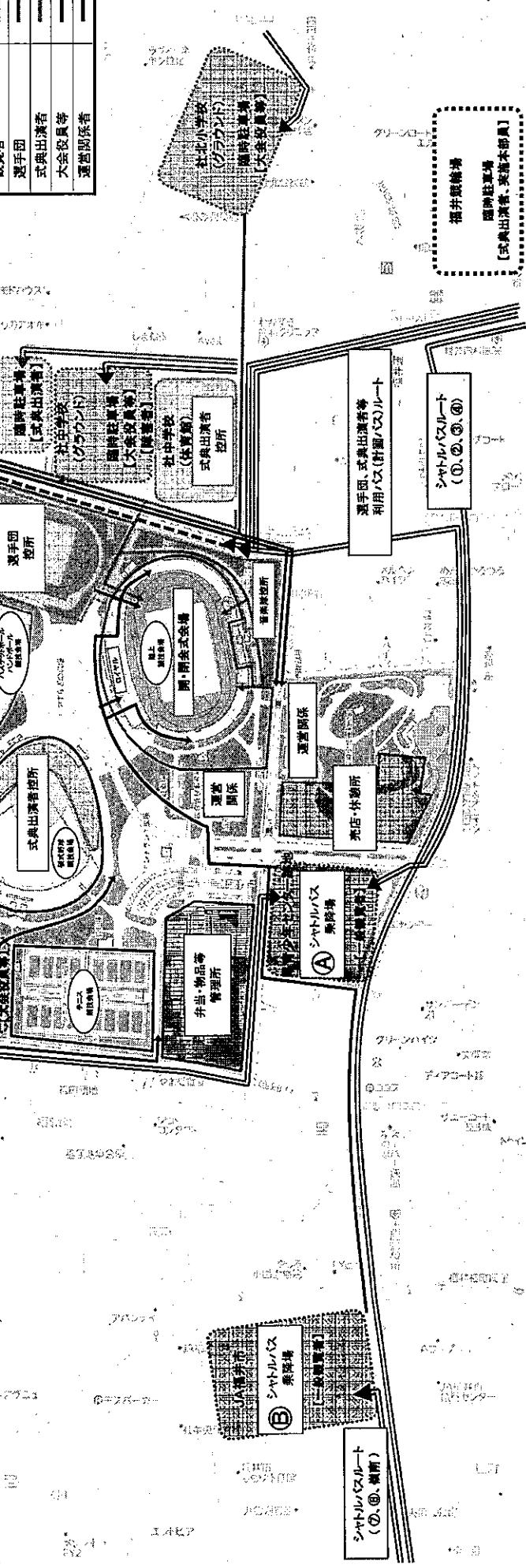
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



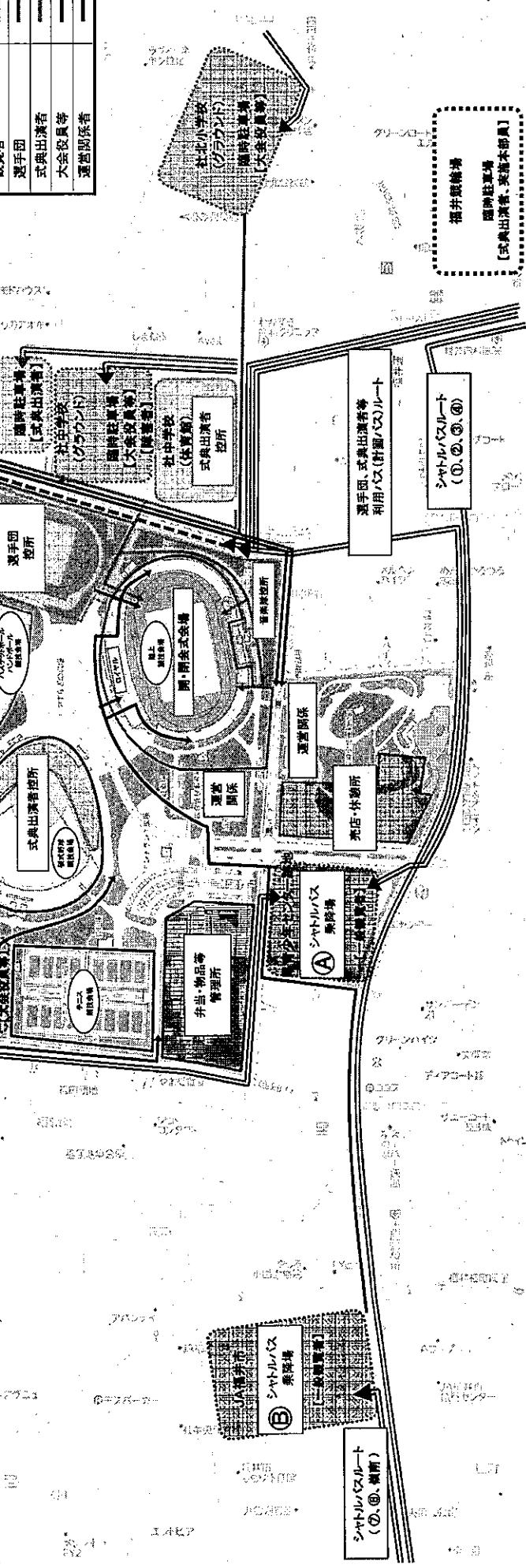
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



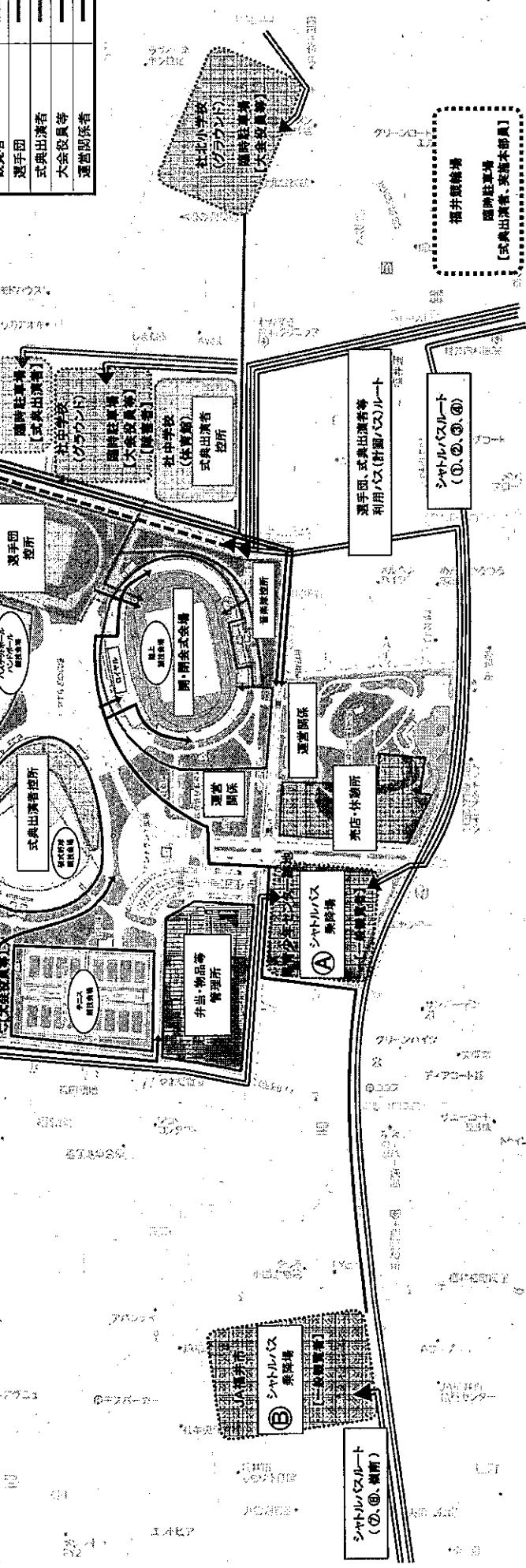
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



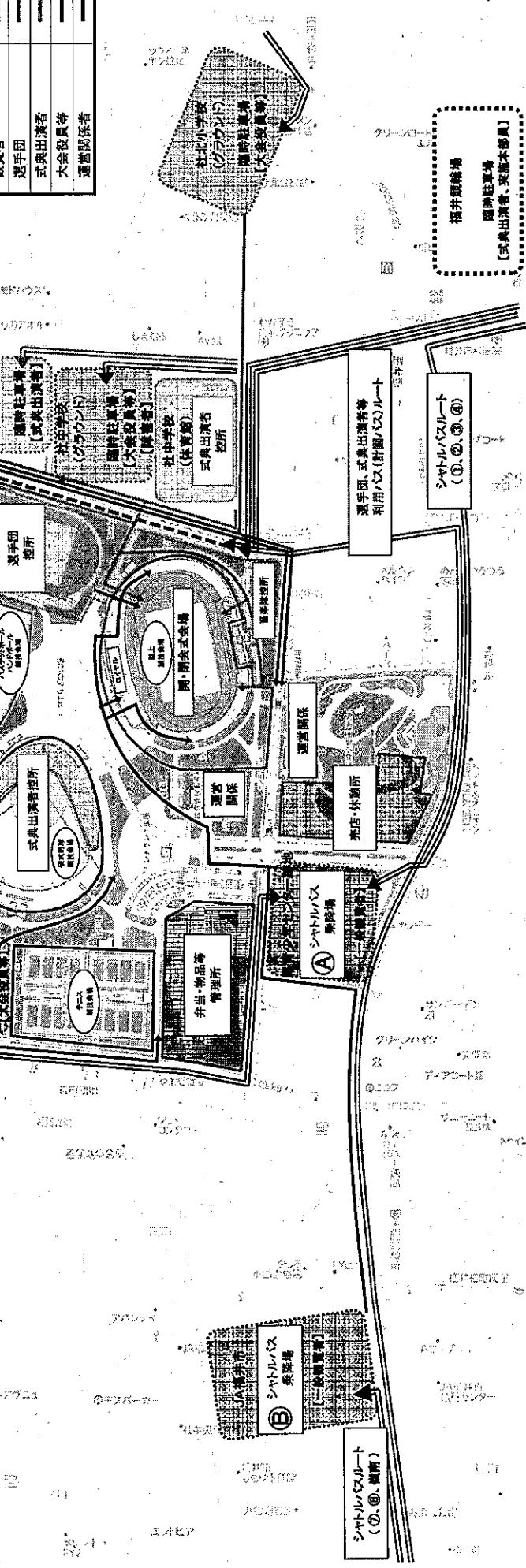
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



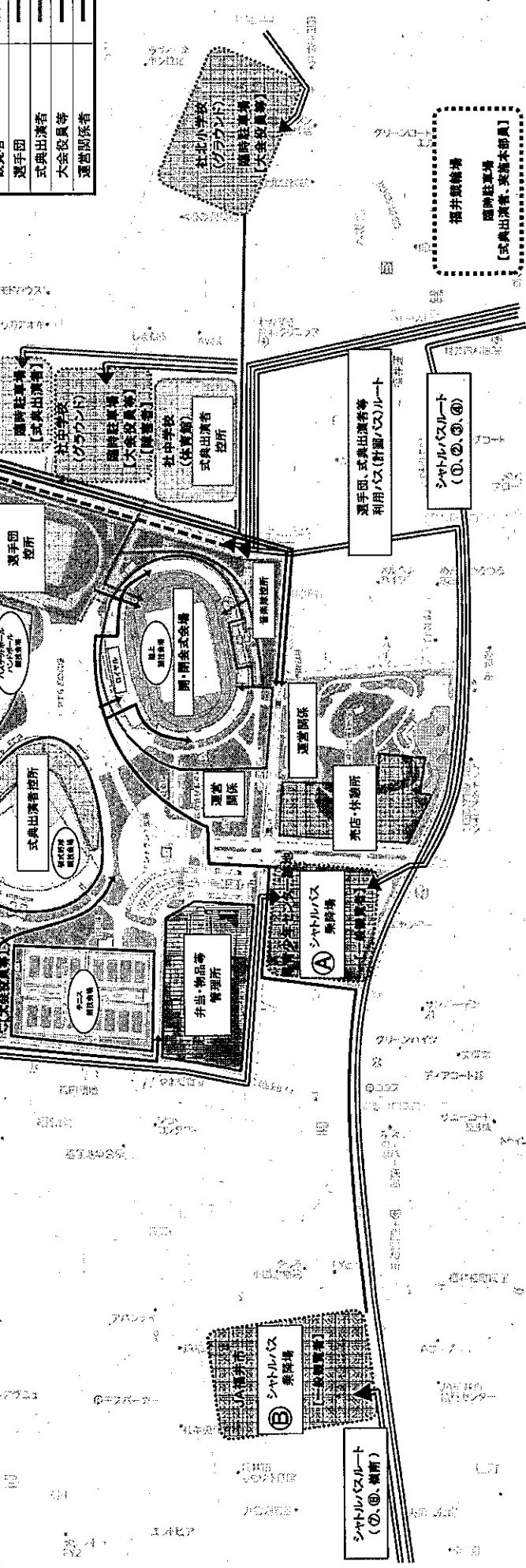
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



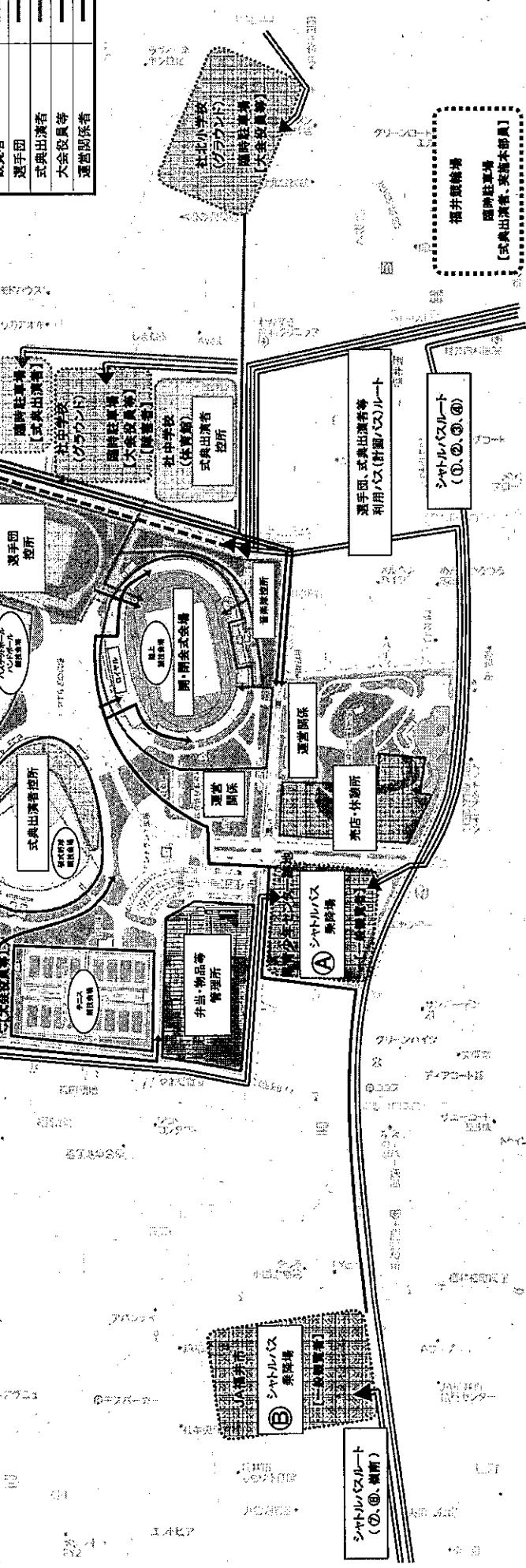
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



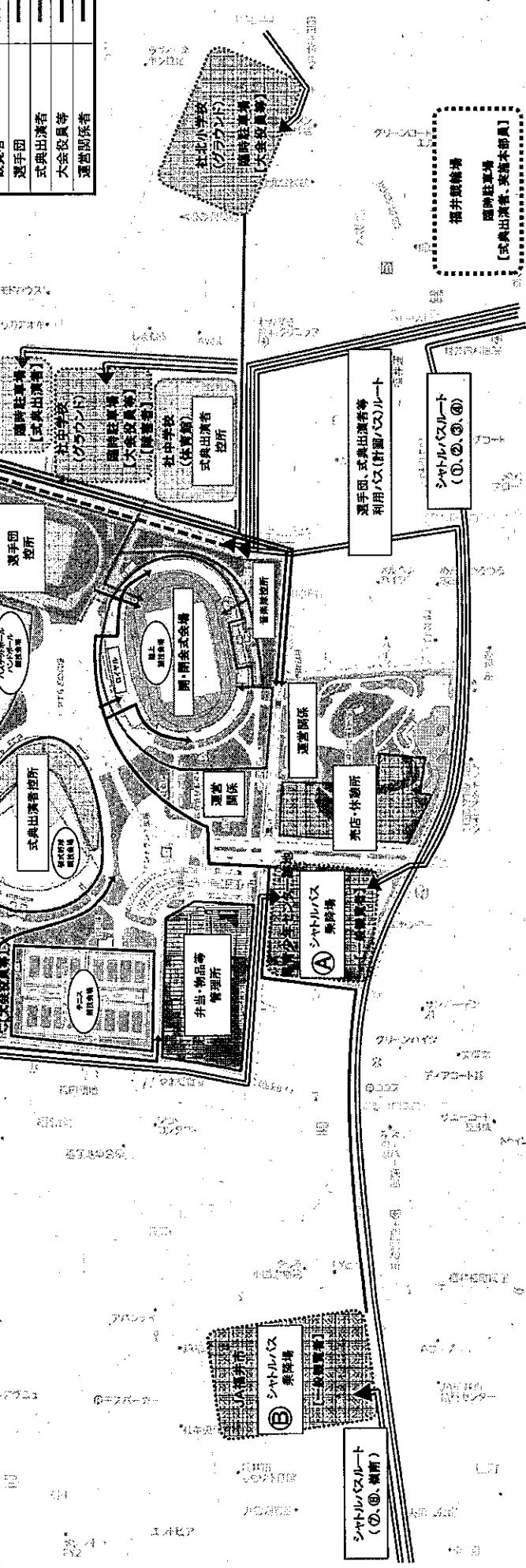
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



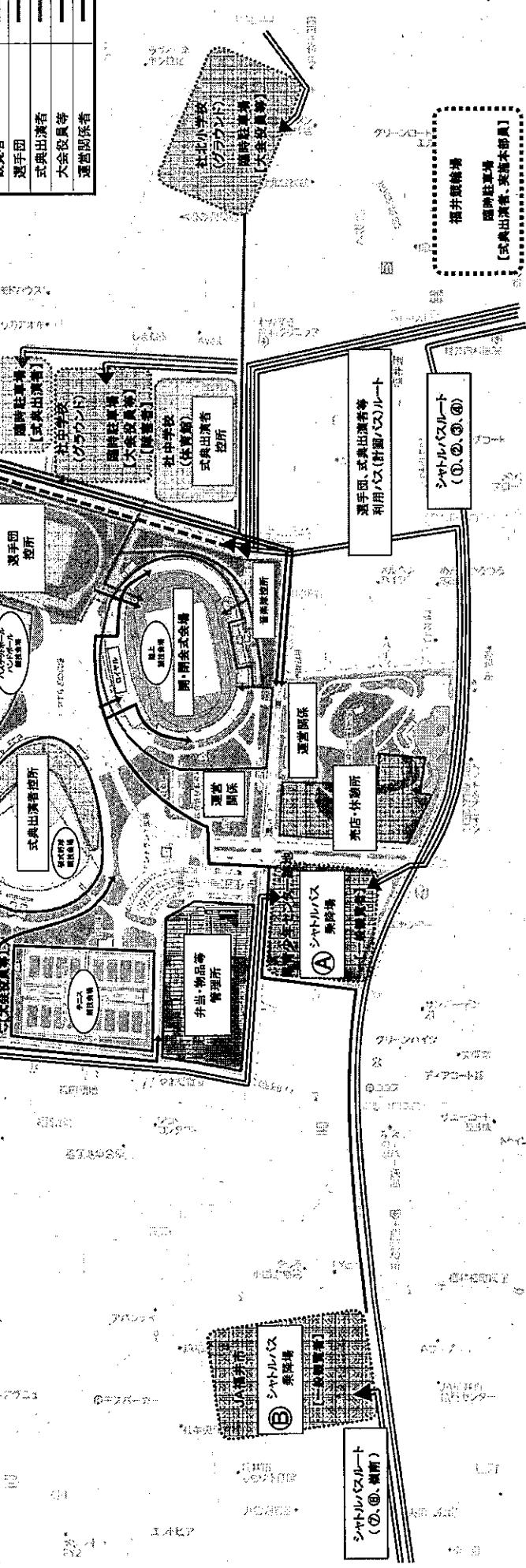
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



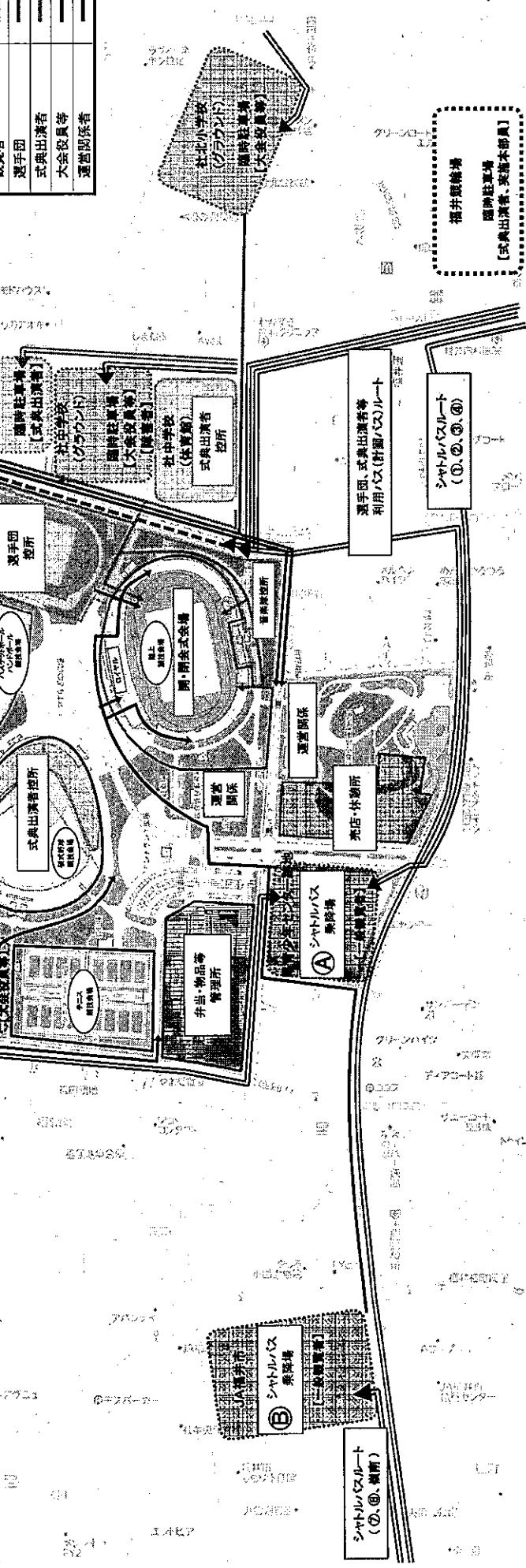
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



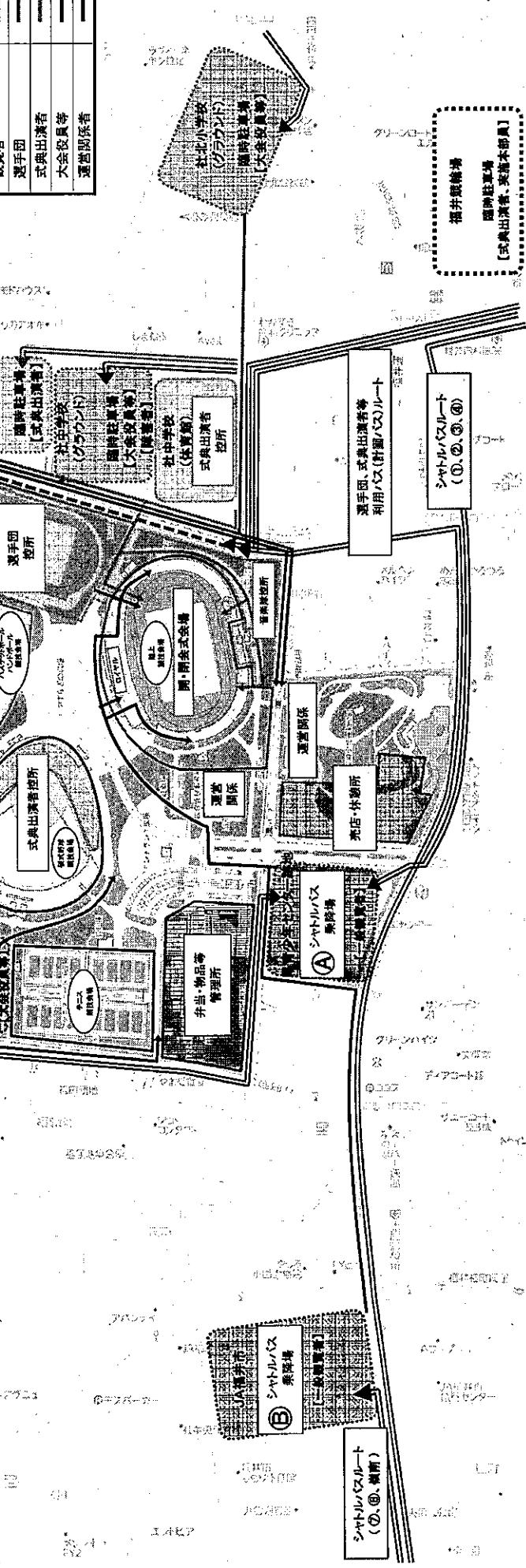
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



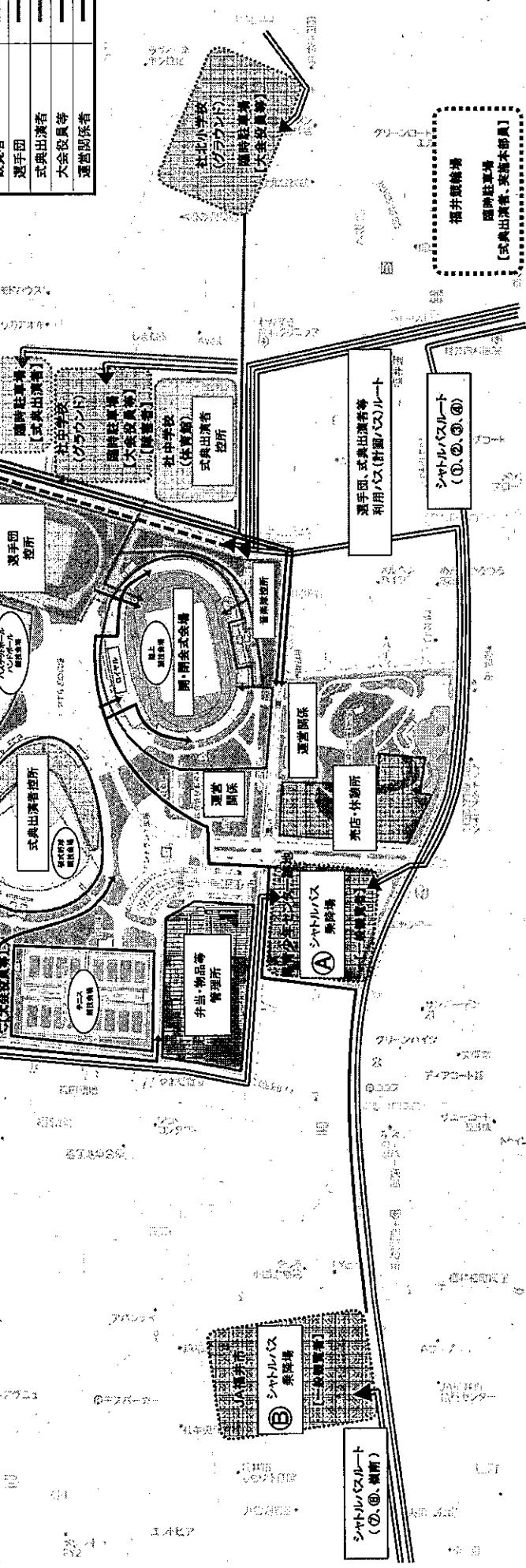
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



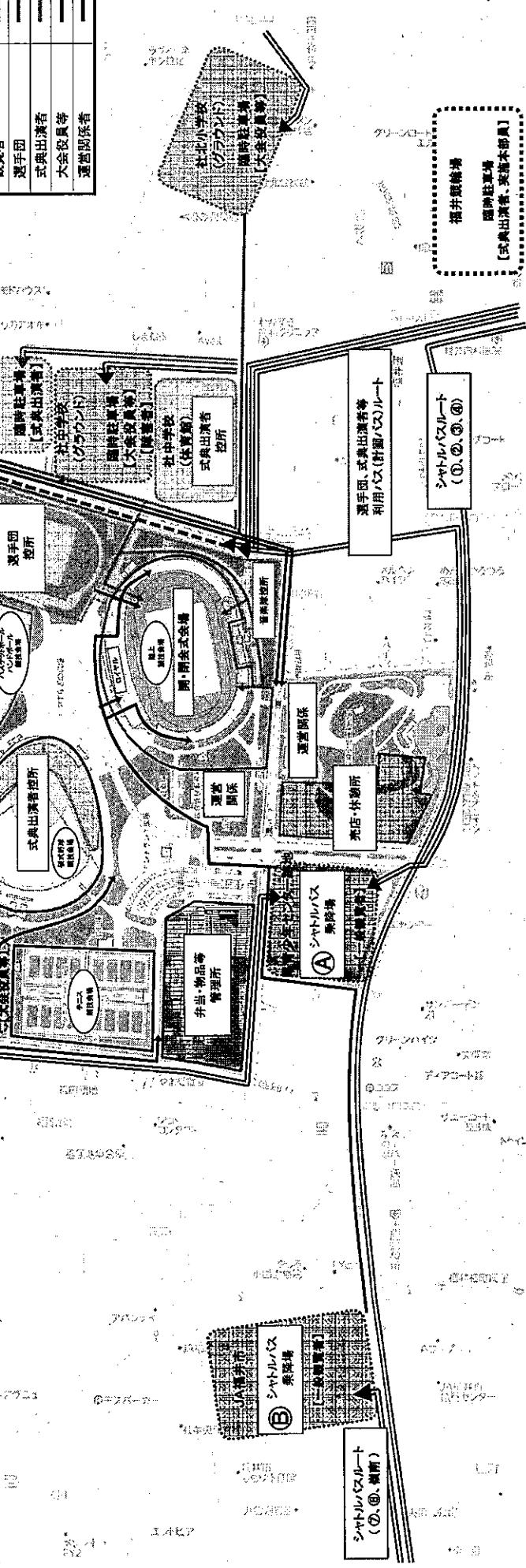
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



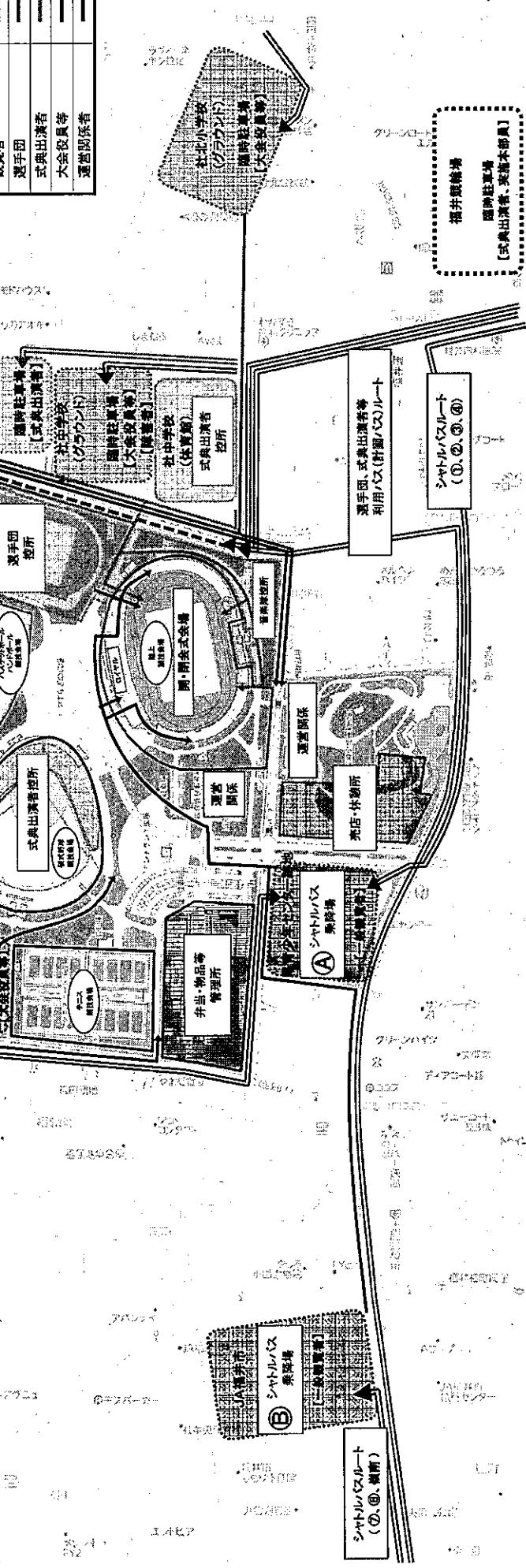
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



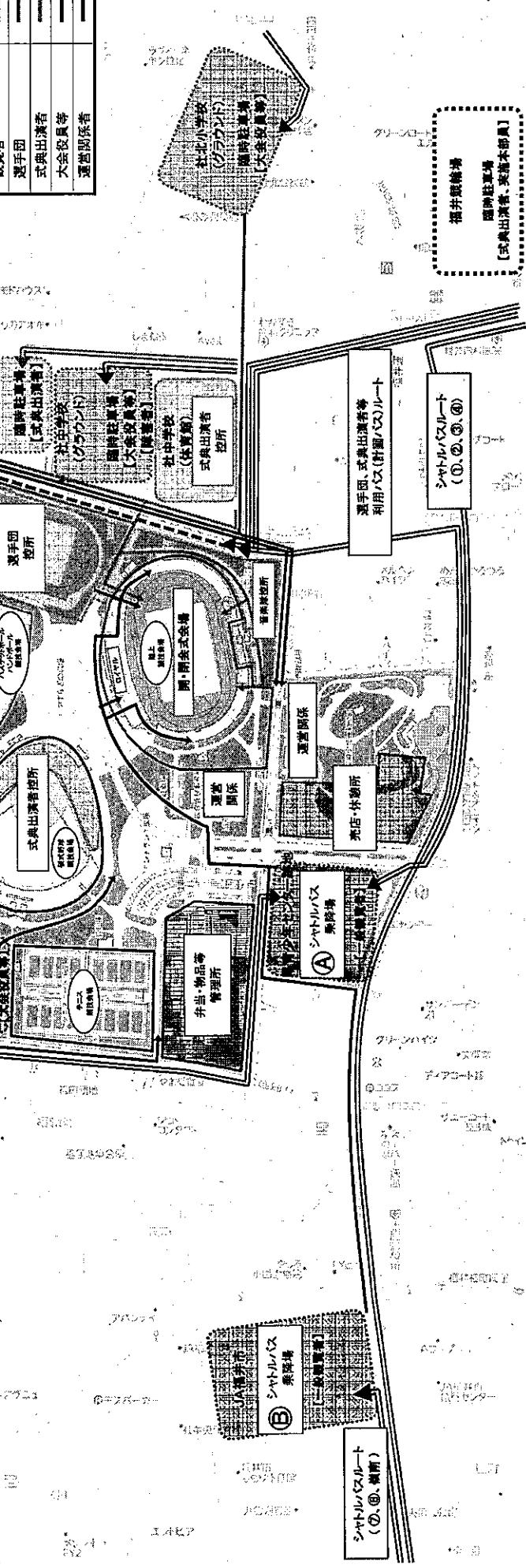
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



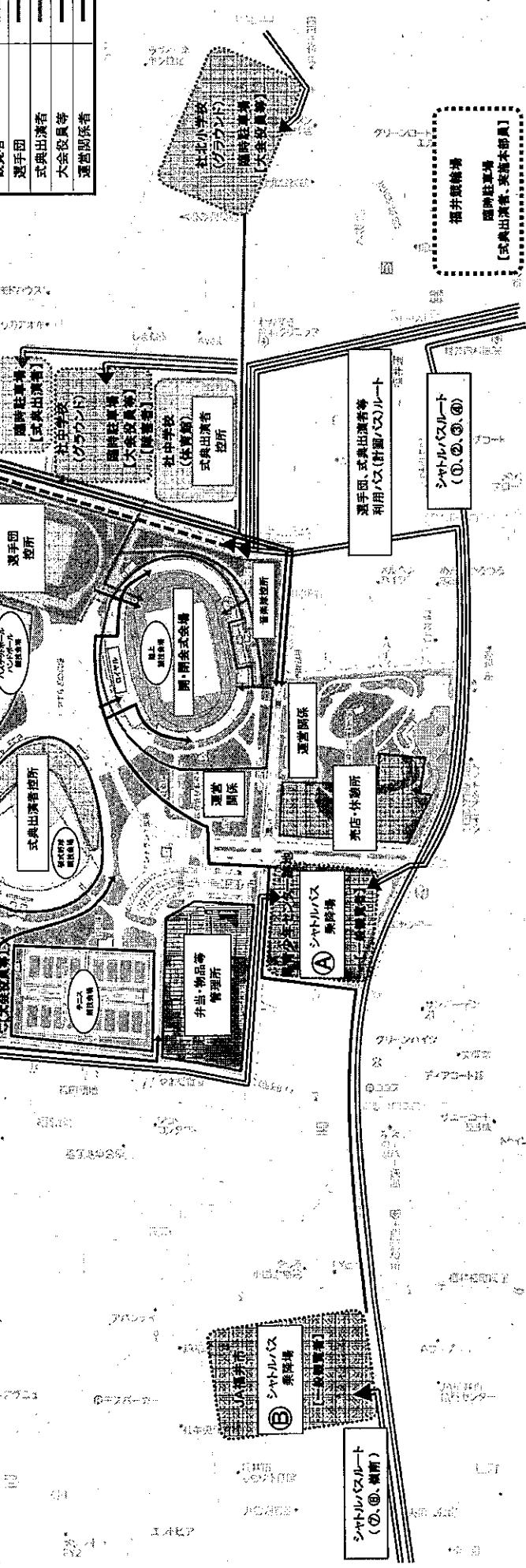
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



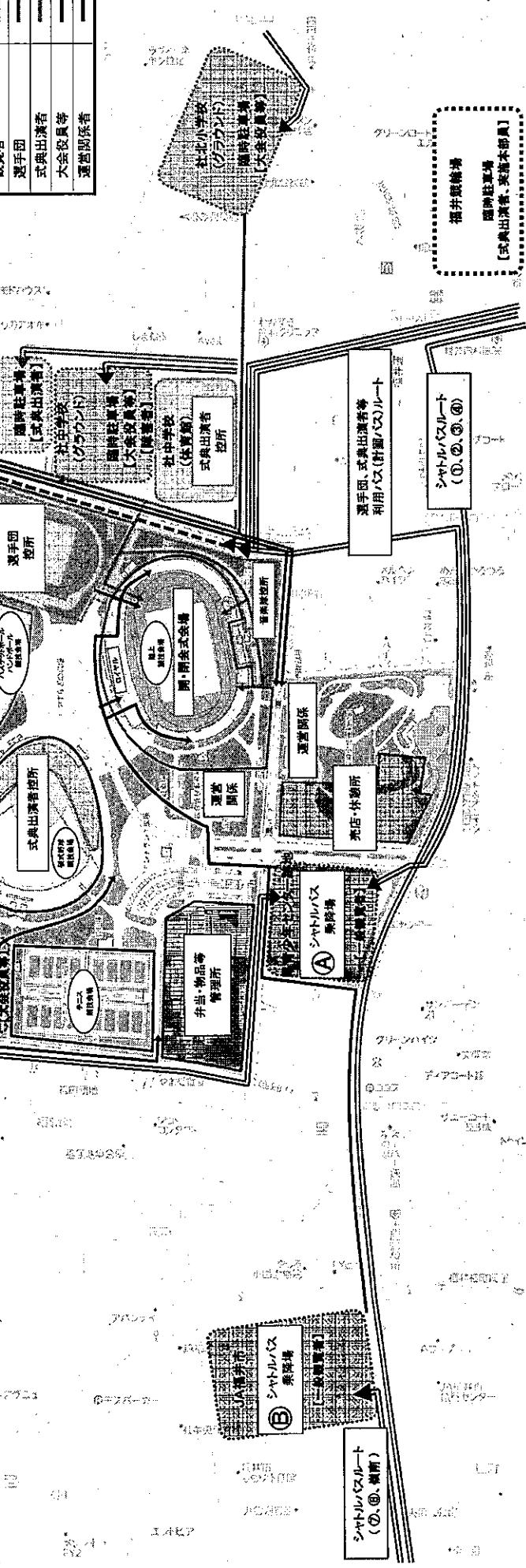
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



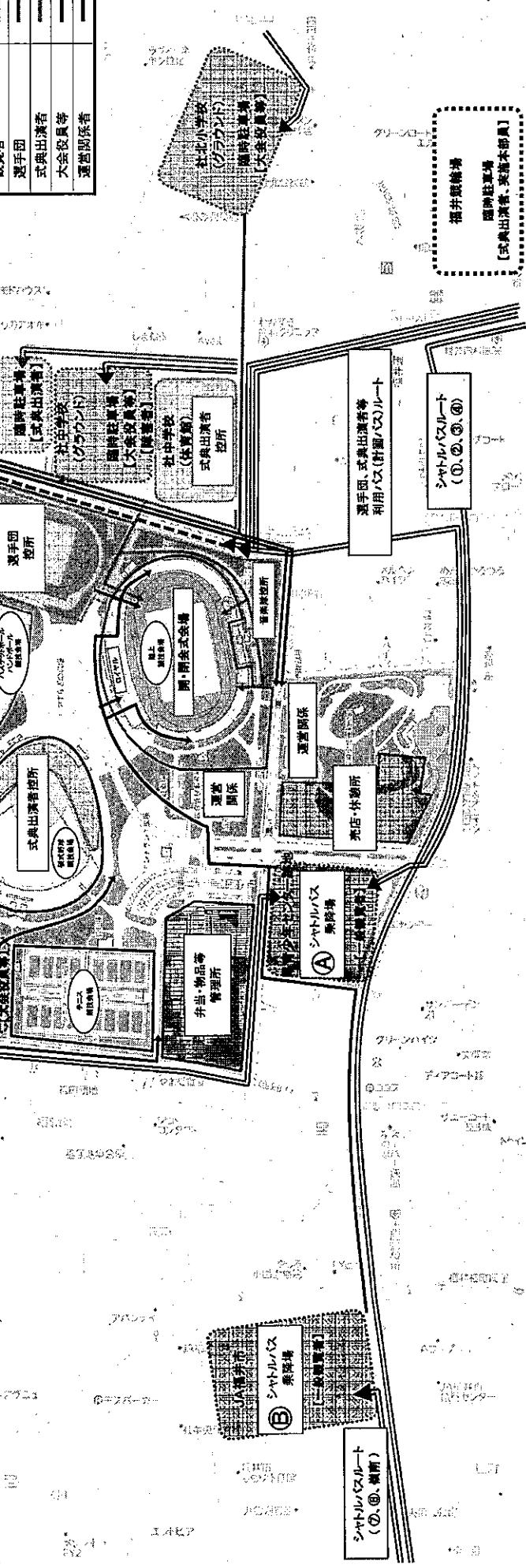
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



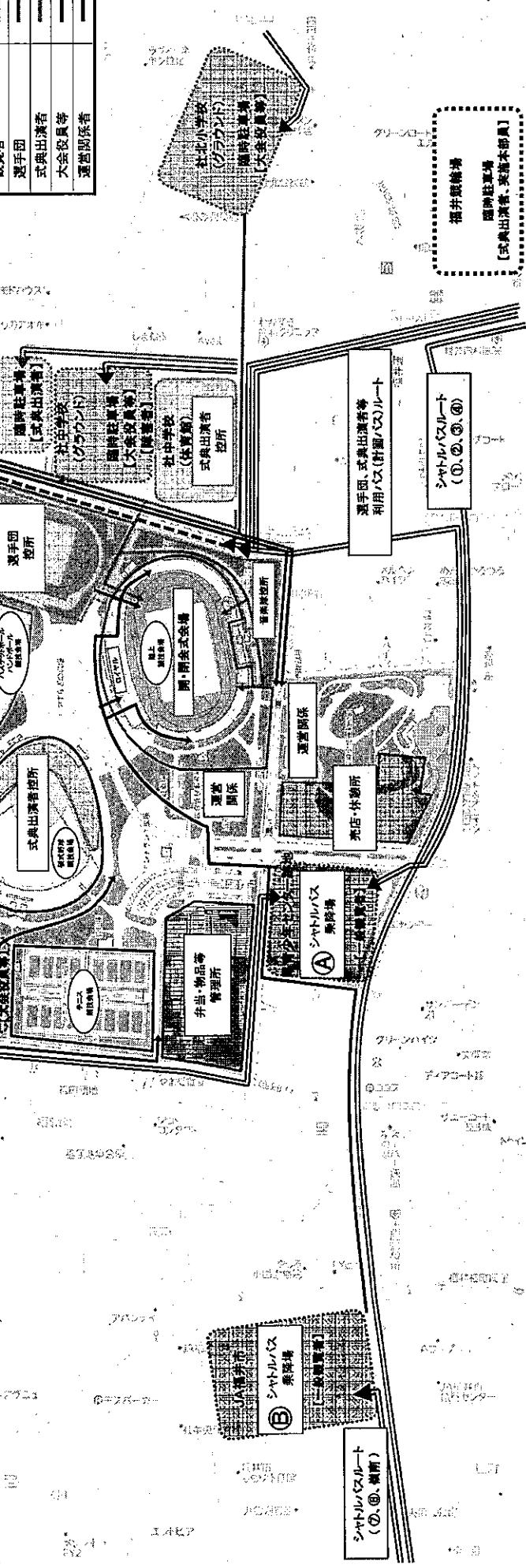
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



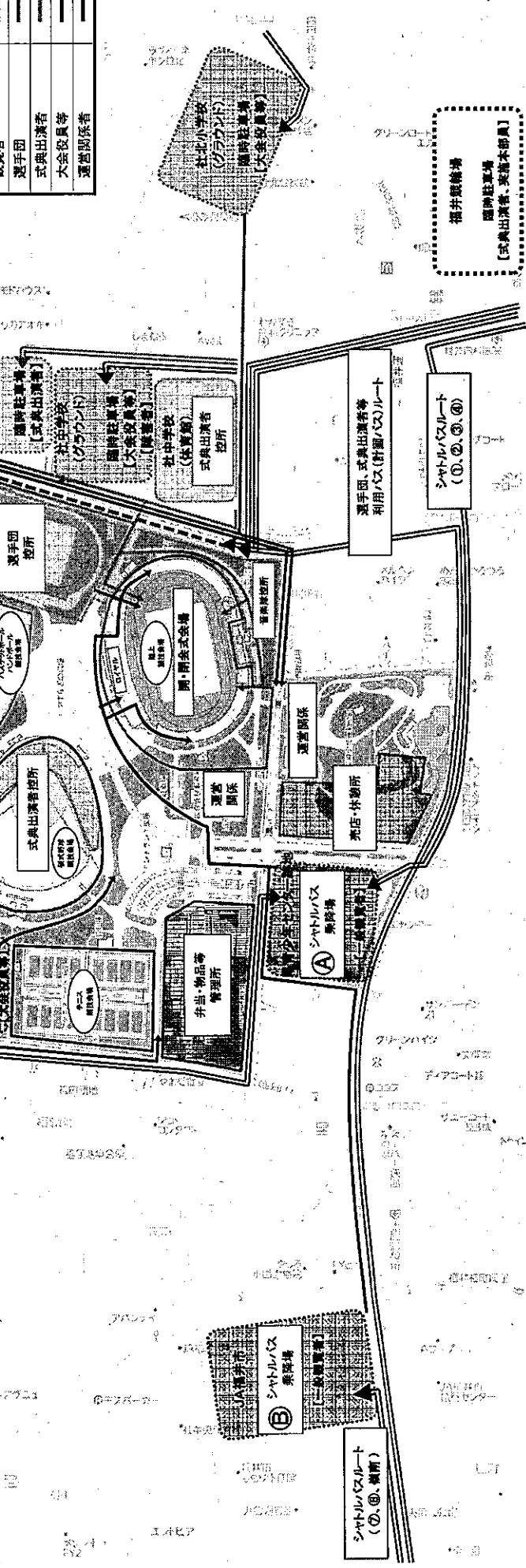
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



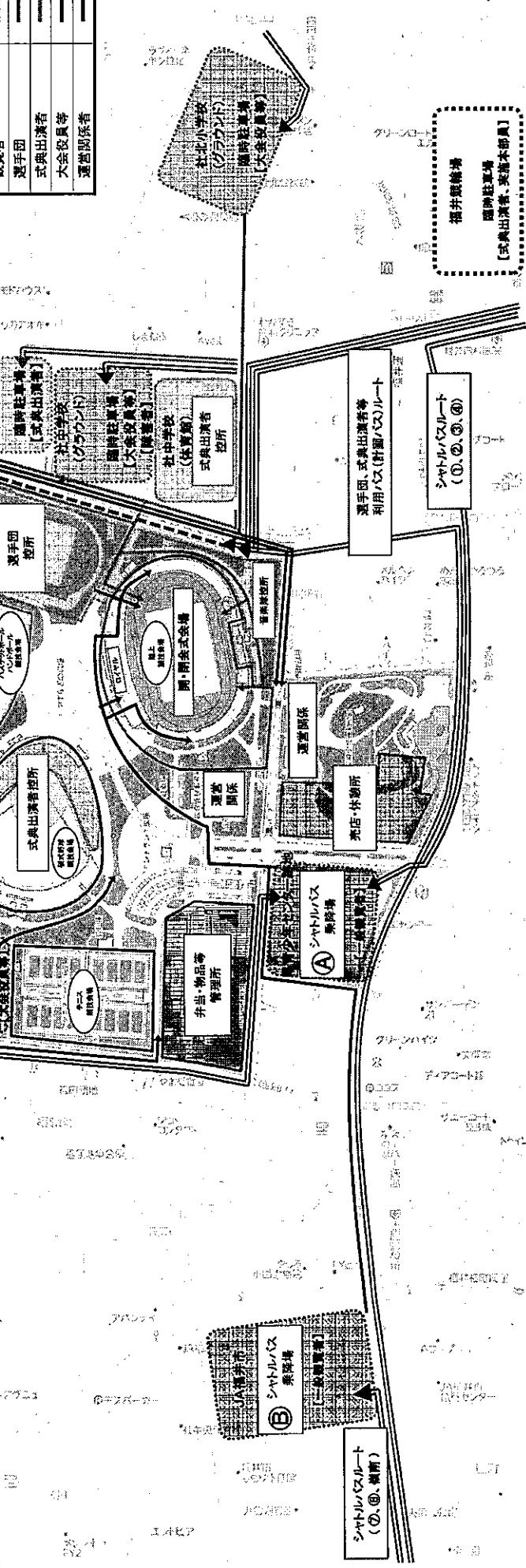
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



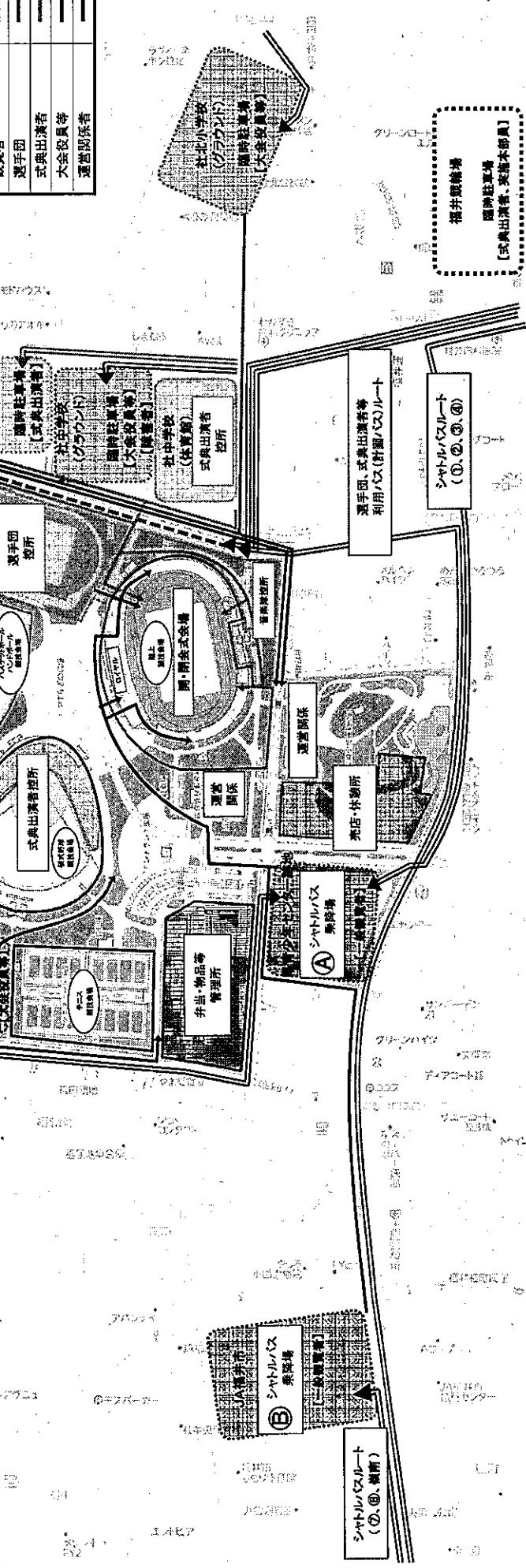
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



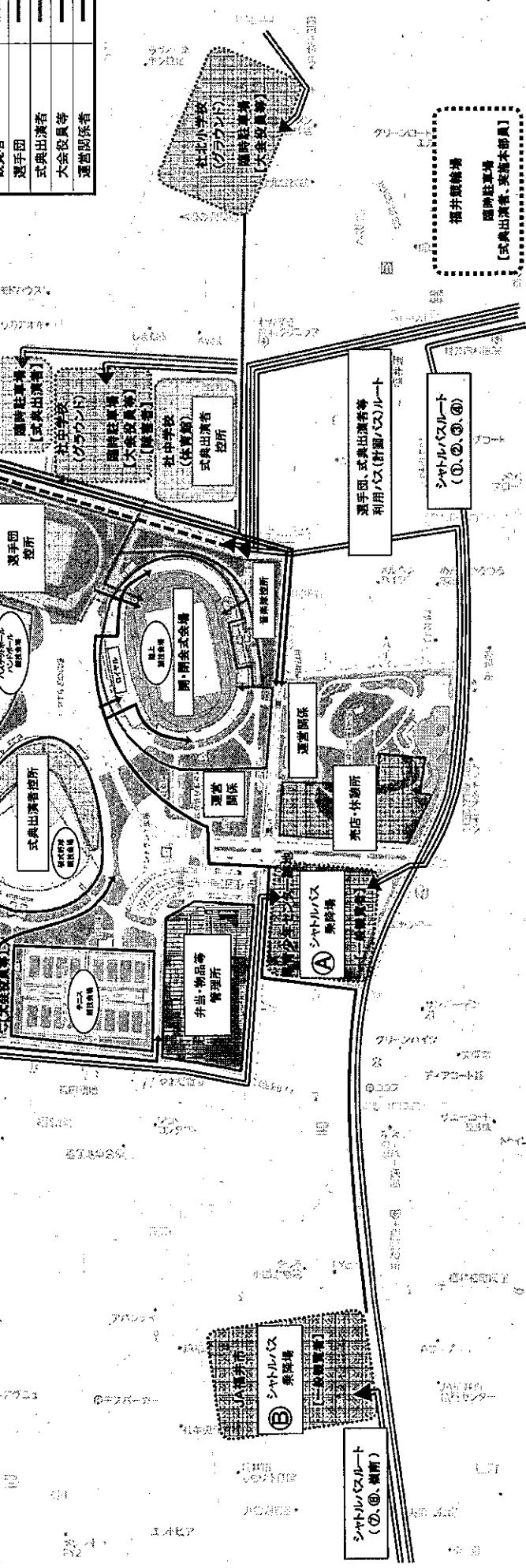
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



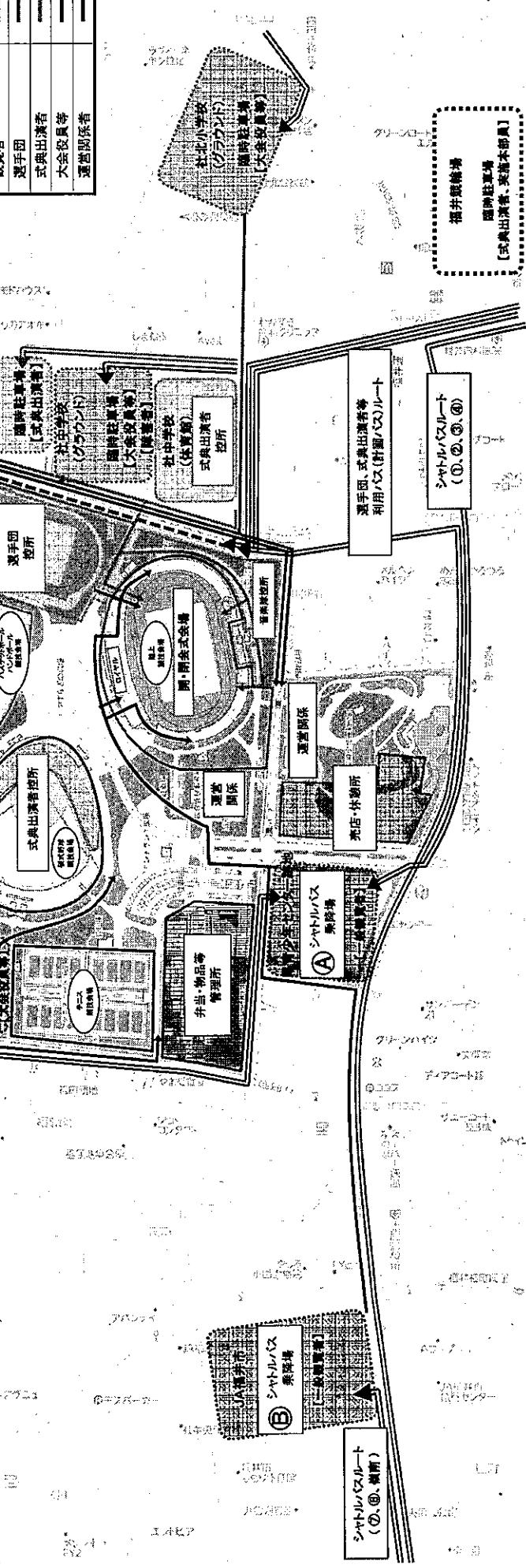
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



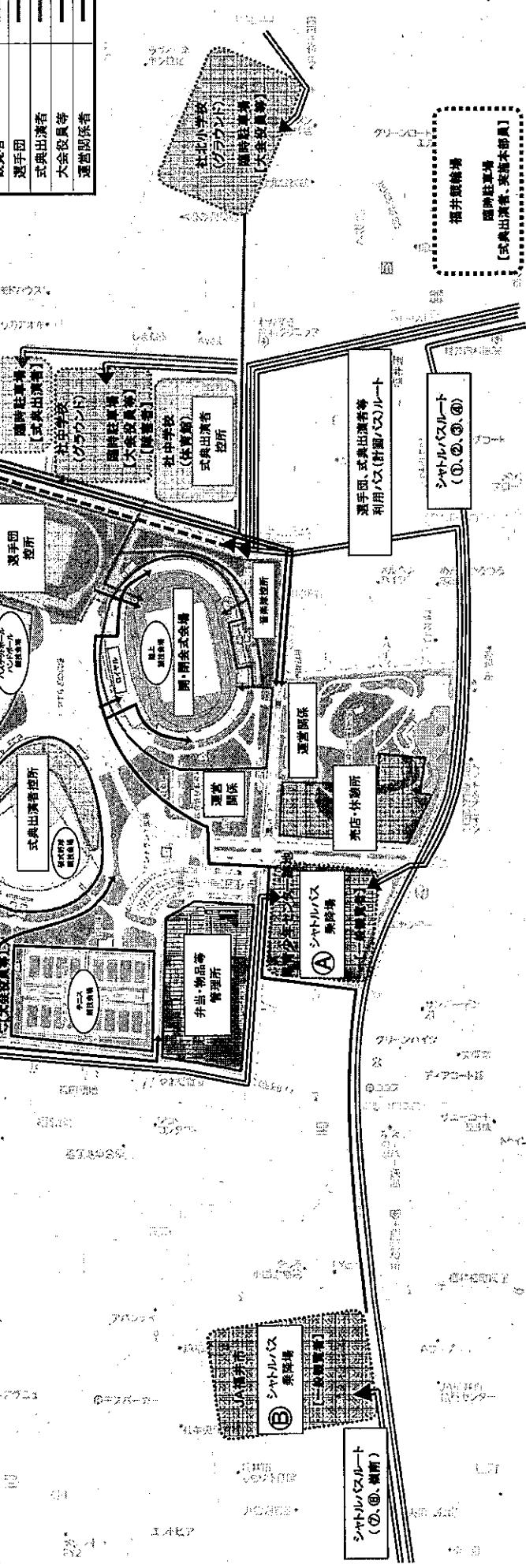
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



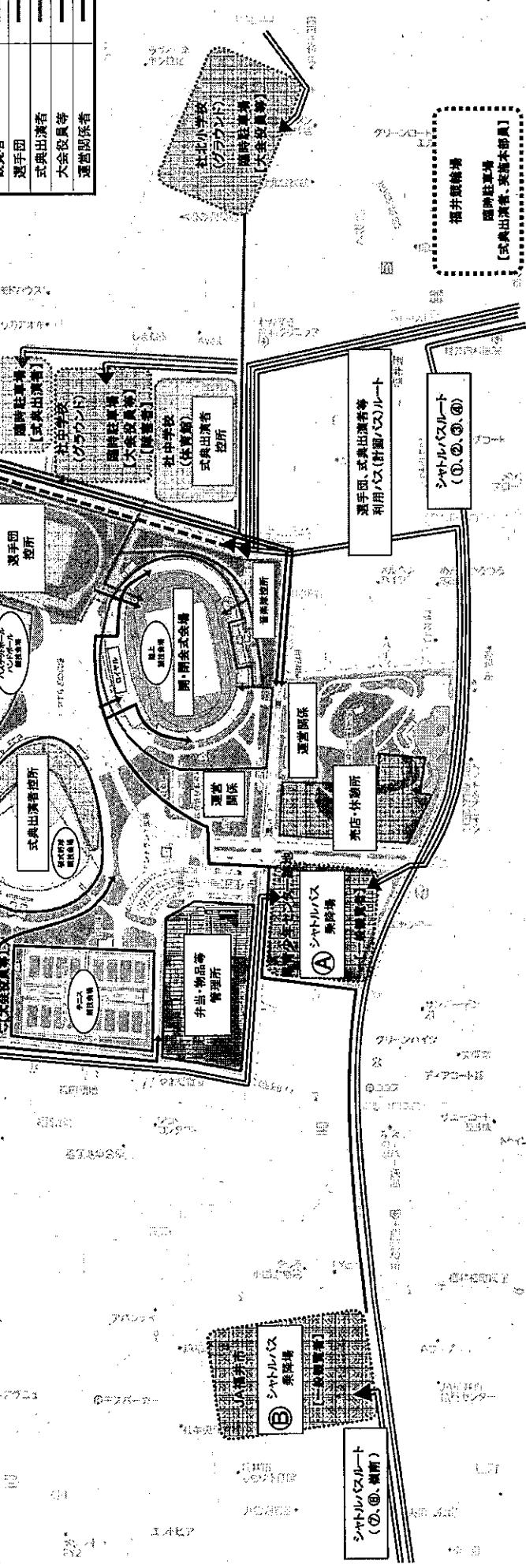
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



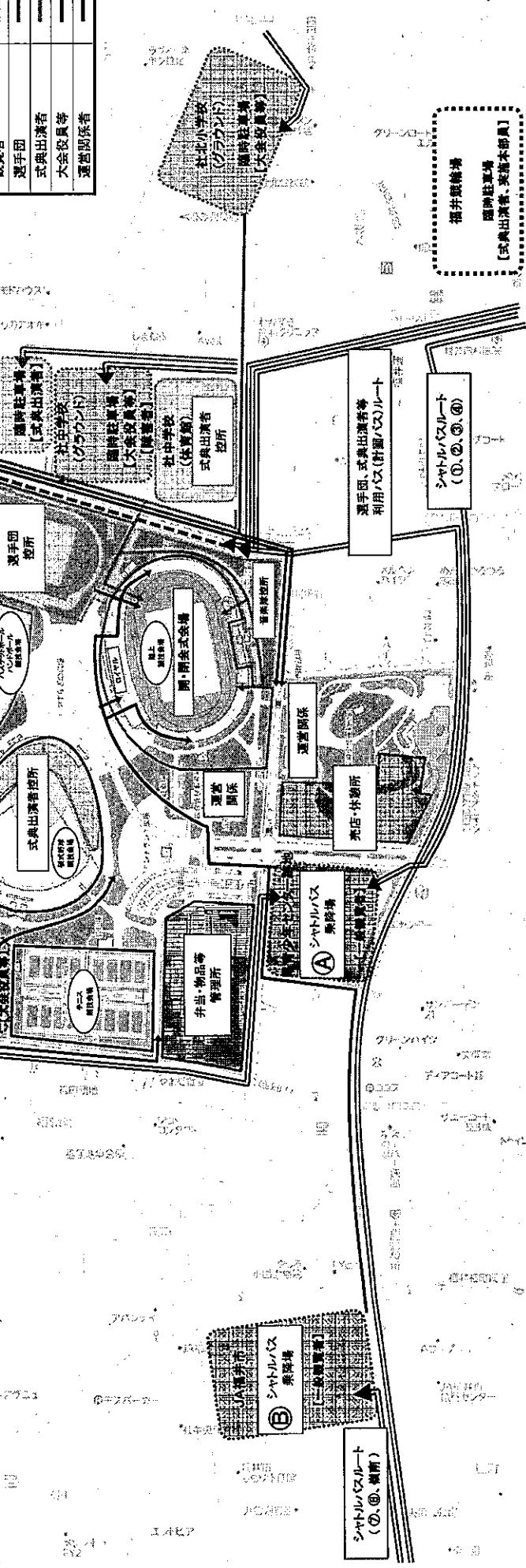
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



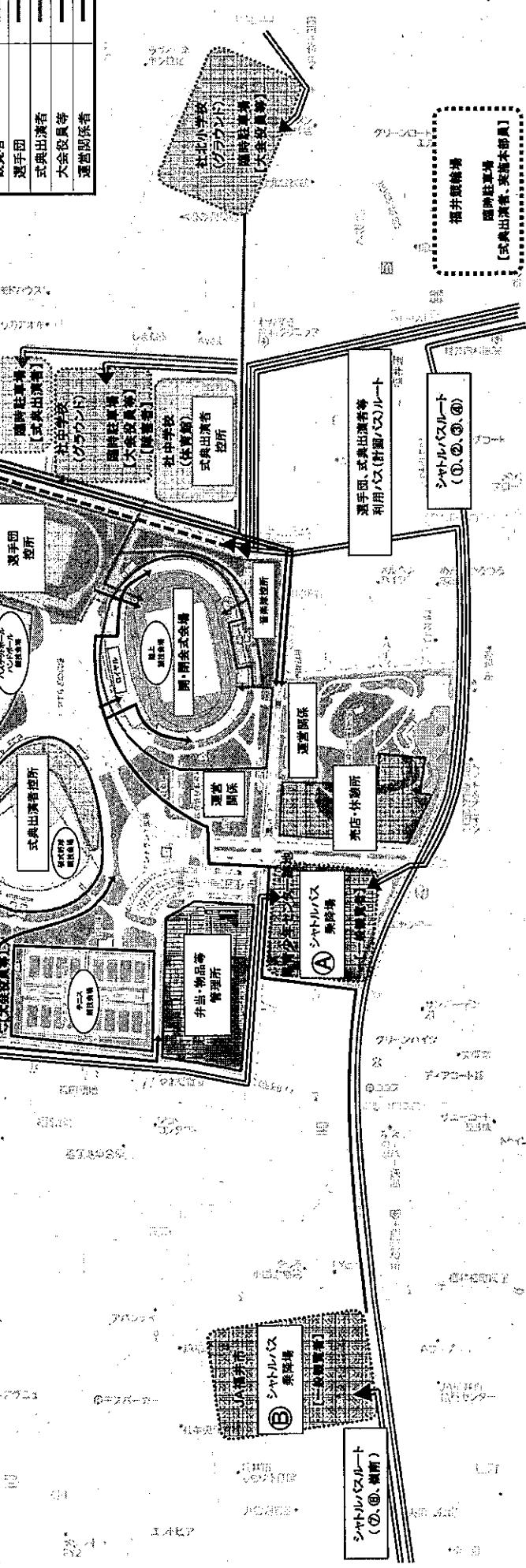
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



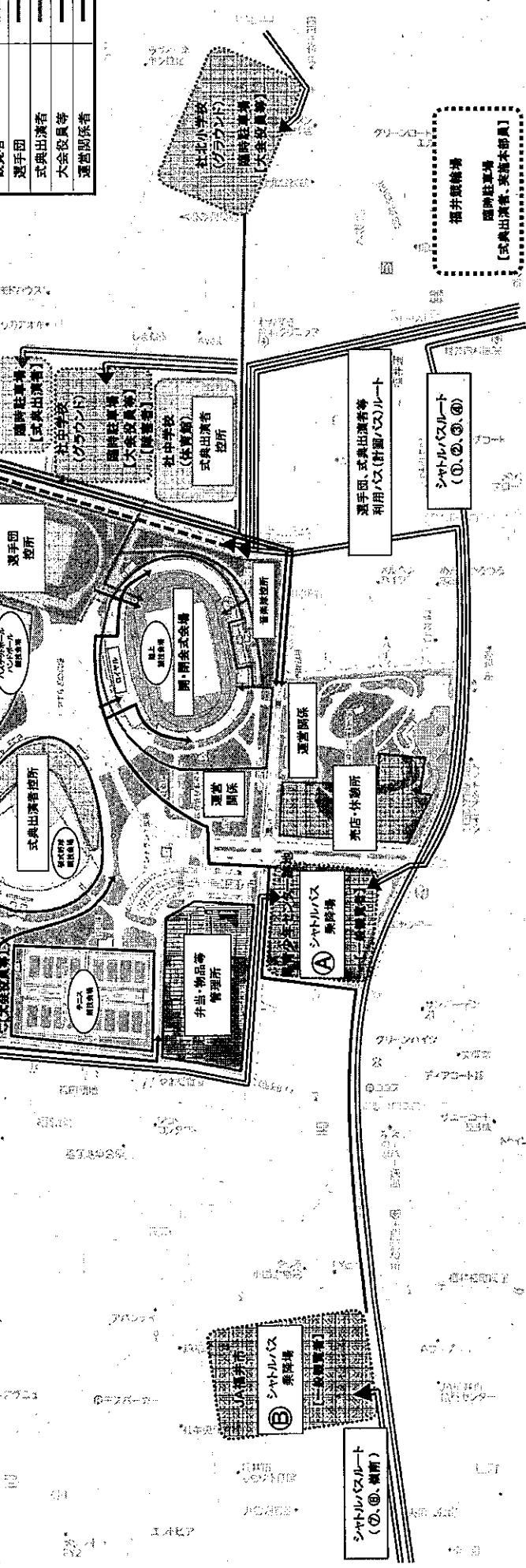
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



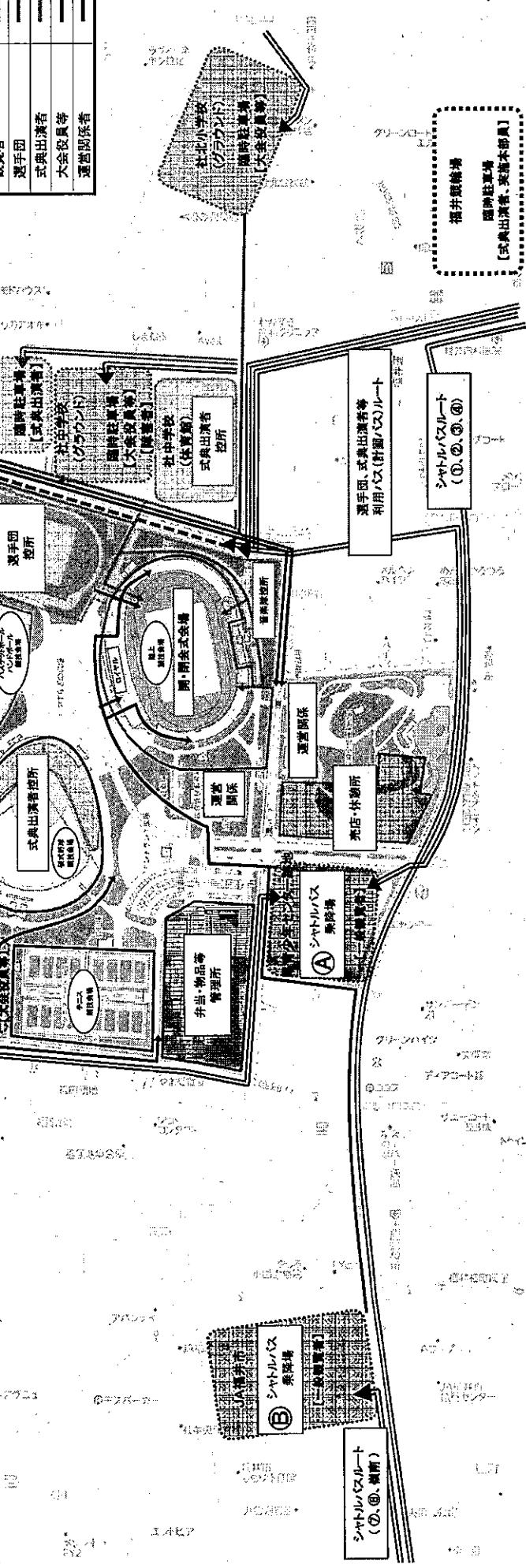
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



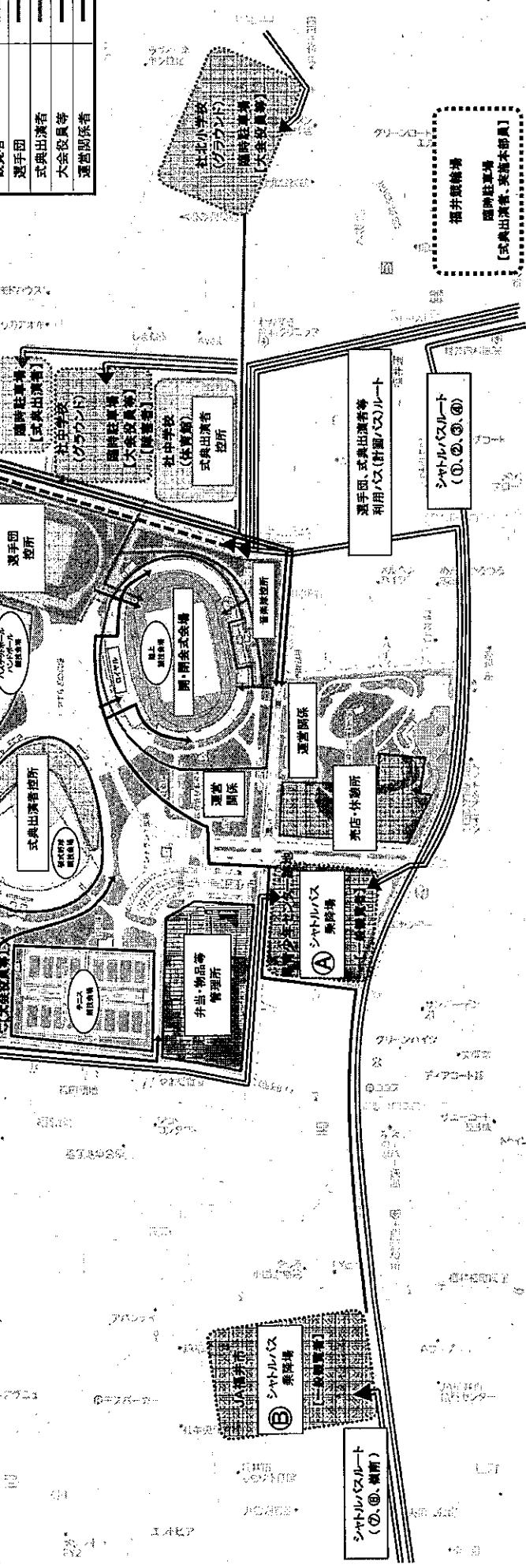
シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)



シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)

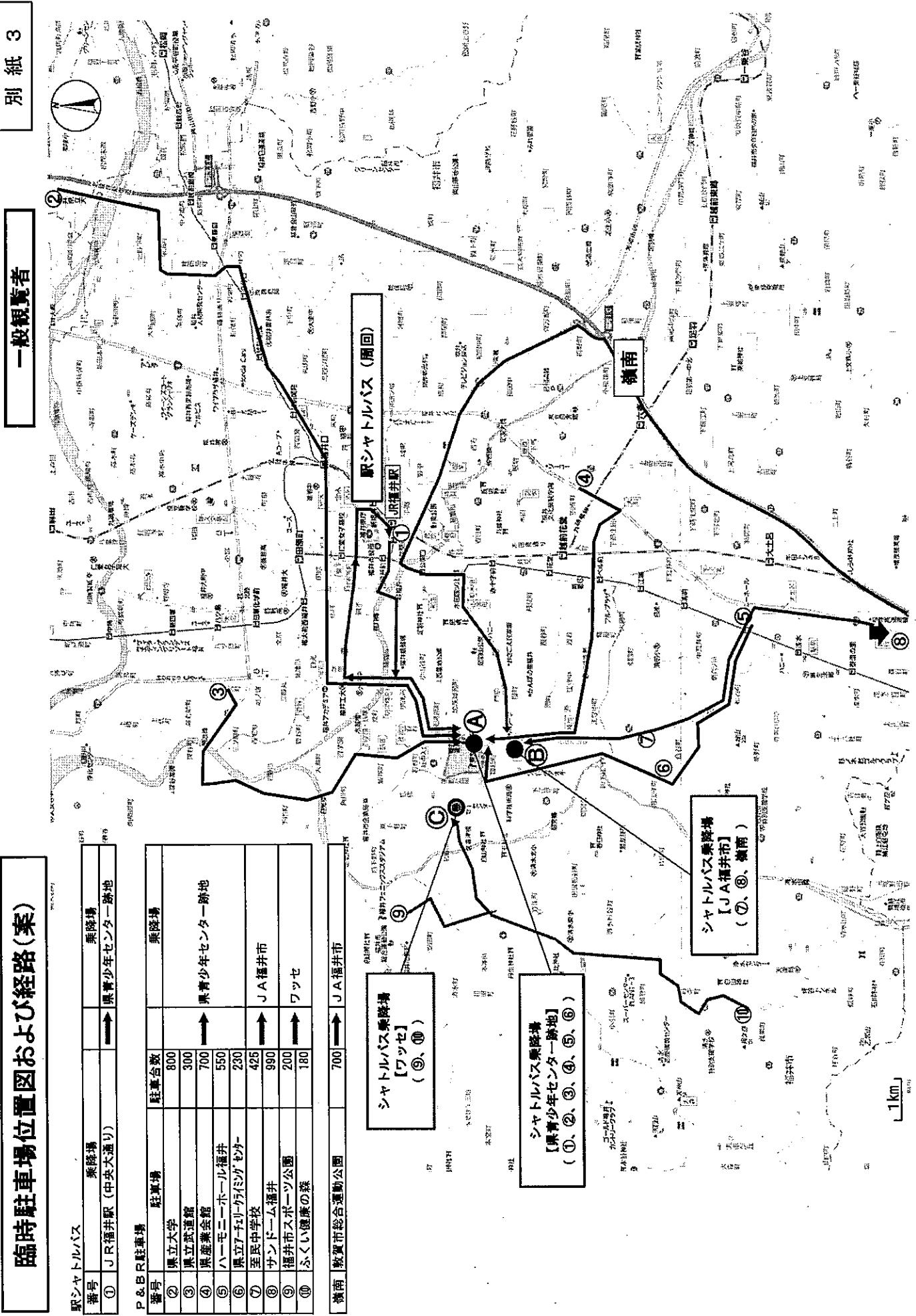


シャトルバスルート
(㉟、㉟、横断)</



臨時駐車場位置図および経路(案)

一般観覧者



別紙 3



福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会
募金・協賛推進基本計画

福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県民総参加の大会を実現するとともに、県内外の幅広い協力を得て大会の周知と開催気運の醸成を図るため、募金、協賛を推進する。

1 募金の名称

募金の名称は、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金」（以下「募金」という。）とし、愛称を「はぴりゅう募金」とする。

2 募金の種類

募金の種類は、次のとおりとする。

(1) 個人募金

広報紙、各種メディア、リーフレット等を活用し、広く一般県民に募金を呼びかける。

(2) 職場募金

企業・団体等に勤務する個人に対し、職場単位の募金を呼びかける。

(3) 募金箱募金

県および市町の関係機関をはじめ、企業・団体等の協力を得て、幅広く募金箱を設置する。

(4) イベント募金

各種イベントでの広報活動と連動した募金活動を実施する。

(5) 企業・団体募金

協賛と併せて、企業・団体による募金を呼びかける。

(6) その他の募金

マスコットキャラクターを活用した各種グッズの販売を実施し、その売上げの一部を募金に充当する。

3 募金の目標額

募金の目標額は、4億円とする。

4 募金の実施期間

募金の実施期間は、平成 27 年 8 月 17 日から平成 30 年 10 月 31 日までとする。

5 募金の対象者

募金の対象者は、県内外の企業・団体および個人とする。

6 募金の受入れおよび使途

募金は福井県が寄附金として受け入れ、「スポーツふくい基金」に積み立てるものとし、大会のボランティア、県民運動に要する経費など大会の開催経費に充てるものとする。

7 謝意表明の実施

一定額以上の寄附者に対しては、感謝状や記念品の贈呈等による謝意表明を実施することとし、その実施方法については別に定める。

8 協賛の名称

協賛の名称は、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会協賛」とする。

9 協賛の種類

協賛の形態は、次のとおりとする。

(1) 国体パートナー

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）に対して、1,000万円の協賛金を提供する企業・団体

(2) オフィシャルスポンサー

準備委員会に対して、500万円の協賛金を提供する企業・団体

(3) オフィシャルメーカー

準備委員会に対して、100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業・団体

(4) オフィシャルサプライヤー

準備委員会に対して、準備委員会が指定する100万円相当額以上の物品等（以下「提供物品」という。）を提供する企業・団体

(5) 大会協力企業

準備委員会に対して、準備委員会が必要と認めた10万円相当額以上の物品等（以下「提供物品」という。）を提供する企業・団体

10 協賛金の目標額

協賛金の目標額は、1億円とする。

11 協賛の特典

準備委員会は、協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

12 協賛の募集期間

協賛企業・団体の募集期間は、次のとおりとする。

(1) 国体パートナー・オフィシャルスポンサー・オフィシャルメーカー

平成27年8月17日から平成30年3月31日まで

(2) オフィシャルサプライヤー・大会協力企業

平成27年8月17日から大会終了まで

13 協賛金の収納期間

「8 協賛の種類」に定める協賛金等の収納期間は、原則、次のとおりとする。

(1) 国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルメーカー

平成28年4月1日から平成30年6月30日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、大会協力企業

平成28年4月1日から大会終了まで

14 協賛企業・団体との契約

準備委員会は、協賛企業・団体と、協賛金等の支払いまたは提供時期、特典内容等を明示した契約を締結する。

15 協賛金等の受入れおよび使途

協賛金等は準備委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会運営に使用する。

16 その他

- (1) 準備委員会は、会場地市町および競技団体と協力して募金活動を推進する。
- (2) 会場地市町の準備委員会および競技団体が協賛制度を実施する場合は、企業・団体の混乱を避けるため、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会協賛」と類似する名称を使用しないものとする。
- (3) この基本計画に定めるもののほか、募金および協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

別表（9 協賛の特典関係）

	特典の内容
国体パートナー	<p>① 「国体パートナー」の呼称使用権 ② 国民体育大会標章の広告使用権 ③ 大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ④ 国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ⑤ 総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑥ 市町競技会場内におけるPR看板掲出 ⑦ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出 ⑧ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のパックポートへの企業・団体ロゴの掲出 ⑨ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定 ⑩ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑪ 総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体ロゴの掲出 ⑫ 総合開・閉会式会場等におけるPRブース出展権 ⑬ 新聞、テレビ、ラジオへの広告 ⑭ 大会広報紙等への企業・団体ロゴの掲載 ⑮ 輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲出 ⑯ 国体パートナー独自の協賛内容…日本体育協会が実施 ⑰ 総合開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング ⑱ 総合開・閉会式会場における物販ブースの出展に関わる権利 ⑲ 市町競技会場における企業協賛および物販ブースの出展に関わる権利 ⑳ 市町競技会において出場選手が着用するゼッケンやナンバーカード等に企業・団体ロゴを掲出する「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」に協賛できる権利 </p>
オフィシャルスポンサー	<p>① 「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権 ② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③ 大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④ 総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑤ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出 ⑥ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のパックポートへの企業・団体ロゴの掲出 ⑦ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定 ⑧ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑨ 総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体ロゴの掲出 ⑩ 総合開・閉会式会場等におけるPRブース出展権 ⑪ 新聞、テレビ、ラジオへの広告 ⑫ 大会広報紙等への企業・団体ロゴの掲載 ⑬ 輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲出 ⑭ 総合開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング </p>

	特典の内容
オフィシャルサポーター	<ul style="list-style-type: none"> ① 「オフィシャルサポーター」の呼称使用権 ② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③ 大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④ 市町競技会場周辺におけるP R 看板掲出 ⑤ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のバッヂへの企業・団体ロゴの掲出 ⑥ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定 ⑦ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
オフィシャルサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ① 「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用権 ② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③ 市町競技会場周辺におけるP R 看板掲出 ④ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定 ⑤ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑥ 提供物品等への企業・団体名の掲出
大会協力企業	<ul style="list-style-type: none"> ① 「大会協力企業」の呼称使用権 ② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③ 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ④ 総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載 ⑤ 提供物品等への企業・団体名の掲出

※PR看板、総合プログラム等への広告掲載については、協賛の種類によって大きさ等が異なる。

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金趣意書

平成 30 年（2018 年）秋、第 73 回国民体育大会および第 18 回全国障害者スポーツ大会が福井県で開催されます。

両大会の開催は、スポーツの普及振興、障害者の社会参加の促進はもとより、子どもから高齢者まで県民の健康づくりの好機として、各地域において県民が手軽にスポーツに親しむ環境づくりに繋がることが期待されています。

このため、本県では、「スポーツの感動を広め、未来へつなげる」を基本目標とし、「選手が躍動し、感動を生む国体」、「県民が創り、楽しむ国体」、「参加者のつながりを深め、福井の魅力を発信する国体」を目指しております。

現在、県、市町、競技団体、関係団体等が一体となり開催準備を進めておりますが、両大会を成功に導くためには、企業や各種団体、そして、県民一人ひとりの皆様方のより一層の御支援と御協力が何よりも必要であります。

このような趣旨から、皆様からの募金につきましては、開・閉会式会場のおもてなし広場の運営、花いっぱい運動、両大会で活躍いただくボランティアなど県民運動をはじめとした大会運営費として活用させていただきたいと考えております。

皆様方には、何卒この趣旨に御賛同いただき、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月 23 日

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会
募金・協賛推進委員会

委員長 川田 達男

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会
会長 西川 一誠

福井しあわせ元気団体・福井しあわせ元気大会
募金・協賛推進基本計画 募金謝意表明実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、福井しあわせ元気団体・福井しあわせ元気大会 募金・
協賛推進基本計画「6 謝意表明の実施」について、福井しあわせ元気団体・
福井しあわせ元気大会募金の寄附者（以下「寄附者」という。）に対する謝意
表明の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施基準)

第2条 寄附者に対する謝意表明は、原則として別表「福井しあわせ元気団体・
福井しあわせ元気大会募金謝意表明実施基準表」（以下「基準表」という。）
により実施するものとする。

2 分割寄附の場合は、全体の寄附金額により基準表を適用するものとする。

(贈呈式)

第3条 贈呈式による謝意表明は、次のとおりとする。

- (1) 寄附者に対し、贈呈式の出席について意向を確認のうえ、日時、場所、
出席者等について調整するものとする。
- (2) 同一者から複数回にわたり贈呈式を行う金額の寄附があった場合でも、
原則として一回に限り実施とする。
- (3) 寄附者が贈呈式を辞退した場合は、感謝状等を持参または郵送するもの
とする。

(実施時期)

第4条 謝意表明は、寄附金の収納確認後速やかに実施するものとする。
ただし、贈呈式については、年複数回期日を定め、複数の寄附者を対象に
一括で実施することができるものとする。

(報道機関への対応)

第5条 贈呈式の実施に際しては、寄附者の了承を得たうえで、必要に応じて
報道機関へ事前に資料を提供し、取材を依頼するものとする。

2 提供する資料は次のとおりとする。

- (1) 贈呈式日時
- (2) 贈呈式会場
- (3) 寄附者氏名
- (4) その他必要な事項

附 則

この要項は、平成27年8月17日から施行する。

(別表) 第2条関係

福井しあわせ元気団体・福井しあわせ元気大会募金謝意表明実施基準表

寄附金額 個人および法人・団体	実施方法 (以下の礼品提供)	対応方法
100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状（書状） ・感謝状（額付き） ・ぬいぐるみ（大） ・開・閉会式入場券 ・贈呈式記念写真（注1） ・大会ウェブサイト等への寄附者名の掲載（注2） 	準備委員会長による贈呈式を実施
50万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状（書状） ・感謝状（額付き） ・ぬいぐるみ（大） ・贈呈式記念写真（注1） ・寄附者一覧への寄附者名の掲載（注2） 	準備委員会事務局長による贈呈式を実施
10万円以上 50万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状（書状） ・感謝状（額なし） ・ぬいぐるみ（小） ・広報紙 ・寄附者一覧への寄附者名の掲載（注2） 	郵送または持参
1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状（書状） ・広報紙 ・記念品（ピンバッジ） ・寄附者一覧への寄附者名の掲載（注2） 	郵送または持参

(注1) 贈呈式記念写真的提供は、贈呈式に出席した寄附者のみとする。

(注2) 寄附者名の掲載は、寄附者が同意した場合のみとする。

福井しあわせ元気団体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金） 募金箱設置要項

（趣旨）

第1条 この要項は、「福井しあわせ元気」団体・障害者スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）が、福井しあわせ元気団体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の推進を図るために設置する募金箱に関し、必要な事項を定める。

（設置場所）

第2条 募金箱は、福井しあわせ元気団体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の趣旨に賛同し、設置について協力いただける法人、団体等またはこれらの所属機関（以下「設置協力者」という。）に設置する。

（設置期間）

第3条 募金箱の設置期間については、募金箱を設置した日から平成30年10月31日までとする。

（募金箱の配付）

第4条 募金箱は、準備委員会が調達し、配付する。

2 設置協力者は、あらかじめ募金箱設置承諾書（別紙様式第1号）を準備委員会に提出するものとする。

（募金箱の管理）

第5条 準備委員会は、募金箱管理簿を備え、募金箱の数量、設置場所等について適正な管理を行わなければならない。

2 設置協力者は、事務所または店舗ごとに募金箱管理者を定め、募金箱受領書兼設置書（別紙様式第2号）を準備委員会に提出するものとする。

3 設置協力者は、募金箱の設置場所および募金箱管理者を変更したときは、募金箱変更届（別紙様式第3号）を準備委員会に提出するものとする。

4 募金箱管理者は、募金箱を安全な方法で管理するものとし、募金箱の破損、紛失等があった場合には、募金箱破損・紛失等報告書（別紙様式第4号）により、速やかに準備委員会に報告するものとする。

(募金の収納)

第6条 募金箱管理者は、募金額を少なくとも年1回、募金額報告書(別紙様式
第5号)により準備委員会へ報告するものとする。

2 募金の納付は、準備委員会が指示する方法により行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要項は、平成27年8月17日から施行する。

様式第1号

募金箱設置承諾書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会
準備委員会会長 様

所在地 :

機関・団体名 :

代表者職氏名 :

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の趣旨
に賛同し、下記募金箱の設置を承諾します。

記

1 募金箱設置数 _____ 個

2 設置場所 _____

※設置場所が複数にわたり本表に記載できない場合は、任意の一覧表を添付してください。

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

募金箱受領書兼設置書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会
準備委員会会長 様

所在地 :

機関・団体名 :

代表者職氏名 :

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の募金箱を受領し、下記のとおり設置しましたので、報告します。

記

募金箱 管理番号	設置場所 (所在地)	募金箱管理者		
		所属	職氏名	電話番号

※設置場所が複数にわたり本表に記載できない場合は、任意の一覧表を添付してください。

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

様式第3号

募金箱変更届

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会
準備委員会会長様

所在地 :

機関・団体名 :

代表者職氏名 :

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の募金箱設置に関して、下記のとおり変更しましたので、報告します。

記

【変更前】

募金箱番号	設置場所 (郵便番号・所在地)	募金箱管理者		
		職名	氏名	電話番号

【変更後】

募金箱番号	設置場所 (郵便番号・所在地)	募金箱管理者		
		職名	氏名	電話番号

※設置場所が複数にわたるときは、任意の一覧表を作成し、添付してください。

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX番号	
メールアドレス	

募金箱破損・紛失等報告書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会
準備委員会会長 様

所在地 :

機関・団体名:

代表者職氏名:

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の募金箱設置に関して、下記のとおり報告します。

記

1 募 金 箱 番 号

2 設 置 場 所

3 設 置 年 月 日 平成 年 月 日

4 破損・紛失年月日 平成 年 月 日

5 破損・紛失の状況および理由

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX番号	
メールアドレス	

募金額報告書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会
準備委員会会長 様

所在地 :

機関・団体名 :

代表者職氏名 :

平成 年 月末現在、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金
(はぴりゅう募金) の募金箱に募金された金額を、下記のとおり報告します。

記

募金箱 管理番号	設置場所 (所在地)	募金額 (県への納入予定額)

※設置場所が複数にわたり本表に記載できない場合は、任意の一覧表を添付してください。

[記入者連絡先]

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX番号	
メールアドレス	

福井しあわせ元気団体・福井しあわせ元気大会
募金・協賛推進委員会幹事会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、募金および協賛の詳細について実務的な検討を行うため、募金・協賛推進委員会（以下「委員会」という。）の幹事会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幹事会への付託事項)

第2条 幹事会への付託事項は、別表のとおりとする。

(幹事会の構成)

- 第3条 幹事会は、委員会委員長が指名した幹事をもって構成する。
- 2 幹事会に幹事長および副幹事長を置き、委員会委員長が委嘱する。
 - 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(任 期)

第4条 幹事の任期は、幹事会の目的が達成されたときまでとする。ただし、幹事等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その幹事等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会 議)

- 第5条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 2 幹事会は、付託事項の審議結果について、委員会に報告するものとする。
 - 3 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 幹事会の庶務は、「福井しあわせ元気」団体・障害者スポーツ大会準備委員会事務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。

別 表（第2条関係）

付 託 事 項
募金および協賛の企画・推進に関すること

**「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会
募金・協賛推進委員会 幹事名簿**

(敬称略)

役職	分野	役職等	氏名
幹事長	産業・経済関係	県経済団体連合会 専務理事	鰐淵 信一
副幹事長	スポーツ関係	(公財)県体育協会 専務理事	丹羽 治夫
幹事	産業・経済関係	県商工会連合会 専務理事	田中 喜吉
		県経営者協会 専務理事	嶋岡 伸行
		福井経済同友会 事務局長	東山 清和
		県中小企業団体中央会 専務理事	田中 嘉久
		(一社)県銀行協会 事務局長	長岡 誠
		県信用金庫協会 事務局長	大橋 雅文
		県農業協同組合中央会 専務理事	松村 仁
		県漁業協同組合連合会 専務理事	中野 治一
		県森林組合連合会 専務理事	坂東 秀夫
		(公社)日本青年会議所北陸信越地区 福井ブロック協議会 運営専務	林 和哉
	運輸・通信関係	(一社)県建設業協会 専務理事	上坂 義一
		(公社)県バス協会 専務理事	野本 章夫
	宿泊・衛生・観光関係	県旅館ホテル生活衛生同業組合 事務局長	高道 英一
		(公社)県観光連盟 専務理事	高松 康二
	医療・福祉関係	(一社)県医師会 事務局長	五十嵐 国行
		(一社)県歯科医師会 事務長	牧野 直樹
		(一社)県薬剤師会 事務局長	山下 昭夫
		(社福)県社会福祉協議会 専務理事	中谷 章

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会会則の一部改正（案）

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会会則の一部を、下記のとおり改正する。

記

1 改正内容

改正前	改正後
「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会 <u>準備委員会会則</u>	「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会 <u>実行委員会会則</u>
第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会 <u>準備委員会</u> （以下「 <u>準備委員会</u> 」という。）と称する。	第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会 <u>実行委員会</u> （以下「 <u>実行委員会</u> 」という。）と称する。
(目的) 第2条 本会は、第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を福井県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。	(目的) 第2条 本会は、第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を福井県において開催するために必要な準備 <u>および運営</u> を行うことを目的とする。
(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること。	(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備 <u>および運営</u> に関すること。
第2章 組織 (構成) 第4条 本会は、会長および委員をもって構成する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。 (1)～(3) 略 (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備に關係のある者	第2章 組織 (構成) 第4条 本会は、会長および委員をもって構成する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。 (1)～(3) 略 (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備 <u>および運営</u> に關係のある者
(役員)	(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。 (1)～(4) 略 (役員の選任)	第5条 実行委員会に、次の役員を置く。 (1)～(4) 略 (役員の選任)
第6条 準備委員会の会長は、福井県知事をもって充てる。 2～3 略	第6条 実行委員会の会長は、福井県知事をもって充てる。 2～3 略
第7条 略 (任期等)	第7条 略 (任期等)
第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～3 略	第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～3 略
第9条 略 第3章 会議 (会議の種類)	第9条 略 第3章 会議 (会議の種類)
第10条 本会に、次の会議を置く。 (1)～(4) 略	第10条 本会に、次の会議を置く。 (1)～(4) 略 <u>(5) 県外開催競技会運営委員会</u>
第11条 略	第11条 略
第12条 略 2～6 略 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。 (1)～(2) 略 <u>(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。</u>	第12条 略 2～6 略 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。 (1)～(2) 略 <u>(3) 県外開催競技会運営委員会の設置および県外開催競技会運営委員会への委任事項に関すること。</u> <u>(4) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。</u>

<p>(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>8~9 略</p>	<p>(5) その他委員長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>8~9 略</p>
<p>第 13 条～第 14 条 略</p>	<p>第 13 条～第 14 条 略</p>
<p><u>(県外開催競技会運営委員会)</u></p> <p><u>第 15 条 県外開催競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。</u></p> <p><u>2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。</u></p> <p><u>3 前 2 項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。</u></p> <p><u>4 第 8 条の規定は、運営委員の任期等について準用する。</u></p> <p><u>5 第 9 条第 6 項の規定にかかわらず、運営委員会の運営委員のうち会長が必要と認める者には、報酬を支払う。</u></p>	<p><u>(県外開催競技会運営委員会)</u></p> <p><u>第 15 条 県外開催競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。</u></p> <p><u>2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。</u></p> <p><u>3 前 2 項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。</u></p> <p><u>4 第 8 条の規定は、運営委員の任期等について準用する。</u></p> <p><u>5 第 9 条第 6 項の規定にかかわらず、運営委員会の運営委員のうち会長が必要と認める者には、報酬を支払う。</u></p>
<p>第 4 章 会長の専決処分 (会長の専決処分)</p> <p><u>第 15 条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第 4 章 会長の専決処分 (会長の専決処分)</p> <p><u>第 16 条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</u></p> <p>2 略</p>
<p>第 5 章 事務局 (事務局)</p> <p><u>第 16 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第 5 章 事務局 (事務局)</p> <p><u>第 17 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。</u></p> <p>2 略</p>
<p>第 6 章 財務 (経費)</p> <p><u>第 17 条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。</u></p> <p>(予算および決算)</p>	<p>第 6 章 財務 (経費)</p> <p><u>第 18 条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。</u></p> <p>(予算および決算)</p>

<p>第<u>18</u>条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。</p>	<p>第<u>19</u>条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。</p>
<p>第<u>19</u>条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。</p>	<p>第<u>20</u>条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第7章 補則 (委任)</p>	<p>第7章 補則 (委任)</p>
<p>第<u>20</u>条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>第<u>21</u>条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(解散)</p>	<p>(解散)</p>
<p>第<u>21</u>条 本会は第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。</p>	<p>第<u>22</u>条 本会は第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この会則は、平成27年8月17日から施行する。</p>	<p>1 この会則は、平成27年8月17日から施行する。</p>
<p>2 この会則の施行の際、現に「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。</p>	<p>2 この会則の施行の際、現に「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。</p>
<p>3 この会則の施行の際、現に制定されている「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の関係規程中「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会とあるものは、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会と読み替える。</p>	<p>3 この会則の施行の際、現に制定されている「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の関係規程中「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会とあるものは、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会と読み替える。</p>

2 改正理由

第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会の開催決定に伴い、両大会運営のために実行委員会を設立するため。

(国民体育大会開催基準要項24)

3 施行日

平成27年8月17日

(改正後)

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会会則

(平成27年8月17日第1回総会決定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を福井県において開催するために必要な準備および運営を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針および計画の策定に関する事。
- (2) 大会における実施競技および会場地市町に関する事。
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関する事。
- (4) 大会開催および準備に係る経費に関する事。
- (5) 関係行政機関および関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備および運営に関する事。

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県および市町を代表する者
- (2) 県および市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備および運営に關係のある者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 実行委員会の会長は、福井県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問および参与)

第9条 本会に、顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。
- 6 役員、委員、顧問および参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・協賛推進委員会
- (4) 検討会
- (5) 県外開催競技会運営委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催に必要な方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会および募金・協賛推進委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会

に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

6 会議の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 検討会の設置および検討会への付託および委任事項に関すること。

(3) 県外開催競技会運営委員会の設置および県外開催競技会運営委員会への委任事項に関すること。

(4) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(5) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項および第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(募金・協賛推進委員会)

第13条 募金・協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

2 募金・協賛推進委員会に委員長および副委員長を置き、会長が委嘱する。

3 募金・協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 募金・協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金および企業協賛の推進に関する事項について審議し、決定するほか、募金および企業協賛の推進に必要な事業を行う。

6 募金・協賛推進委員会は、前項に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告する。

7 第8条の規定は、募金・協賛推進委員の任期等について準用する。

8 第11条第5項および第6項の規定は募金・協賛推進委員会について準用する。

(検討会)

第14条 検討会は、会長が委嘱する検討委員をもって構成する。

2 検討会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に

定める。

4 第8条の規定は、検討委員の任期等について準用する。

(県外開催競技会運営委員会)

第15条 県外開催競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、運営委員の任期等について準用する。

5 第9条第6項の規定にかかわらず、運営委員会の運営委員のうち会長が必要と認める者は、報酬を支払う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第18条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第19条 本会の收支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 條則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 本会は第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものと

する。

- 2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年8月30日から施行する。
- 2 本会の平成22年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成22年8月30日に始まり、平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年8月1日から施行する。

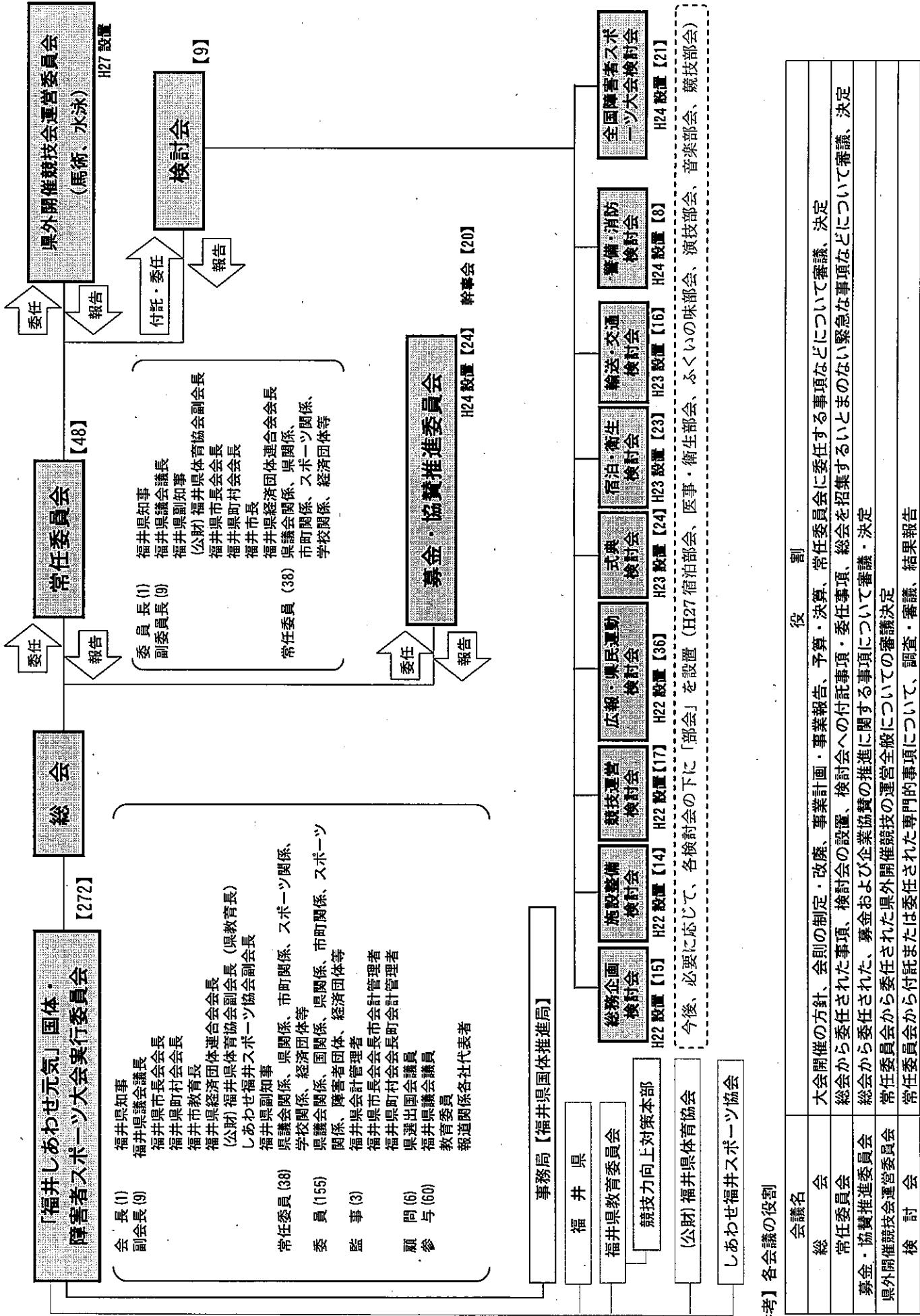
附 則

- 1 この会則は、平成26年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成27年8月17日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の関係規程中「「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会」とあるものは、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会」と読み替える。

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会組織図



平成27年8月発行

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会
第6回総会 資料

編集・発行 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会事務局
(福井県国体推進局内)

福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776-20-0772